

第三章

剣鉾のまつりの背景

劍鉾と町共同体

五島 邦治

一 劍鉾と護持組織

祭のなかで劍鉾は誰が守りし、誰が奉仕するのか、という問題は実はなかなか難しい。たしかに、おおよその祭礼では、町や村の人々が劍鉾を奉仕しているように見えるのであるが、そもそもその町や村の人々というのが、いつも曖昧である。お祀りする町や村というのが氏子地域のすべての町と村とは限らないことが多いし、それならどうしてこのように限られた町や村だけが劍鉾を奉仕するのか、ということが問題になるだろう。さらに、奉仕している人々が町や村に居住しているので、一見すると町や村が劍鉾をお祀りしているように見える場合でも、実際は町や村の組織に依らない、他の人的なつながりで劍鉾を出している、ということがある。その他の場合も含めて、劍鉾の出る祭はたくさんあるが、その護持体制は実にさまざまだといっている。

護持体制がいく種類もある、という事実に対するひとつの理由は、劍鉾の歴史的な変遷の各段階が現状に反映しており、変遷の各層をわたしたちは現在という決められた時間のなかで重層的に見ている結果だ、とする考えもできよう。けれどもそれだけでは片づけられないのは、護持体制の種類が必ずしも時間軸に並ばないからである。いく種類もあるということ自体が、劍鉾というもののそのものの性格に由来しているのではないか、とわたしは考えている。

しかしそうした結論を出す前に、ここではひとまず、現状の劍鉾の護持形態を整理してみることはじめたい。そうして、おおよその護持形態の種類と変遷の傾向を確認したうえで、とくに京都の上京を中心として行われた（そして現在も行われている）御霊祭（いわゆる上下御霊神社の祭礼）の場合に注目してみたい。そこでは、鉾の側からみた護持町の異動、町の側からみた劍鉾の異動、のそれぞれについて整理し、そこからよみとれる劍鉾と町共同体との関係をみてみようと思う。御霊祭をとりあげようとするのは、室町時代以降、この祭礼が下京の祇園御霊会と並んで、上京の代表的な祭礼であり（ほかに上京の一部には、紫野今宮神社の今宮祭の地区も含まれる）、京都の市街部においてもとりわけ歴史的に古い祭礼だからである。周知のとおり、下京で行われた祇園御霊会は、研究史上、その山鉾の巡行がとくに下京の自治組織の成立・展開と関連して述べられてきた¹⁾。それは、多分に状況証拠的な論証方法のこともあったが、それでも概ね町共同体の展開と山鉾の盛行とは併行して、同じベクトルのなかで進んできたと考えるのが妥当であろう。そうしたなかで、この下京の町共同体と祇園御霊会との関係と同じように、上京の町共同体と御霊祭との関係について考えることは、祇園御霊会の次に考えなければならぬ重要な問題だと思う。

とくに御霊祭における劍鉾と町共同体の関係については、今までほとんど正面からとりあげられることがなかったように思う。この両者の関係をそのはじまりまで遡ることは不可能であろうが、とりあえず史料の残る江戸時代前期から現代までの変遷をみてみることにしよう。そのうえで、劍鉾という祭具がもっている祭礼での性格をも考えてみたいと思う。

二 護持形態の分類

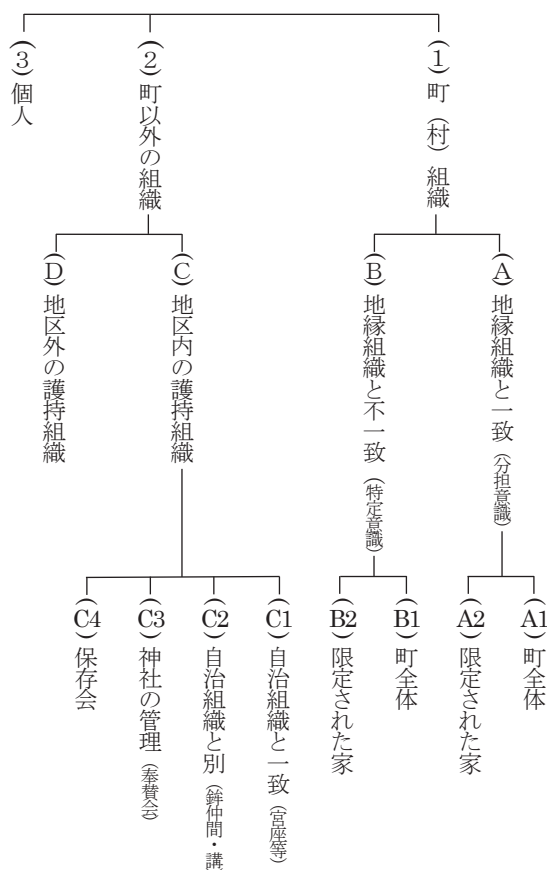
剣鉾の護持形態は複雑で、ひとつの祭礼のなかでも形態が輻輳している場合がある。また、市街部にあつてはマンシヨンの増加、郊外にあつては住宅建設による新しい住民の参入等によつて、本来の剣鉾の体制がみえにくくなつていゝ場合も多い。そこでかなり大まかに捉えざるをえないのであるが、それでもおよそ、剣鉾の護持体制を次のように分類してみたい。

まず大きく、(1)町(村)組織と、(2)それ以外の規律による組織、との二つに分けることができるだろう。またそのほかに稀ではあるが、(3)個人による護持の形態もある。最初の(1)町(村)組織が剣鉾を護持する場合、(A)祭祀組織が地縁組織とほぼ同じで、剣鉾を出す町村が祭礼全体の中で比較的平等に分担している場合と、(B)祭祀組織が地縁組織とは一致せず、特定の町村が剣鉾を護持する場合と、つまり地域全体から見れば、剣鉾を護持する町の分布が氏子地域全体のなかで均一な場合と不均一な場合、とに分けられると思う。また、そのそれぞれは、ひとつの町村全体として維持する場合と、一町村のなかでも限定された特定の家で護持する場合とがあるだろう。

(2)の町(村)組織以外の規律による組織には、(C)氏子地域の中で作られる組織と、(D)氏子地域を限定しない組織の場合がある。さらに前者(C)では、(C1)剣鉾の護持組織と氏子地域の自治組織が一致しているのであるが、そもそもその本来の町自治組織自体が地縁共同体に依らない(たとえば擬血縁的な組織である場合)、(C2)氏子の自治組織とは別個の剣鉾を奉仕するためだけの組織を作る場合、(C3)神社もしくはその傘下の奉賛会が護持する場合、さらにもう少し独立的な、(C4)地縁組織とは別個に保存会で護持する場合、の四つに分けられると思う。

それをまとめると、次の「図1」のようになる。
以下、それぞれの特徴を、祭礼における具体的な剣鉾の例をあげながら説明することしよう。

「図1」現行の剣鉾護持組織の分類



(A) 地縁組織と一致

嵯峨一帯で行われる嵯峨祭で(愛宕神社・野宮神社)は龍鉾(大門町)・麒麟鉾(中院町)・沢潟鉾(島居本町)・菊鉾(四区(小淵町・井頭町・西井頭町)・牡丹鉾(瀬戸川町・龍町・角倉町)という五基の剣鉾が出されるのであるが、各鉾を護持する町もしくはその連合は、おおそ氏子地域全体を均しく覆っているように思う。ただし、実は各鉾を護持する町もしくはその連合内では、それぞれ事情が異なっており、護持が町自治会であつたり、その下部の鉾会であつたり、

さらには牡丹鉾のように三町が年番で交代したりする。しかし、それでも祭礼全体のなかでみると、氏子地域全体の町組織に対して、神輿等の役も含めて鉾の護持が比較的平等に負担されている感がある。

嵯峨の東に位置する福王子神社の祭礼では、仲野地区（太秦宮ノ前町・太秦中筋町）・常盤地区・鳴滝地区・御室地区・福王子地区・山越地区から六基の鉾が出、おおよそ均等な地区割りによって奉仕されている。しかしここでもそれぞれの地区内では、地区の自治会として行っているものや、一定の「鉾宿」で回しているところ（たとえば常盤鉾では十軒の鉾宿）があるなど、町村内での護持体制は一樣ではない。

福王子の北側に位置する平岡八幡宮の祭礼の場合も、五つの地区のうち広芝を除く、一ノ瀬・中島・善妙寺・平岡の四地区からそれぞれ一基ずつ鉾が出され、この分類に入れることができるであろう。

市街部では、建仁寺鎮守社であった京都多比す神社の祭礼の場合が、松月鉾（東轆轤町・中轆轤町・西轆轤町）・龍鉾（小松町一部・四部）・柏鉾（北御門町）・菊鉾（山城町）・唐扇鉾（天和町）・兎鉾（亀井町）・博団山（博多町）と、地域の町によって鉾護持の分担が決まっている。

その他、市街部の小社にはこの形の護持形式をもっているところが多い。かつての清明神社や菅大臣神社、現在でも大宮通五条の住吉神社などはそうである。概して小規模の氏子地域をもつ神社の祭礼にはこの特徴が強い。

（B）地縁組織と不一致

上京の中核的な祭礼である御霊祭（御霊神社・上御霊神社・下御霊神社）の場合、上京の町組は祭礼にほとんど関与しない。鉾は現在、氏子地域の町単位もしくはその連合で護持されているが、その町は必ずしも町組の重要な町とは

限らない。御霊神社（上御霊神社）の場合、神社周辺の町に集まっている、という程度の傾向はあるかもしれない。御霊祭の鉾の詳細については、次章でとりあげることにする。

紫野今宮神社の今宮祭は、御霊祭の西に接する氏子圏をもつ祭礼で、その一部（東側）は上京の町組のなかに入る。村上弘太郎の研究によると、鉾を出す町は千本通沿いと五辻大宮周辺の二ヶ所に集中しているが、前者の鉾のほうが古い由緒をもっており、かえって西陣古町といわれる古格の後者の町のほうが新鉾とよばれて新しいという²⁾。

東山の新日吉神社の小五月会では、貞教学区の日吉町と、菊浜地区の上二之宮町・下二之宮町・八王子町・稲荷町・大宮町の五町が、それぞれ鉾を護持するので、町単位ではあるが、氏子地区全体からすると鉾の町は不均一である。

祇園の北、東海道の街道沿いの粟田神社の祭礼粟田祭では、現在三十五町の氏子町の内、十九町が鉾を所持している。しかし歴史的には、個人の所有や「鉾講中」の所有が多く、その由緒からのちに特定の町が護持することになったらしい。

ほかに、花園今宮神社、清水の地主神社などもそうした傾向が強いのではないか。

このジャンルの鉾の特徴をまとめると、地区の地縁共同体と祭祀組織が必ずしも一致せず、鉾を護持する町にも体系がみられずに恣意的であることが多い。したがって地区全体からみると、鉾を護持する町の分布が不均一ということになる。祭礼に対する意識からすると供奉の意識が強いという傾向がある。

(C1) 町村共同体以外の規律による組織でかつ自治組織と一致

Cの町以外の組織としては、まず祭祀組織が自治組織（現在とは異なることが多い）と一致していて、宮座などの血縁的組織によって運営されており、そのいくつかの組織から劍鉾を出す例をみてみたい。このタイプは、神事的意識が強いのが特徴である。

鞍馬の由岐神社の祭礼（鞍馬火祭）では四本鉾という独特の劍鉾が出されるが、ここでは地縁的な町区分（在地）とは異なる「仲間」という同族的な組織が村落を運営してきた。いわゆる七仲間といわれる大惣仲間・名主仲間・宿直仲間・僧達仲間・大工衆仲間・大夫仲間・脇仲間がそれである。したがって仲間の家は地区にモザイク状に散在していることになる。このうち鉾を出すのは、上大惣仲間・下大惣仲間・中大惣仲間・名主仲間・僧達仲間・大工衆仲間である。

北白川天神宮の氏子地区では、壹ノ鉾・貳ノ鉾・参ノ鉾の三つの鉾仲間があり、それぞれ劍鉾を護持して一年交替で一基ずつ祭礼に参加している。鉾仲間は地縁とは別個の血縁による組織で、氏子のなかで生まれた子供は、それぞれの鉾仲間の「背中別帳」などとよばれる帳簿になまえが記されて、所属する鉾仲間の「交じり子」になるという。

東山銀閣寺のある浄土寺村の氏神である八神社にも、一之鉾・二之鉾・三之鉾からなる三つの鉾講があり、血縁による家筋の者で構成され、基本的に新規のものが加入することはなく、地域に十数戸ずつ散在している。祭礼では、この講中からそれぞれ一基ずつ、即ち三基の劍鉾が祭列に連なる。

(C2) 町村共同体以外の規律による組織でかつ自治組織と別

前項、C1の自治組織と一致する劍鉾組織との区別は曖昧なのであるが、お

そらくはその後、地区の住民の増加によって、劍鉾の組織が氏子の地縁組織とは別個のものになったのであろう（そして現在もこの傾向は進んでいる）。地縁共同体からすると、劍鉾の組織が由緒をもって独立しているようにみえる。この場合、格式としての意識を伴うことが多い。

西院村の春日神社の祭礼では、五基の劍鉾が出る。劍鉾を出す組織は「鉾仲間」とよばれるが、おおよそ町単位になっている。すなわち一番・寺ノ内町、二番・立倉町、三番・車之路町、四番・新在家町、五番・今在家町である。しかし、実際は血縁に依っているもので、講員がその町に居住するとは限らない。鉾仲間の中で当屋が毎年決められ、劍鉾を護持し、次の当屋へと引き継がれる。

吉田神社末社の今宮神社の祭礼では、『愛宕郡各町村沿革調』に「劍鉾八本アリテ旧来領主ヨリ毎鉾二作給三石内外ノ田地ヲ付ラレタルヲ以テ各五六戸ニテ鉾仲間ヲ結ビ毎祭当屋ヲ設ケ輪番ニ之ヲ勤メリ。」とあるように、かつて鉾仲間運営されていた。現在は保存会になっている。

栗田神社の栗田祭の劍鉾は、先にも述べたように現在は町単位になっているが（B）、かつては鉾仲間運営されるものが多かったことが、『華頂要略』等の史料でわかる。

(C3) 神社の管理（奉賛会）

市比売神社の劍鉾は、現在では神社の管理になっているが、劍鉾が保管されている木箱裏の墨書銘には、天保二年として「平居町」「京極町」という付近の町名のなまえが記されるので、かつては町中の護持だったかもしれない。

上京区の清明神社の祭礼では、鉾二基を神社が管理し、「菊鉾会」「扇鉾会」がそれぞれ護持しているが、かつては町の預かりであったという。

ほかに長谷八幡神社の祭礼も、劍鉾はかつては村単位（中村・花園・長谷）の護持であったが、現在は神社が管理している。

いずれも本来は、町が護持していたものが、維持できなくなつて神社が管理し、奉賛会を作つて奉仕することになったのであろう。

（C4）保存会

同様に、地域の共同体組織では劍鉾を個別に維持できなくなつたために、別に保存会をつくつて別組織として護持している場合がある。八大神社（乗寺八大神社劍鉾保存会・吉田神社末社今宮神社（吉田劍鉾保存会、以前は仲間・幡枝八幡宮社などである。いずれも近年のことではあるが、地域社会の変動にしたがつて、この傾向は今後も進んでいくであろう。

（D）地区外の護持組織（もしくは任意の組織）

現状では氏子地区圏外にある劍鉾組織は、明確には認められない。けれども、歴史的に有名な祇園御霊会では、山崎の定鉾や大舎人座の鵜鉾などの基盤が、祇園社の氏子地域外にありながら、氏子地域との由緒に従つて祭礼に奉仕する、という例がある。これらの鉾が劍鉾と同じだとはいえないが、その祭礼における護持の性格には類似性があるので、このグループをもうけた。

東山区本町にある瀧尾神社は、大丸の創業者下村家に縁のある神社で、所蔵される劍鉾がかつてどのように祭礼に関わつてきたのかは不明ながら、大丸側の組織で運営されてきた可能性がある。また伏見の藤森神社の藤森祭では、この瀧尾神社が護持する鉾一基が祭列に参加する。瀧尾神社は藤森神社の氏子地区に属する一橋学区に所在するが、藤森祭への参加には任意性がきわめて強い。

また、瑞饋祭として有名な北野天満宮の氏子地区、西京の祭礼では、梅鉾・松鉾というふたつの鉾が供奉するが、その組織である二十四日講や氏子講社などは、講員は氏子地区内に居住するものというが、地縁組織全体からはかなり独立した組織である。いずれも奉賛の性格が強い。

（3）個人

最後に個人による劍鉾の護持の例を紹介したい。

東山聖護院の須賀神社の祭礼では五基の劍鉾があるが、現在はこのうち三基が出る。それぞれに鉾宿があつて、西尾八ツ橋、聖護院八ツ橋、元祖八ツ橋西尾為忠商店の三家である。休み鉾の他の二基の劍鉾も個人の護持である。

東山の栗田祭の御神宝として崇められる阿古陀鉾は、天正七、八年ごろまでは講中の護持であつたが、その後しばらくは糺屋卯右衛門個人の護持であつたという。第一鉾として重視される地蔵鉾も、かつては晴役（郷土）の西村家一統の護持であつたというが、現在は中之町の西村一家の護持になつている。また、柏鉾も東町在の個人護持であつたという。

花園の今宮神社の祭礼には三基の劍鉾があるが、そのうち龍の鉾では異なる町の二家が一年交替で鉾宿を勤めている。

『京町鑑』の富小路夷川下ル鍛冶屋町の項に、「西側大石屋某より八月十八日御霊神事に鉾出す。」と下御霊祭にも個人で劍鉾を出す例が見られる。また黒川道祐の『遠碧軒記』によると、下御霊社の石竹鉾はかつて沢路宗久の所持であつたという。個人として劍鉾を護持することはけつして例外ではない。

実際の劍鉾の護持体制は、以上述べた分類をまたがっていたり、複合していたりする場合も多い。また時間の流れのなかで変化したものもある。そうしたなかで、変遷の経過が具体的な記録に残つていてわかるのが、栗田神社

の栗田祭である。詳細は調査報告編の栗田祭の項を参照されたいが、大まかにいうなら仲間（郷土・町人）または富裕の個人から町持ちへ、という方向が指摘できるであろう。

三 御霊神社（上御霊神社）の劍鉾

1 御霊祭の歴史

前章二でみてきたように、鉾の護持形態についてはさまさまの種類のものがある、しかも同じ祭礼の中でも鉾によって違うという場合さえある、ということがわかった。そこには劍鉾自体の性格から来る規則的なものは認められず、逆に護持する体制に委ねているようなところがある。そこで次に、二でBに分類した御霊神社（上御霊神社と通称）の場合から、劍鉾と町の関係の変遷を追ってみることにしたい。最初に述べたように、御霊神社の御霊祭は、上京の町共同体の中心的な氏神であり、しかもそこに登場する劍鉾はおそらくもともと古い部類に属するものである。

御霊祭の歴史については、最近の本多健一の研究に詳しいので^③、そちらのほうに譲ることとし、アウトラインだけ確認しておきたい。御霊神社（上御霊神社・下御霊神社はそれぞれ平安前期には創建されていた上出雲寺・下出雲寺の境内社としてはじまつたらしい。御霊祭の初見は、鎌倉時代の『明月記』の一連の記事で^④、「御霊と称する辻祭」とよばれ、祭日が八月十八日であることが確認できると同時に、たとえば寛喜二年七月十八日条には「御輿迎」とあるように、七月十八日に神輿が旅所へ渡御したのち、八月十八日に本社に還御するという、後世の御霊祭の基本的な形式が成立していたと考えられる（現在は、御霊神社が五月十八日の還幸祭、下御霊神社が五月第三日曜日、または第四

日曜日を中心とする^⑤。また「上辺雑々人日来結構」（建永元年八月二十一日条、「上辺下人経宮、着金銀錦繡渡」（寛喜元年八月十八日条）とあるように、上京の経済的に裕福な都市民によって主体的に主催され、そのきらびやかな「風流」のさまが、公家をも巻き込んで見物の対象になったことがわかる^⑥。ただし、劍鉾が史料にはじめてみえるのは『教言卿記』応永十二年八月十八日条の「御霊御輿向此北小路ヲ下二神幸、鉾卅余本、神輿二社、」という記事で、十五世紀を待たなければならない。

確認しておきたいことは、室町時代には、御霊社が、公家を含めた上京の定められた地域に居住する者の産土神（氏神）として定着していることで、出産の祈願や子どもが誕生した際の参詣、正月の参詣、誕生日の参詣、といった現在の慣習につづくような風俗が成立している^⑦。また神幸祭（七月十八日）と還幸祭（八月十八日）の間の、旅所に神輿が駐留している期間に、氏子が旅所に参詣することも行われた^⑧（これは現在も他の多くの京都の祭礼で共通して行われるが、御霊祭ではその後旅所がなくなった）。

2 御霊祭と上京町組との関係

江戸時代の上京町組では、南北の堀川通（ただし一条通以北は小川通）を境界にして東を御霊社、西を今宮社の氏子区域に分けている。また東西の出水通を境界に北を上御霊社、南を下御霊社に分けている。したがって上京町組と氏子地域は一致しないのであるが、そのなかで町組としての御霊祭への関わり方はどうであったかをみてみたい。

『親町要用龜鑑録』は、上京の町年寄の長老である神田信久が、嘉永七年（一八五四）に上立売親九町組の記録をまとめたものであるが、そのなかには上京の町組として御霊会との関わりを述べているところが何か所がある。

しかしそれは全体としてけつして積極的なものではない。たとえば、上立売親八町組としては、毎年七月十八日の神幸祭（神輿迎）の前日、組町神燈を先立てて、組町の年寄連中が打ち揃って本社へ参詣することになっていた。すなわち次のようである。

一、七月十七日明日上御霊出祭に付、今夕組町神燈を以先上御霊社へ参詣、拝殿三ヶ度相廻り、夫より無滞参詣相済候段、組町々年寄宅へ町別ニ持廻り可申候、尤年行事之行事使を以可被相添候事「但、行事使袴着用ニ不及候事、」

但、右は宝暦九年閏七月より始而組町中申合参詣候儀也、^⑧

組町としては直接祭礼に関わるようなことはなく、ただたんに参詣するだけのことである。しかもこの行事は宝暦九年（一七五九）からはじまったという。

さらに、神輿が渡御して旅所に神が祀られている期間の八月十ころ、袴を着用した正装で、組町として打ち揃って旅所に参詣し、御湯料金百疋を奉納することになっていた。ところがこの初尾の御湯料は、もともと各町が個別に行っていたのを、寛政三年（一七九一）に申し合わせて行くことになったという。

但、右御初尾之儀、古来区々ニ候処、寛政三年宮本より被相頼候而、為御湯料と一ト金料銀三拾三匁ニ相定、又寛政八年より金式百疋宛ニ相定来候処、文政十一年より当時の如く金百疋ニ相定申候、尤此外是迄ハ町々より別段御膳料等も奉納仕候得共、向後一同其儀に不及候旨申段有之候事也（後略）

そして寛政三年以降は、各町からの個別の御膳料等は廃止になった。組町としても、所属する個々町としても御霊祭への関わり方はきわめて薄いといわざるをえない。

劍鉾を出す町についての規定や処遇・扱いについての記述はまったくないので、明確なことはいえないのであるが、おそらくはそのそれぞれの町に委ねられていて、組町として関与しないのであろう。わずかに、神輿役を担う上立売通寺町西入ルの上神輿町について、

一 上神輿町之儀前同断、町代給銀之割、配符筆紙料之儀、用捨致遣シ来り候事、

但、御霊神輿賄ひ仕候ニ付、如此ニ候事、

と、その神輿役の負担に応じて、「町代給銀之割、配符筆紙料之儀」を免除しているぐらいである。

ここであげたのは、上立売親八町組の場合であるが、おそらく他の組町についても、御霊祭そのものの役には直接関わらないと思われる。劍鉾はそれぞれの鉾町が個別に祭礼との関わりにおいて負担するであろう。

3 劍鉾の変遷

御霊神社（上御霊神社）の御霊祭における劍鉾は、現行では十三基あり、それは以下の通りである（順不同、括弧内は護持町）。

① 太刀鉾（青龍町）、② 龍鉾（今出川町）、③ 蓬萊鉾（武者小路町）、④ 枝菊鉾（玄蕃町）、⑤ 鯉鉾（鞍馬口町・天上町（天寧寺門前町・上善寺門前町））、⑥ 菊鉾（室町頭町）、⑦ 鷹羽鉾（上木下町）、⑧ 牡丹鉾（上柳原町）、⑨ 亀鉾（新御霊口町）、⑩ 紅葉鉾（徳大寺殿町）、⑪ 矢的鉾（塔之段六町（柳風呂町・幸神町・松之木町・北横町・上塔之段町・北苑

〔表1〕 御霊神社（上御霊神社） 御霊祭における劍鉾の変遷

鉾名	異称	御鉾吹散奉納 并町方え渡覧	紅葉鉾長持貼紙 (享和二)	上下御霊神社劍 鉾御紋使用許 可願(明治三)	現在
太刀鉾	刀鉾 浪太刀鉾	御霊口町・御霊前町 (寛永七、延享四)	御霊前之町	上御霊前之町	青龍町
龍鉾	蛇鉾 鯉鉾	今出川西半町・今出川町 (正徳二)(延享元)	今出川町	今出川町	今出川町
牡丹鉾		上柳原町 (享保二〇)	上柳原町	上柳原町	上柳原町
宝鉾		清蔵口五町組 (享保二〇)	継孝院町	継孝院町	継孝院町
亀鉾		新御霊口町・新御霊口東半町 (元文元 明和二)	新御霊町	新御霊口町	新御霊口町
枝菊鉾	四番菊鉾	玄蕃(殿)町 (元文二)	玄蕃(殿)町	玄蕃町	玄蕃町
蓬葉鉾	松鉾	武者小路町 (享保三)	武者小路町	武者小路町	武者小路町
矢的鉾		四軒在家町・四軒家町(享保二) 塔之壇組(安永四)	柳風呂町十三組 町		塔の段六町
桐鉾		室町頭町 (延享四)	室町頭町	室町頭町	廃絶
葵鉾		立売八町組(東福間院寄附、寺町八町組 (延享四)、毘沙門横町(明和六))	立売八町組		廃絶
鷹羽鉾		源照院寄附 不動前町(享保一)	不動前町		上木下町
菊鉾		御霊中町(寛延元) 後水尾院寄附	不明	上御霊中町	室町頭町
紅葉鉾	楓鉾	西洞院講中(寛永四) 徳大寺殿町講中(寛政七)	徳大寺殿町	徳大寺殿町	徳大寺殿町
鶴鉾		内構町(享保四)(寛延四)	内構町		廃絶
柏鉾		中木下町 新鉾(明和三) 黒川常陸(文化六)	中木下町		真如堂前、表、扇町
鯉鉾	鯉鉾	馬場四町組(延享二)	馬場町	上御霊馬場町	鞍馬口町・天上町
茗荷鉾	鳳凰鉾	木之下二町組(寛延元) 上木之下町(明和三)	上木之下町	上木ノ下町	廃絶

町)、⑫宝鉾(継孝院町)、⑬柏鉾(真如堂前町・表町・扇町)

御霊祭の劍鉾というと、上杉本洛中洛外図屏風の左隻に描かれた、吹き散りをなびかせて一条大路を練り歩くさまが有名であるが、現行の劍鉾が室町時代にまでそのまま遡ることはない。記録や銘文からみても江戸時代前期にまでいくのがせいぜいよいところであろう。また、劍鉾自身にも再興と廃絶の歴史があり、護持町の変転もみられる。

御霊神社が所蔵する『御鉾吹散奉納并町方え渡覧』は、明和元年(一七六四)ごろに最初にまとめられ、その後文政年間ごろまで書き継がれた、禁裏・仙洞・諸名家から寄進された吹き散りの預け先(劍鉾名・護持町)を記した帳面で(劍鉾そのものの寄進も一部には含まれる)、劍鉾の変転を知るうえでは重要な史料である。また徳大寺殿町の保管する紅葉鉾の長持の蓋裏の貼紙「御鉾順番次第」には、十七基の劍鉾の順番と護持町が記されており(同面に享和二年(一八〇二)の墨書があり、貼紙の墨書もそれからそれほど隔たらないと考えられる)、ここから十九世紀初頭の劍鉾の護持町を確認することができる。さらに「上下御霊神社劍鉾御紋使用許可願」(京都府総合資料館所蔵文書)は、明治三年ころに新政府の指導により、各劍鉾の護持町から劍鉾の用具に使用されている菊御紋の使用を願い出たときの控えの簿冊で、すべてでないが明治初年の御霊祭の劍鉾の状況がわかる。この三つの史料を中心に、各鉾町に残された文書・銘文・箱の墨書等をも加えることによって、江戸前・中期から現代に至る各劍鉾の護持町の変遷をみることができる。

すなわちそれを鉾別にまとめて、時代の変遷をみようとしたも

のが「表1」である。このなかには、桐鉾、葵鉾、鶴鉾、茗荷鉾（鳳凰鉾）のように、現在は伝わらず廃絶したと思われるものもある。

「表2」は、剣鉾の変遷を町別でみたものである。ここからは護持町の護持の体制の変化をある程度読み取ることができる。組町からそれを構成する特定の町への移動、あるいは近隣の町への移動などである。護持町や体制の変化の背景にあるのは、大部分は社会変化による人口の減少や財政上の困難などによることが多いであろうが、町として護持する剣鉾だけが変わる場合もある。たとえば、室町頭町の場合、長らく桐鉾を護持してきたが、現在護持するのは菊鉾である。報告によると、桐鉾を焼失して菊鉾に変わったというが、その際桐鉾を再興せずに、御霊中町の護持していた菊鉾を譲り受けてこれを護持することになったという事実は、護持する剣鉾に対する意識を考えるうえで一応、留意しておきたい。また上木下町であるが、茗荷鉾（鳳凰鉾）↓鷹羽鉾と護持鉾が変わっている。茗荷鉾はもとも木之下二町組として護持していたものを上木下町が単独でもつようになったものである。鷹羽鉾は明治三年以降、不動前町から移ってきたものである。

剣鉾が比較的容易に移動することについては、御霊祭以外にも多くの例がある。たとえば栗田神社の栗田祭における鷹羽鉾（東小物座町）の剣鉾では、剣に「寛文七丁未九月吉祥日／奉寄進 若王子村祭鉾／権僧正晃海「敬白」」という銘があつて（ただし現在のそれは享和三年の改作だと考えられる）、もともと若王子村の剣鉾であつたことがわかる。また、太秦の木嶋座天照御魂神社祭礼で中門前町・東辻ヶ本町から出される剣鉾では、次のような文書が一緒に伝来している。

奉願口上書

一、新在家町 松尾御神事之御矛是迄由兵衛・私両家二預り相勤来候処、此度由兵衛儀身上相仕廻申、私一人二罷成候、尤御下行米等も無之、兩人二而も勤り兼申候処別而私一人二罷成候得者、相勤り不申、迷惑仕候故、乍憚御願申上候、何とぞ 御矛役相勤り候様被為 仰付被下候者難有次第可奉存候、此段何分二も宜様御執成奉願候 以上

元文五年

新在家町

申三月十三日

願主 六郎兵衛（印）

堀 半右衛門殿
庄屋 武兵衛殿

覚

一、当町 松尾御神事之御鉾我々兩人継ケ、是迄相勤来候得共、下行米等も増而無之難儀仕難相勤候二付、此度両御町之御頼申候処、各御聞届被下、向後 御神事御勤被下候段、千萬忝奉存候、然ル上者以来如何様共両御町思召次第、毛頭差構無御座候、為後日仍而如件、

新在家町

元文五庚申年

六郎兵衛（印）

三月廿八日

同町

由兵衛（印）

辻町中

中門前町 参

〔表2〕町別劍鉾護持の変遷

町名	御鉾吹散奉納 井町方え渡覧	紅葉鉾長持貼紙 (享和二)	上下御霊神社劍 鉾御紋使用許 可願(明治三)	現在
御霊口町(御霊前町)	太刀鉾(刀鉾)(寛永七)	太刀鉾	太刀鉾	なし
上柳原町	牡丹鉾(享保一〇)	牡丹鉾	牡丹鉾	牡丹鉾
清蔵口五町組	宝鉾(享保一〇)	なし	なし	なし
継孝院町	なし	宝鉾	宝鉾	宝鉾
新御霊口町	亀鉾(初々櫛鉾) (元文元)	亀鉾	亀鉾	亀鉾
女番(殿)町	枝菊鉾(元文三)	枝菊鉾	枝菊鉾	枝菊鉾
武者小路町	松鉾(享保二)	松鉾	松鉾	松鉾(蓬萊鉾)
四軒在家町(四軒家町)、 塔之壇組、柳風呂町十三 組町、塔之壇六町	矢的鉾(享保三) 矢的鉾(安永四)	矢的鉾	なし	矢的鉾
室町頭町	桐鉾(延享四)	桐鉾	桐鉾 焼失力	菊鉾
立売八町組	葵御鉾東堀開院寄附 (二式)	葵鉾	なし	なし
寺町八町組	葵鉾(延享四)	なし	なし	なし
行事塔之壇、毘沙門横町	葵鉾(明和六)	なし	なし	なし
不動前町	鷹羽鉾(延享四)	鷹羽鉾	なし	なし

町名	御鉾吹散奉納 井町方え渡覧	紅葉鉾長持貼紙 (享和二)	上下御霊神社劍 鉾御紋使用許 可願(明治三)	現在
上木下町	茗荷鉾(明和三)	鳳凰鉾	鳳凰鉾	鷹羽鉾
御霊中町	菊鉾(寛延元)	なし	菊鉾	なし
西洞院講中	紅葉鉾 (寛延四〜寛政七)	なし	なし	なし
徳大寺殿町	紅葉鉾(寛政七)	紅葉鉾	紅葉鉾	紅葉鉾
内構町	鶴鉾(寛延四)	鶴鉾	なし	なし
中木下町	柏鉾(明和三)	柏鉾	なし	なし
真如堂前、表、扇町	なし	なし	なし	柏鉾
今出川町	龍鉾(劍銘文・正徳二) (今出川西平町)	蛇鉾	龍鉾	蛇鉾
馬場四町組、馬場町、 上御霊馬場町	蟹鉾(延享二) 鯁鉾(享和二)	鯁鉾	鯁鉾	なし
木之下二町組	茗荷鉾(寛延元)	なし	なし	なし
青龍町	なし	なし	なし	太刀鉾
鞍馬口町、天上町	なし	なし	なし	鯁鉾

すなわち、この劍鉾はもともと「松尾御神事」に奉仕していたもので、新

在家町の六郎兵衛・由兵衛らが護持していたのであるが、下行米もなく維持
が困難なため、辻町・中門前町に譲ったというのである。そして中門前町・
東辻ヶ本町では、現在も当家で鉾を飾る際に一緒に軸装したこの文書を床の

間にかけている。

劍鉾の譲渡は、明治になってからも行われた。岡崎神社の日月龍鉾鎋の箱
蓋表墨書によると、この劍鉾は、明治四十年に今宮の葵鉾町より求めたとい
う。

以上、御霊祭の劍鉾の変遷から読みとれることとして、第一に劍鉾が比較的容易に移動すること、第二に護持町に劍鉾の由緒が結びつくというよりも、むしろ劍鉾の方に由緒がついて回る傾向がある、ということを描きおきたい。この点、たとえば町と山鉾の由緒が密接に結びついている祇園祭とはかなり違うように思う。

4 祈願と報賽の劍鉾

御霊祭では、劍鉾を護持するのは町単位、もしくは複数町の組に整理されていると思うが、それらはすでにみてきたように、いわゆる上京の町組織とはほとんど関係しないばかりか、必ずしも上京の古格の町というわけでもない。上京の町共同体の自治組織と劍鉾の関係は意外に薄弱だといわざるをえない。

「御鉾吹散奉納并町方え渡覚」には、吹き散りの寄付記録のほかに、新造の劍鉾自体の寄付もみられる。貴紳からの寄付は、名目上は神社宛てに奉納され、そのうち各鉾町（護持町）への預かりという形で渡すのであるが、その護持町を決めるのは闔であつたり、あるいは寄進者の意向であつたりする。そして、そうした寄進は、寄進者もしくはその代行者（縁者）が御霊社の氏子であるということが、重要な機縁になっていると思う。

御霊祭の鉾の由緒には、きわめて古く室町時代の天皇・皇后からの奉納という伝承をもつものがある。太刀鉾（伏見天皇、龍鉾（後花園天皇、枝菊鉾（正親町天皇、蓬萊鉾（後土御門天皇御后藤子）などである。これらの由緒をただちに事実とするわけにはいかないが、現在の劍鉾群はおおよそ江戸時代前期にその基礎ができているであろう。その寄進には、明らかに産土神の意識が垣間見え、皇室との関係は由緒の権威付けのなかで、その後行われたのであろう。

たとえば菊鉾であるが、「御鉾吹散奉納并町方え渡覚」には次のようにある。

一、菊鉾 一本

右者、従後水尾院様二条行幸御願解二付、東福門院様御奉納、御霊中町預り、

つまり、寛永三年（一六二六）九月の、後水尾天皇二条城行幸の際の「御願解」（報賽すなわち御礼のことであろう）として、中宮の東福門院（徳川和子）が奉納したという。また明治三年の『上下御霊神社劍鉾菊紋使用許可願』中の、枝菊鉾をもつ玄蕃町からの願書にはこの鉾の由緒を述べて、

一、上御霊社御神事枝菊鉾之儀者、元和年中 後水尾院様 御寄付被為遊候二御座候而、当町内え御預り、守護仕来候、（後略）

とあつて、後水尾天皇自身が鉾を寄進したという。さらに、現在は廃絶して伝わらない葵鉾について、「御鉾吹散奉納并町方え渡覚」では、

一、葵御鉾 一本「葉葵紋付、長柄葵紋付」縁葵唐草、

一、同替御鉾 一本 右同断、縁牡丹

一、吹散 二掛 葵紋付

右者一式、従東福門院様御奉納、立売八町組預り、

と、これも東福門院の奉納である。「菊」「枝菊」「葵」といった鉾飾りの意匠は、天皇家や徳川家に縁のあるものであるが、いずれも公武和合の願いをもつて、後水尾天皇や東福門院の周辺から意図され、奉納されたのだと考えられよう。

同じ「御鉾吹散奉納并町方え渡覚」に鷹羽鉾一式の寄進がみえる。

一、鷹羽鉾 壺式「長柄蒔絵葵御紋付」

享保二年酉八月、從 作州津山城主松平越後守様御役介、源照院様御奉納、寺町通不動前町□預之、

これによると、鷹羽鉾は、享保二年（二七一七）に、津山城主の松平越後守宣富の仲介で源照院が奉納したものであるという。同じ史料の別の個所では「一、鷹羽鉾○津山少将御母堂御再興」とあり、源照院は宣富の母らしい。ところが『京都坊目誌』には上京の和国町の項に、下御霊社の劍鉾として

因に云ふ、毎年下御霊神社私祭に列する葵鉾は此町の守護なり。享保元年八月津山少将の母、元照院より神社に寄付するものに係る。

とあって、元照院（源照院に同じであろう）は、その前年に下御霊社の葵鉾も奉納している。松平宣富は、結城秀康の孫の松平直矩の三男であるが、松平光長の養子となり、津山藩の森家が断絶した後、元禄十一年に入部している。入部当初は、百姓一揆等の不穏な事態がつづき、国元は不安定な状態であった。そして正室は京都の公家、左中将園池公屋の娘であった。母源照院の出自を明らかにしえなかったが、おそらくは彼女も京都の公家の娘であろう。そうすれば、その縁故から子の安泰と国元の平安を祈願するために劍鉾を奉納しているのだと推測することもできる。

これもいまは伝わらない鶴鉾の場合であるが、「御鉾吹散奉納并町方え渡寛」には次のようにある。

一、鶴鉾

享保四亥年、從禁裏御所御奉納、中御門院御違例二付、勅願アリ、

御病氣御平癒被為在、尚御寿命為御長久、鶴鉾可為御奉納、依勅命、伝送（奏）勸修寺殿より時之別当大煩（炊）頭元善被召御奉納、出雲路の内構なれハ、社ニ納置同様、仍内構町え守護申付ル

つまり享保四年（二七一九）に、中御門天皇の病氣平癒を祈願し「御寿命御長久のため」、勅願によつて鶴鉾が奉納されたのである。

こうした視点から、もう一度本書に記録された劍鉾の吹散奉納をみてみると、「十五歳丑ノ年女たけ」（享保二十年、牡丹鉾・「竹姫君御方」（元文元年、亀鉾）、「登与宮御方」（寛保三年矢的鉾、あるいは「一ツ橋御簾中」（寛保三年、松鉾・「紀州富御方」（延享元年、劔鉾 などのように、寄進者には圧倒的に幼名もしくは室家名が多い。氏子として生まれた子供の無事の成長を願つて産土神に奉納したのであらう。

現青龍町所持の太刀鉾は、かつて上御霊前町の護持するところであった。その祭具を納める箱蓋には、次のような墨書銘がある。

（箱蓋表）

上御霊八所大明神御鉾箱 御霊口町組中

（蓋裏）

当社御霊八所大明神之御鉾第一番号刀鉾、近年依為零落一町中年寄并若輩各一同励願望令再造之、弥々神威所御有納受哉、仍祈願成就息災長久希所也、

寛文第十二壬子年霜月吉日

これによると、この鉾は御霊祭の第一番で「刀鉾」と号していたが、寛文十二年（一六七二）、近年零落していたのを、「一町中年寄并若輩一同」が再

造したのである。そしてその再造の趣旨は「祈願成就、息災長久希所」というものであった。とおりいつへの形式的な建前といえそれまでだが、形式的にせよ祈願文を書かせた背景には、劍鉾が課されてきた歴史的な意識があったことを示している。

少なくとも、江戸時代前期の御霊祭の多くの劍鉾が、祈願と報賽のために造られていることは、劍鉾が祭礼のなかで神事的なものよりも供奉的・奉賛的なものであったことを推測させる。そして劍鉾を護持する町が町共同体の組織とは関係なく、上京全体にかなり恣意的に分布している状況とも対応しているように思う。

四 劍鉾と町村共同体組織

以上みてきたように、劍鉾は、必ずしもその祭礼にとって基本的なものとは限らず、祭祀組織のなかでの劍鉾護持組織の重要度もさまざまである。また、護持の主体も、町・仲間（講）・神社・個人、その他保存会など千差万別で、歴史的には個人→仲間→町→神社・保存会、という傾向がある程度認められるとしても、その形態が並行して行われることもあり、一定のものではなかった。したがって、劍鉾と町村共同体組織との関係もさまざまである。かんたんにいえば、劍鉾が町村共同体を規定しているのではなく、町村共同体の方が劍鉾を規定しているということであった。つまり劍鉾は、町村共同体の形態に応じて比較的自由に受け入れられてきたといえる。

たとえば、先の二の劍鉾分類表で、同じ（一）町（村）組織の護持のなかでも、（A）地縁組織と一致（分担意識）と（B）地縁組織と不一致（特定意識）では、表面的には同じ町護持として類似していても、歴史的な経過には大きな相違

がある。（B）の代表的な例は粟田祭と御霊祭で、両者ともに歴史的な変遷をある程度追うことができる。粟田祭では、個人・仲間護持から町護持への変遷、御霊祭では産土神への奉賛的な意識を指摘した。ともに神事に対してはかなり自由度の高い供奉的な鉾がやがて一定の町の護持に定着した、という傾向が強い。それに対して（A）は、地縁組織の成熟のなかで劍鉾が利用された、あるいはすでに強固な村落の地縁組織が成立している中に劍鉾が組み込まれた、という感が強い。

ここで思い起こすのは、一条兼良の撰と伝える往来物の『尺素往来』の、祇園御霊会の風流についての次のような記述である。

祇園御霊会今年殊結構、山崎之定鉾、大舎人之鵲鉾、処々跳鉾、家々笠車、風流之造山、八撥、曲舞、在地之所役、定叶於神慮歟、晩頃白河鉾可入洛之由風聞候、

ここでは、祇園御霊会の結構に関して、山崎の定鉾、大舎人の鵲鉾のような商業座に依るもの、「家々笠車、風流之造山」とあるような個人の奉仕、そして「在地之所役」という地縁共同体による奉仕、といったものが、並列して記されている。劍鉾と祇園御霊会の山鉾風流とはただちに一緒に考えるわけにはいかないが、そこには互に通じる意識があるのではないかと考える。

（京都造形芸術大学客員教授）

註

- (1) 林屋辰三郎「郷村制成立期に於ける町衆文化」『中世文化の基調』所収、岩波書店、一九五三年、京都市編『京都の歴史』三 近世の胎動（学芸書林、一九六八年）、林屋辰三郎・川嶋将生「祇園祭の歴史」（祇園祭編纂委員会・祇園祭山鉾連合会編『祇園祭』所収、筑摩書房、一九七六年）、山路興造「祇園囃子の源流と変遷」（祇園祭山鉾連合会編『講座祇園囃子』所収、一九八八年）。
- (2) 村山弘太郎「近世の今宮祭と巡幸路」『京都民俗』二十三、二〇〇六年、本多健一「中世後期の今宮祭と西陣氏子地域」（『中近世京都の祭礼と空間構造——御霊祭・今宮祭・六斎念仏——』第五章、吉川弘文館、二〇一三年）。
- (3) 本多健一前掲書、「第二章 中世の御霊会——応仁の乱後の復興まで——」、第三章 一六世紀の御霊社・御霊祭と都市空間。
- (4) 『明月記』建永元年八月二十一日、寛喜元年八月十八日、寛喜二年七月十八日、天福元年八月十八日条。
- (5) 『実躬卿記』弘安八年八月六日条。
- (6) はやくは『公衡公記』〔昭訓門院御産愚記〕乾元二年五月九日条に、安産の祈願に神馬を渡した例がみえる。また子ども誕生の参詣の記事としては『実隆公記』延徳二年六月九日、永正八年九月五日条に、正月の参詣の記事としては、『言繼卿記』天文十二年正月十六日条等、誕生日の参詣記事としては『実隆公記』永正八年五月二十一日条、『言繼卿記』天文三年四月二十六日条等にみられる。
- (7) 『実隆公記』文亀二年八月七日、永正二年八月五日、永正九年八月四日条等、『言繼卿記』天文十八年八月十一日、天文二十三年八月四日条等。
- (8) 『親町要用龜鑑録』参。

貴所からの祭具拝領

村山 弘太郎

劍鉾の特徴の一つとして、劍鉾それ自体をはじめとして吹散や提灯といった祭具類が、禁裏御所や親王家、門跡、公家、さらには徳川將軍家をはじめとした武家などの「貴所」から寄附を受けた、あるいは受けたという伝承を有していることが挙げられるだろう。それを端的にあらわすものが、提灯や吹散に付けられた菊御紋をはじめとする貴所の紋所である^①。しかし、近世京都における貴所からの祭具寄附については禁裏御所の事例を中心として研究がはじめられたばかりであり^②、検討事例数も少なく、そのため未解明な部分も多く、基本的な事実ですらも十分に議論されてはいない。

ゆえに本稿では、劍鉾および祭具類の寄附・拝領という点に着目しながら、史料から浮かび上がるその姿の素描を行いたい。その際、特に史料も豊富な「菊御紋」付祭具の寄附を中心に検討を進める。

一 菊御紋使用伺いと劍鉾

1 菊御紋使用停止

明治二年八月二十五日、菊御紋の一般社寺での使用について、次のような太政官布告が公布された。

社寺ニテ是迄菊御紋用ヒ来ル者不少候処、今般御改正相成、社ハ伊勢・八幡・上、下賀茂等、寺ハ泉涌寺・般舟院等ノ外ハ一切被差止候旨、

被仰出候事、
但、格別由緒有之社寺ハ、由緒書ヲ以テ可伺出候事、^③

前近代社会においても、社寺をはじめ、一般において商品や商標、看板などに菊御紋を使用することは、後述するように自由ではなかったのであるが、社寺でのその使用制限が明文化されたのは、管見の限りこれが最初である^④。これに関連する法令も前後して公布されており^⑤、明治新政府が菊御紋を皇室の象徴として位置付けようとしていたことがわかる。

この法令にともない、伊勢神宮、石清水八幡宮、上賀茂神社・下鴨神社、泉涌寺、般舟院以外の社寺での菊御紋の使用が事実上不可能となった。しかし現実問題として、前近代、特に江戸時代においては、菊御紋を寄附する主体として禁裏御所以外にも親王家、門跡、公家など多数存在した。そのため、明治新政府としても菊御紋寄附の実態を把握しきれておらず、実際に使用している現場である社寺からの申し出によりその全体像を把握し、個別に吟味することで対応しようとしたのである。

これを受け、菊御紋を使用していた社寺は、菊御紋入祭具・器物の拝領を中心とした由緒書を作成し、関係各所^⑥へと提出することになった。それは菊御紋、あるいはそれに類似する意匠がある祭具を使用する限り、劍鉾を守護する鉾町や鉾仲間、または神社なども同様に伺いを立てなければならなかった。その際に作成された菊御紋使用伺書あるいは由緒書（以下、由緒書とする）は、その制作年代の新しさや、史料作成当時に、守護する劍鉾の存続にかかわる重要なものであるという史料性格から比較的多く残されている。ここではそれら史料を素材としながら、いくつかの事例をとりあげ、特に「誰から」、「どのような祭具」の寄附を受けたのかについて検討する。

2 御霊神社・下御霊神社の菊御紋付祭具

まずはまとまった形で残された御霊神社・下御霊神社をみてみよう。「表1」は、京都府の社寺係によりまとめられたと考えられる、御霊神社および下御霊神社の剣鉾の菊御紋使用伺を元に、剣鉾ごとに整理したものである⁷⁾。ここであきらかになるのは、御霊神社・下御霊神社の剣鉾すべてが含まれてはいないことである。このような状況の背景は、およそ以下のような推測が成り立つだろう。第一に、すべての剣鉾がそもそも菊御紋付の祭具を拝領していなかったということである。第二は、菊御紋付祭具を拝領してはいるものの、以後の祭祀での使用を自主的に諦めたケースである。これについてはここに収録された他の由緒書でも同様の可能性が指摘できる。つまり鉾町において由緒書作成時点で取捨選択がなされ、以後も使用する祭具のみ記載している可能性があるのである。また同様に、寄附を受けてはいるものの、菊御紋が付いていない場合はここに記載されない可能性もある⁸⁾。第三は、由緒書を提出してはいるものの、何らかの理由から別置されている可能性である。

このように、いくつかの問題点を含んだ史料ではあるが、ここに残された御霊神社十四本、下御霊神社八本の剣鉾が拝領した祭具類を検討することに より、ある程度はその傾向をあきらかになしうるものであると考える。

次に具体的に拝領した祭具を検討するため、「表1」を拝領ごとに整理しなおしたものが「表2」である。一見してあきらかなように、群を抜いて多いのは吹散である。その数は九十件中五十件、剣鉾と合わせて寄附されたものを加えると五十五件となる。また更に詳細にみると、吹散は吹散本体のみが寄附されるのではなく、寄附後に神社で行う祈禱のための清祓料や、吹散箱も同時に寄附された可能性を指摘することができるだろう。

吹散に次いで寄附品数が多いのは、修覆料の二十一件である。ここであ

修覆料とは、既存の剣鉾が破損した際にそれを修復する名目で寄附されるものである。修覆料については具体的な金額が判明するものが多く、それによると寄附の年代に関わらず、禁裏御所・白銀十枚、仙洞御所・白銀五枚、女院御所・白銀三枚となっており、また清祓料として金二百疋が寄附されている。これは剣鉾毎の破損度合により個別に寄附額が決定されるのではなく、朝廷側に一定の寄附基準が存在したことを示唆している⁹⁾。

吹散や修覆料に比べると件数が少ないのが、剣鉾それ自体の寄附である。寄附年代があきらかな十四件の内、下御霊神社の石竹鉾と扇鉾は伝承の可能性があることから除外して、残りの十二件をみると、寄附年代にある程度のまとまりがみられることがわかる。特に元禄七年（一六九四）には御霊神社の茗荷鉾と宝鉾が同時に、また宝永二年（一七〇五）には下御霊神社の橘鉾、菊桐鉾、菊鉾の三本が同時に寄附されていることが確認できる。剣鉾寄附年代の下限は安政四年（一八五七）であるが、「鉾中央金物、耆ツ、安政四巳年六月二御寄附二相成申候」とあるのみで、まったくの新規の剣鉾寄附¹⁰⁾なのか、または既存の剣鉾が破損したために剣鉾一式が改めて寄附されたのか、あるいは修覆料寄附を受け修復したものであるのかは判断できない。また文化八年（一八一二）寄附の御霊神社・龍鉾は、それ以前の天明六年（一七八六）と文化七年（一八一〇）に吹散寄附を受けていることから、文化八年度の寄附は、既存の剣鉾が破損したために改めて剣鉾の寄附を受けたと考えることが妥当である。さらに下御霊神社の重菊鉾は「再興御寄附」とあることから、享保二〇年（一七三五）以前に、既に存在していたと考えるべきである。これらを考慮すると、まったくの新規での剣鉾寄附は、本史料に記載がある分のみではあるが、元和年中（一六一五～二四）から享保二年（一七一七）にかけてであり、この点を踏まえて「表2」全体を見渡すと、修覆料寄

〔表1〕 御霊禰社・下御霊禰社の劔鉾へ寄附された祭具類

神社	劍鉾（鉾町）	寄附年(月日)	西曆	寄附主	寄附物品		
下御霊神社	石竹鉾（大門町）	永享七・八	一四三五	後花園天皇	劍鉾、吹散		
		文化二・八	一八二四	光格天皇	修覆料		
		文化二・八	一八二四	仙洞御所	吹散		
	枝菊葵鉾（和国町）		享保一・七	一七二七	靈元天皇	劍鉾、吹散	
			安永五・八	一七七六	禁裏御所	吹散	
			天明三・八	一七八三	仙洞御所	吹散	
			寛政五・八	一七九三	禁裏御所	吹散	
	菊鉾（三門町）		天保六・七	一八三五	禁裏御所	吹散	
			宝永二・一一	一七〇五	東山天皇	劍鉾、吹散	
			安永三・七	一七七四	禁裏御所	吹散	
		安永七・一	一七八八	仙洞御所	吹散		
扇鉾（讃州寺町）		文化二・七	一八二三	禁裏御所	吹散		
		嘉永六・七	一八五三	禁裏御所	吹散		
		文明二	一四七九	後土御門天皇	劍鉾		
		文化一	一八〇五	禁裏御所	吹散		
		天保二	一八四〇	仙洞御所	吹散		
		嘉永三	一八五〇	禁裏御所	吹散		
		文化二	一八六二	禁裏御所	吹散		
		宝永一	一七〇五	東山天皇	劍鉾		
橘鉾（柳四丁目町）		文化八	一八一	禁裏御所	修覆料		
		文化八・七・一六	一八一	禁裏御所	吹散		
		文政七・七・一六	一八四	禁裏御所	吹散		
		宝永二・一一	一七〇五	東山天皇	劍鉾		
菊桐鉾（毘沙門町）		文化二・三・八	一八一六	禁裏御所	吹散		
		元治一・七	一八六四	禁裏御所	吹散		
		享保一〇・八・一五	一七三五	禁裏御所	劍鉾		
		明和四・七	一七六七	禁裏御所	修覆料・白銀十枚		
				仙洞御所	吹散		
	劍鉾（鉾町）	枝菊鉾（元上河原町土町組）	元禄五・七	一七〇二	中御門院（長宮）	劍鉾、吹散、吹散箱	
		鷹羽鉾（采町）	嘉永四	一八五二	桂御所	吹散	
					不明	劍鉾	
		元真如堂町	安政四・六	一八五七	不明	劍鉾、吹散	
		太刀鉾（上御霊前町）			不明	吹散	
				安永一・五	一七七三	禁裏御所	修覆料・白銀十枚・清祓料金百足
				安永二・五	一七七三	仙洞御所	修覆料・白銀五枚
				安永一・五	一七七三	女院御所	修覆料・白銀二枚
				宝永七・八	一七〇五	仙洞御所・女院御所	吹散
				延寶四・七	一七四五	禁裏御所	吹散
	明和三・七		一七六六	禁裏御所	吹散		
	天明六・七		一七八六	仙洞御所	吹散		
龍鉾（今出川町）		文化七・七	一八一〇	禁裏御所	吹散		
		文化八・七	一八一	禁裏御所	劍鉾		
		文政一・七	一八八	仙洞御所	吹散		
		文政二・七	一八八	大宮御所	吹散		
蓬萊鉾（武者小路町）		明曆二・七	一六五六	明正天皇	劍鉾、鈴、鍵		
		寛政九・七	一七九七	中宮御所	吹散		
		寛政二・八	一八〇〇	禁裏御所	吹散		
		安永七・八	一七七八	仙洞御所	吹散		
枝菊鉾（安番町）		文化八・八	一八一	中宮御所	吹散		
		文政八・七	一八五	仙洞御所	吹散		
				不明	高張提灯		
		元和年中	一六一五	後水尾天皇	劍鉾		
		延寶四・七	一七四七	禁裏御所	修覆料		
		安永四・七	一七七五	仙洞御所	吹散、清祓料・金四百足		
		寛政二・七	一七九〇	禁裏御所	吹散、吹散箱、清祓料・金百足		
		寛政一・七	一七九九	禁裏御所	修覆料		
		文化三・七	一八〇六	禁裏御所	修覆料		

神社	劍鉾（鉾町）	寄附年（月日）	西暦	寄附主	寄附物品
御霊神社 （続き）	宝鉾 （継孝院町）	元禄七 寛政六・七	一六九四 一七九四	東山天皇 禁裏御所	劍鉾
		天保一・七 文久三・五	一八四〇 一八六三	仙洞・御所 禁裏御所	修復料・白銀十枚 修復料・白銀五枚、清祓料・金百疋 吹散

「表2」御霊神社・下御霊神社の劍鉾へ寄附された祭具類（寄附物目別）

寄附物品	寄附主	寄附先	寄附年（月日）	西暦	寄附物品	寄附主	寄附先	寄附年（月日）	西暦
劍鉾	後水尾天皇	菊鉾（下御霊中）			修復料・白銀十枚	禁裏御所	龜鉾（新御霊口町）	文政六・八	一八三三
劍鉾	禁裏御所	桐鉾（室町頭町）			修復料・白銀十枚	大典侍	龜鉾（新御霊口町）	文政七・七	一八四四
劍鉾	近衛家	牡丹鉾（上柳原町）			修復料・提灯	禁裏御所・仙洞御所	枝菊鉾（玄番町）	文政八・七	一八五五
劍鉾	不明	鷹羽鉾（采町）			修復料・白銀三枚	女院御所	龜鉾（新御霊口町）	文政八・八	一八五五
劍鉾・吹散	後花園天皇	石竹鉾（大門町）	永享七・八	一四三五	修復料・白銀十枚・清祿料・金二百匁	禁裏御所	楓鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八
劍鉾	後土御門天皇	扇鉾（讃州寺町）	文明一一	一四七九	修復料・白銀三枚	准后御所	楓鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八
劍鉾	後水尾天皇	枝菊鉾（玄番町）	元和年中	一六一五	修復料・白銀十枚・清祿料・金二百匁	大宮御所	楓鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八
劍鉾・鈴・鍵	明正天皇	蓬萊鉾（武者小路町）	明暦三・七	一六五六	修復料・白銀五枚・清祿料・金二百匁	仙洞御所	楓鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八
劍鉾	禁裏御所	鳳凰鉾（上木之下町）	元禄七・六・一八	一六九四	修復料・白銀五枚・清祿料・金二百匁	仙洞御所	寶鉾（徳大寺町）	天保一一・七	一八四〇
劍鉾	東山天皇	寶鉾（継孝院町）	元禄七	一六九四	修復料	禁裏御所	菊鉾（上御霊中町）	安政三	一八五六
劍鉾・吹散・吹散箱	中御門院（長盛宮）	枝菊鉾（元上河原町土町廻）	元禄一五・七	一七〇一	吹散	禁裏御所	重菊鉾（常磐木町）		
劍鉾	東山天皇	橘鉾（柳四町目町）	宝永一	一七〇五	吹散	禁裏御所	桐鉾（室町頭町）		
劍鉾	東山天皇	菊鉾（毘沙門町）	宝永二・一一	一七〇五	吹散	禁裏御所	桐鉾（室町頭町）		
劍鉾・吹散	東山天皇	菊鉾（三王町町）	宝永二・一一	一七〇五	吹散	仙洞御所	重菊鉾（常磐木町）		
劍鉾・吹散	靈元天皇	枝菊鉾（和国町）	享保一・七	一七二七	吹散	不明	元真如堂町		
劍鉾	禁裏御所	重菊鉾（常磐木町）	享保一〇・八・一五	一七三五	吹散	仙洞御所・女院御所	太刀鉾（上御霊前町）	宝永七・八	一七二〇
劍鉾	禁裏御所	龍鉾（今出川町）	文化八・七	一八一	吹散	禁裏御所	太刀鉾（上御霊前町）	延享四・七	一七四五
劍鉾・吹散	不明	元真如堂町	安政四・六	一八五七	吹散	閑院宮	鳳凰鉾（上木之下町）	寛延二・七	一七四九
修復料	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	延享四・七	一七四七	吹散	禁裏御所	龜鉾（新御霊口町）	明和三・七	一七五五
修復料・白銀十枚	禁裏御所	重菊鉾（常磐木町）	明和四・七	一七六七	吹散	禁裏御所	太刀鉾（上御霊前町）	明和四・七	一七六七
修復料・白銀十枚・清祿料・金二百匁	禁裏御所	太刀鉾（上御霊前町）	安永一・五	一七七三	吹散	禁裏御所	菊鉾（三王町町）	安永二・七	一七七四
修復料・白銀三枚	女院御所	太刀鉾（上御霊前町）	安永二・五	一七七三	吹散・清祿料・金四百匁	仙洞御所	枝菊鉾（玄番町）	安永四・七	一七七五
修復料・白銀五枚	仙洞御所	太刀鉾（上御霊前町）	安永二・五	一七七三	吹散	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	安永五・八	一七七六
修復料・白銀十枚	禁裏御所	宝鉾（継孝院町）	寛政六・七	一七九四	吹散	仙洞御所	菊鉾（三王町町）	安永七・一	一七七八
修復料	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	寛政二一・七	一七九九	吹散	仙洞御所	蓬萊鉾（武者小路町）	安永七・八	一七八三
修復料	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	文化三・七	一八〇六	吹散	仙洞御所	枝菊鉾（玄番町）	天明三・八	一七八三
修復料	禁裏御所	橘鉾（柳四町目町）	文化八	一八一	吹散	仙洞御所	龍鉾（今出川町）	天明六・七	一七八六
修復料	光格天皇	石竹鉾（大門町）	文化二一・八	一八一四	吹散・吹散箱・清祿料・金二百匁	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	寛政一・七	一七九〇
修復料	禁裏御所	鯨鉾（鯨四町組）		一八三	吹散	禁裏御所	枝菊鉾（和国町）	寛政五・八	一七九三

御霊神社・下御霊神社の剣鉾へ寄附された祭具類（寄附物目別）（続き）					
寄附物品	寄附主	寄附先		寄附年（月日）	西暦
吹散	中宮御所	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	寛政九・七	一七九七
吹散	禁裏御所	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	寛政二・八	一八〇〇
吹散	禁裏御所	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	文化一	一八〇五
吹散	大宮御所	鳳凰鉾（上木之下町）	御霊神社	文化三・七	一八〇六
吹散	禁裏御所	龍鉾（今出川町）	御霊神社	文化七・七	一八一〇
吹散	禁裏御所	橘鉾（柳四町目町）	下御霊神社	文化八・七・二六	一八一二
吹散	中宮御所	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	文化八・八	一八一三
吹散	禁裏御所	菊鉾（三門町）	下御霊神社	文化一〇・七	一八二一
吹散	禁裏御所	龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	文化二一	一八二四
吹散	仙洞御所	石竹鉾（大門町）	下御霊神社	文化二一・八	一八二四
吹散	禁裏御所	菊桐鉾（毘沙門町）	下御霊神社	文化二三・八	一八二六
吹散	仙洞御所	龍鉾（今出川町）	御霊神社	文政一・七	一八一八
吹散、清祓料・金二百足	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	文政一・七	一八一八
吹散	近衛家	鳳凰鉾（上木之下町）	御霊神社	文政三・八	一八二〇
吹散	禁裏御所	鯨鉾（鯨鉾四町組）	御霊神社	文政六・八	一八三三
吹散	禁裏御所	橘鉾（柳四町目町）	下御霊神社	文政七・七・一六	一八四一
吹散	仙洞御所	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	文政八・七	一八四二
吹散	六條殿	鳳凰鉾（上木之下町）	御霊神社	文政九・七	一八四七
吹散、清祓料・金二百足	女院御所	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	文政一〇・七	一八四八
吹散	大宮御所	龍鉾（今出川町）	御霊神社	文政一一・七	一八五〇
吹散	禁裏御所	桐鉾（室町頭町）	御霊神社	天保一・七	一八三〇
吹散	禁裏御所	枝菊鉾（和国町）	下御霊神社	天保六・七	一八三五
吹散	禁裏御所（力？）	楓鉾（徳大寺町）	御霊神社	天保九・七	一八三八
吹散	禁裏御所	龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	天保一一・四	一八四〇
吹散	仙洞御所	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	天保一二	一八四一
吹散	禁裏御所	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	嘉永二	一八五〇
吹散	桂御所	鷹羽鉾（栄町）	御霊神社	嘉永四	一八五二

※表中の町名は史料の表記を採用。

寄附物品	寄附主	寄附先		寄附年（月日）	西暦
吹散	禁裏御所	菊鉾（三門町）	下御霊神社	嘉永六・七	一八五三
吹散	禁裏御所	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	文久一	一八六一
吹散	禁裏御所	宝鉾（継孝院町）	御霊神社	文久三・五	一八六三
吹散	禁裏御所	菊桐鉾（毘沙門町）	下御霊神社	元治一・七	一八六四
吹散、清祓料・金二百足	禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	慶応二・七	一八六六
高張提灯	不明	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	一	一

附時期の上限が延享四年（一七四七）、吹散寄附時期の上限が宝永七年（一七二〇）であることから、劍鉾それ自体、または劍鉾および吹散など諸祭具一式の寄附がまずあり、それを守護していく過程において修覆料や吹散が寄附されるという構図が浮かび上がるのではないだろうか。

最後に、寄附主を検討するために、寄附主ごとに整理したものが「表3」である。これを見ると、寄附主体として最も多いのは「禁裏御所」である¹⁰。

これに天皇個人名での寄附を加えると全データ九十一件中五十七件、およそ六割が天皇からの寄附である。ついで仙洞御所、女院御所の順となっていることがわかる。近世期に菊御紋付祭具を寄附するのは、天皇家に限ったことではなく、各宮家や公家なども寄附する事例を確認することができ、実際に御霊神社に関するものであれば、近世期に御霊神社で作成された「御鉾吹散奉納并町方江渡寛」¹¹をみると、「一條政所」や「京極宮」、「閑院宮」、「伏見宮」などからの菊御紋あるいは菊御紋に類似する紋章のある吹散などが寄附されていることが確認できる。これらが本史料に収録されていないのは、

先にも指摘した第二の理由によるものであると考えられる。さらに補足するならば、菊御紋使用停止令の但書の「格別由緒有之」を意識し、より確実に使用許可を得ることができる可能性のある天皇、仙洞御所、女院御所から寄附された劍鉾および諸祭具のみについて伺い出たのかもしれない。いずれにせよ、天皇家以外からの劍鉾・諸祭具寄附を加えても、ここで得られた寄附主の割合に関して大きく変わるものではないと考える。

また寄附した天皇の個人名が判明する事例をみると、特に注目されるのは東山天皇で、先にも確認したように宝永二年（一七〇五）に下御霊神社の橘鉾、菊桐鉾、枝菊葵鉾の三本を同時に寄附していることである。東山天皇が個人的に御霊神社・下御霊神社を信仰していた可能性もあるが、なぜこの時

に同時に劍鉾を寄附したのか、史料的制約からここではこれ以上あきらかにすることはできない。

以上、ここでは貴所からの祭具寄附について御霊神社、下御霊神社を事例として検討してきた。ここであきらかになった祭具寄附の傾向を改めて整理しておく、①寄附主として最も多いのは禁裏御所（天皇）であり、次いで仙洞御所、中宮御所が群を抜き、それ以外は単発的なものが多い。②寄附される祭具で最も多いのは吹散である。③劍鉾修復料は銀十枚、清祓料として金二百疋と固定されている。④劍鉾自体の寄附がある際には、劍鉾のみではなく吹散や箱など同時に寄附された可能性が存在する。⑤特定の天皇から同時に複数別個の鉾町へと劍鉾が寄附されたことを確認できる。およそ上記のようになるだろう。

では劍鉾をはじめとした祭具類は、どのような過程を経て寄附がなされていたのだろうか。次章以降この点を検討していく。

二 祭具拝領の過程

前章でみたように、劍鉾をはじめとする祭具は、吹散や、それらの修復料も含め、天皇を中心とした貴所から寄附されている場合があったことがわかった。では実際にそれらの寄附を受ける際には、どのような過程を経ているのだろうか。本章ではいくつかの事例を検討することで、その実態をあきらかにすることを目指す。事例の検討を始める前に、ここにかつて筆者が検討を加えた事例から、寄附・拝領に関わる一連の過程を整理しておく。

劍鉾をはじめとした祭具類の寄附は、天皇をはじめとした貴所の側からの意向によってなされるのではなく、多くの場合は寄附を受ける側、つまりは

鉾町など鉾を守護する集団からの寄附願提出からはじまる⁽¹³⁾。願書は貴所内部の取次（替簀御所であれば大待など）の手を経て寄附主に上げられるが、取次の手に渡る前段階で、貴所の取次と接触することのできる仲介者が介在する。寄附主からの寄附が決定すれば、願書提出と同じ経路を逆にたどり、その結果が報告されることになるが、その際、京都町奉行所に向けて、寄附主からは寄附届、鉾町など鉾を守護する集団からは拝領届が提出されて、それと前後しながら、特に新造や修復の場合には、完成品を寄附主へと持参して披露を行うことにより一連の過程が終了する。寄附品は実際の物品が寄附される場合もあるが、多くは金銭で渡され、新造や修復などの差配は守護集団によりおこなわれる。また寄附が確定した後、鉾町などから寄附主をはじめとして取次や町奉行所など関係者に祝儀が手渡されるが、寄附金額と祭具購入費用・祝儀金を差し引きすると、どちらかに大幅な優位性が発生するわけではないが、守護集団はその後、年始・八朔や寄附主の人生儀礼に挨拶として祝儀金・不祝儀金を負担し続けなければならなかった⁽¹⁴⁾。

以上が、祭具寄附にかかわる一連の流れであるが、検討事例数が少なく、これがどこまで普遍化可能であるのか定かではない。ゆえにここではさらに事例を加えることにより一般化を目指す。その際、特に仲介者の存在に注目したい。筆者はかつて仲介者を、日常的に貴所へ出入りする存在⁽¹⁵⁾と位置付けたが、それは仮定の域をでていないため、この点の補足を試みたい。

1 紫野・今宮神社、東石屋町（葵鉾）のケース

文政一〇年（一八二七）三月六日、東石屋町年寄八左衛門は、今宮祭で同じく鉾町として扇鉾を守護する東千本町の年寄・八幡屋喜兵衛宅を訪れ、禁

裏御所からの修復料拝領について「副願」を依頼した⁽¹⁶⁾。東石屋町は六年前より毎年寄附願を提出し続けていたのだが認められなかったのである。寄附を受けるためには強力な仲介者が必要であると考えたのであろう。

依頼を受けた八幡屋喜兵衛こと岡本喜兵衛は、副願書を作成し、同月十六日に前・年寄である東治郎左衛門を介して大典侍内の西川右内へと提出した。この西川右内は、文政五年および八年に東千本町による寄附願を取り次いだ人物である。その副願書は次のようなものであった。

乍恐奉願口上書

一、今宮御鉾之内、東石屋葵鉾、殊外及大破二候二付、乍恐禁裏御所様方御修覆御寄附奉拝領度旨、先年方奉願上候処、御聞濟無御座、奉恐入候、則葵鉾之儀者、由緒糺鉾二御座候間、何卒当町親扇御鉾之御例を以、当五月神事前迄二御寄附被為成下候様、恐多不願奉願上候、何卒此段被為聞召分、御寄附被為成下候ハ、東石屋町者不及申、当町中一統広太之御慈悲難有仕合可奉存候、此段宜敷御取膳被成下候様偏に二奉希候、以上、

文政拾亥年三月十六日 親扇御鉾

東千本町

年寄 岡本喜兵衛（印）

前年寄 東 治郎右衛門（印）

五人組 後宮安兵衛（印）

同 永野清兵衛（印）

大典侍様御内

西川右内様

〔表3〕御霊神社・下御霊神社の劍鉾へ寄附された祭具類（寄附主別）

寄附主		寄附先		寄附年（月日）		西暦		寄附物品		寄附主		寄附先		寄附年（月日）		西暦		寄附物品	
後花園天皇	石竹鉾（大門町）	下御霊神社	永享七・八	一四三五	劍鉾、吹散	禁裏御所	橋鉾（柳四町目町）	下御霊神社	文化八・七・二六	一八一	吹散								
後土御門天皇	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	文明二一	一四七九	劍鉾		龍鉾（今出川町）	御霊神社	文化八・七	一八一	劍鉾								
後水尾天皇	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	元和年中	一六一五 （一四四）	劍鉾		橋鉾（柳四町目町）	下御霊神社	文化八	一八一	修覆料								
	菊鉾（上御霊中町）	御霊神社			劍鉾		菊鉾（二王門町）	下御霊神社	文化二〇・七	一八三	吹散								
明正天皇	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	明暦二・七	一六五六	劍鉾、鈴、鍵		石竹鉾（大門町）	下御霊神社	文化二一・八	一八四	修覆料								
禁裏御所	鳳凰鉾（上木之下町）	御霊神社	元禄七・六・一八	一六九四	劍鉾		龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	文化二一	一八四	吹散								
東山天皇	宝鉾（継孝院町）	御霊神社	元禄七	一六九四	劍鉾		菊桐鉾（毘沙門町）	下御霊神社	文化二三八	一八六	吹散								
中御門院（長宮）	橘鉾（元上河原町土町組）	下御霊神社	元禄一五・七	一七〇二	劍鉾、吹散、吹散箱		枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	文政二・七	一八九	吹散								
東山天皇	菊鉾（二王門町）	下御霊神社	宝永一・二一	一七〇五	劍鉾、吹散		鯨鉾（鯨鉾四町組）	御霊神社	文政六・八	一八三	修覆料								
	菊桐鉾（毘沙門町）	下御霊神社	宝永二・二一	一七〇五	劍鉾		鯨鉾（鯨鉾四町組）	御霊神社	文政六・八	一八三	吹散								
	橋鉾（柳四町目町）	下御霊神社	宝永一	一七〇五	劍鉾		龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	文政六・八	一八三	修覆料・白銀十枚								
靈元天皇	枝菊葵鉾（和国町）	下御霊神社	享保一・七	一七一七	劍鉾、吹散		橋鉾（柳四町目町）	下御霊神社	文政七・七・一六	一八四	吹散								
禁裏御所	重菊鉾（常磐木町）	下御霊神社	享保一〇・八・一五	一三五	劍鉾	大典侍 禁裏御所 大宮御所 仙洞御所	龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	文政七・七	一八四	修覆料・白銀十枚								
	太刀鉾（上御霊前町）	御霊神社	延享四・七	一七四五	吹散		枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	文政八・七	一八五	修覆料、提灯								
	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	延享四・七	一七四七	修覆料	禁裏御所	桐鉾（室町頭町）	御霊神社	天保一・七	一八三	吹散								
	龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	宝暦五・七	一七五五	吹散		枝菊葵鉾（和国町）	下御霊神社	天保六・七	一八三	吹散								
	太刀鉾（上御霊前町）	御霊神社	明和四・七	一七六六	吹散		楓鉾（徳大寺町）	御霊神社	天保九・七	一八三八	修覆料・白銀十枚、清祓料・金二百足								
	重菊鉾（常磐木町）	下御霊神社	明和四・七	一七六七	修覆料・白銀十枚	禁裏御所（力？）	楓鉾（徳大寺町）	御霊神社	天保九・七	一八三八	吹散								
	太刀鉾（上御霊前町）	御霊神社	安永二・五	一七七三	修覆料・白銀十枚、清祓料・金二百足	禁裏御所	龜鉾（新御霊口町）	御霊神社	天保二・四	一八四〇	吹散								
	菊鉾（二王門町）	下御霊神社	安永二・七	一七七四	吹散		扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	嘉永三	一八五〇	吹散								
	枝菊葵鉾（和国町）	下御霊神社	安永五・八	一七七六	吹散		菊鉾（二王門町）	下御霊神社	嘉永六・七	一八五三	吹散								
	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	寛政二・七	一七九〇	吹散、吹散箱、清祓料・金二百足		菊鉾（上御霊中町）	御霊神社	安政三	一八五六	修覆料								
	宝鉾（継孝院町）	御霊神社	寛政六・七	一七九四	修覆料・白銀十枚		扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	文久一	一八六一	吹散								
	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	寛政二・七	一七九三	吹散		菊鉾（二王門町）	下御霊神社	文久二	一八六二	吹散								
	蓬萊鉾（武者小路町）	御霊神社	寛政二・八	一八〇〇	吹散		枝菊鉾（毘沙門町）	下御霊神社	元治一・七	一八六四	吹散								
	扇鉾（讃州寺町）	下御霊神社	文化一	一八〇五	吹散		重菊鉾（常磐木町）	下御霊神社	慶応二・七	一八六六	吹散								
	枝菊鉾（玄番町）	御霊神社	文化二・七	一八〇六	修覆料		桐鉾（室町頭町）	御霊神社			劍鉾								
	龍鉾（今出川町）	御霊神社	文化七・七	一八一〇	吹散		桐鉾（室町頭町）	御霊神社			吹散								

御霊神社・下御霊神社の剣鉾へ寄附された祭具類（寄附主別）（続き）

寄附主	寄附先	寄附年（月日）	西暦	寄附物品	寄附主	寄附先	寄附年（月日）	西暦	寄附物品
禁裏御所	桐鉾（室町頭町）			吹散	近衛家	鳳凰鉾（上木之下町）	文政三・八	一八〇	吹散
仙洞御所 女院御所	太刀鉾（上御霊前町）	宝永七・八	一七二〇	吹散	牡丹鉾（上柳原町）	御霊神社			剣鉾
仙洞御所	太刀鉾（上御霊前町）	安永・五	一七七三	修復料、白銀五枚	鳳凰鉾（上木之下町）	御霊神社	文政九・七	一八六	吹散
	枝菊鉾（玄番町）	安永四・七	一七七五	吹散、清祓料・金四百足	鷹羽鉾（采町）	御霊神社			剣鉾
	菊鉾（三門町）	安永七・一	一七七八	吹散	元真如堂町	御霊神社			吹散
	蓬葉鉾（武者小路町）	安永七・八	一七七八	吹散	元真如堂町	御霊神社			吹散
	枝菊鉾（和国町）	天明三・八	一七八三	吹散	蓬葉鉾（武者小路町）	御霊神社	安政四・六	一八五七	高張提灯
	龍鉾（今出川町）	天明六・七	一七八六	吹散	不明	不明			
	石竹鉾（大門町）	文化二・八	一八二四	吹散	不明	不明			
	龍鉾（今出川町）	文政二・七	一八二八	吹散	不明	不明			
仙洞御所 禁裏御所	蓬葉鉾（武者小路町）	文政八・七	一八五五	吹散	不明	不明			
仙洞御所	枝菊鉾（玄番町）	文政八・七	一八五五	修復料、提灯	不明	不明			
	鳳鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八	修復料、白銀五枚、清祓料・金百足	不明	不明			
	扇鉾（讃州寺町）	天保二	一八四〇	吹散	不明	不明			
	宝鉾（継孝院町）	天保二・七	一八四〇	修復料、白銀五枚、清祓料・金百足	不明	不明			
	重菊鉾（常磐木町）			吹散	不明	不明			
女院御所 仙洞御所	太刀鉾（上御霊前町）	宝永七・八	一七二〇	吹散	不明	不明			
女院御所	太刀鉾（上御霊前町）	安永・五	一七七三	修復料、白銀三枚	不明	不明			
中宮御所	蓬葉鉾（武者小路町）	寛政九・七	一七九七	吹散	不明	不明			
大宮御所	鳳凰鉾（上木之下町）	文化三・七	一八〇六	吹散	不明	不明			
中宮御所	蓬葉鉾（武者小路町）	文化八・八	一八一	吹散	不明	不明			
大宮御所 禁裏御所	枝菊鉾（玄番町）	文政八・七	一八五五	修復料、提灯	不明	不明			
女院御所	魚鉾（新御霊口町）	文政八・八	一八五五	修復料、白銀三枚	不明	不明			
	枝菊鉾（玄番町）	文政一〇・七	一八二七	吹散、清祓料・金二百足	不明	不明			
大宮御所	龍鉾（今出川町）	文政二・七	一八二八	吹散	不明	不明			
准后御所	楓鉾（徳大寺町）	天保九・七	一八三八	修復料、白銀三枚	不明	不明			
閑院宮	鳳凰鉾（上木之下町）	寛延二・七	一七四九	吹散	不明	不明			
桂御所	鷹羽鉾（采町）	嘉永四	一八五二	吹散	不明	不明			

※御霊神社・枝菊鉾および太刀鉾が重複するため、データ数が増加する。
※表中の町名は史料の表記を採用。

願書の内容は、東石屋町の葵鉾の由緒の正当性を保証しているのみである。それでも約一か月後の四月二十一日、禁裏御所御局会所から東千本町へ、翌二十二日に東石屋町を同道して出頭するように書状が到来し、二十二日、御局会所において西川右内を取次として寄附の決定が通達された。早速東石屋町は剣鉾の修復を開始し、五月朔日に完了した旨を、おそらくは東千本町を介して御局会所へ報告したところ、五月三日に東千本町へ翌四日に剣鉾の叡覧があるので持参するようにとの指示が通知された。四日には東千本町が同道して作法を「当町先年之振合を以差図いたし」ながら叡覧が済み、その後修復料銀十枚、清祓料金二百疋が寄附された。翌五日には東石屋町から東千本町へ挨拶として、肴料・金百疋および酒五升が差し入れられた。

2 紫野・今宮神社、大下之町（牡丹鉾）のケース

東千本町が剣鉾修復料の副願をおこなったのは、東石屋町のみではなく、東石屋町と同様に今宮祭に牡丹鉾を供奉する、大下之町の修復料寄附にも関わっていた¹⁷⁾。

文政十三年（一八三〇）二月中旬、大下之町年寄小豆屋源兵衛および老分木屋甚右衛門が他一名をとめない、東千本町の東治郎右衛門宅を訪れ、「先月十六日」に寄附願を提出したものの認められなかったために、東石屋町と同様の理由で修復料寄附の副願を依頼した。

三月十六日に東千本町年寄、五人組、町惣代および東治郎右衛門の連名で東石屋町と内容の副願書を大典侍内の西川右内へと提出したところ、閏三月三日、御局会所から東千本町へと大下之町同道での出頭命令が通知され、翌四日、御局会所で西川右内から修復聞済が伝えられた。すぐさま修復に取り掛かり、四月二十三日に完了の旨を御局会所へと伝えたところ、同二十八

日に叡覧の通知が到来し、東千本町同道にて御局会所へと剣鉾を持参して叡覧が済んだ後、修復料として銀十枚、清祓料金二百疋が寄附された。その翌日には大下之町から東千本町へと「御札」として肴料・金百疋および酒五升が差し入れられた。その後、五月二日、東千本町から西川右内および宰相典侍である山岡主計へとそれぞれ南鐐一片、白銀一両が「挨拶」として差し入れられた。

3 仲介者としての東千本町

これまで剣鉾の修復料寄附をめぐる二つの事例を、仲介者である東千本町の視点からみてきた。これらの事例は関連する史料がないため、これ以上の復元は不可能であるが、当然、寄附をした禁裏御所や寄附を受けた東石屋町、大下之町から町奉行所へと祭具寄附・拝領の報告がなされたと考えられる。このことから、はじめに確認した祭具寄附の過程は一般的なものだったと考えることが可能だろう。では、仲介者たる東千本町は禁裏御所、あるいは大典侍や御局会所とどのように関係を築き、維持し続けていたのであろうか。ここではこの点を検討する¹⁸⁾。

東千本町は東石屋町、大下之町の仲介をした文政期に、ある程度正確な記録が残るものに関しても、文化三年（一八〇六）に禁裏御所からの吹散寄附を受けて以降、文化七年（一八一〇）、文政五年（一八二二）、文政七年（一八二四）、文政八年と、立て続けに寄附を受けることに成功していた。また当時の伝承としても、正徳年中（一七一―一六）に中御門天皇からの修復料および吹散の寄附、宝暦二年（一七五二）に皇女・壽宮から吹散を、明和八年（一七七二）には開明門院から吹散の寄附を受けたとしている¹⁹⁾。

東石屋町および大下之町の仲介者としての位置付けを直接確立したのは、

いうまでもなく記録類が残り人々の記憶の中にも留まる、文化三年の吹散寄附である。この時の東千本町側の担当者を見ると、年寄・箔屋仁右衛門、五人組・紙屋伊兵衛および大文字屋源七、町惣代・近江屋利兵衛と、町内での位置付けがこの時点では不明な枡屋四郎兵衛・大文字屋惣兵衛で、願書は「先代桔梗屋治右衛門」が作成したとされる。また大典侍側の担当者は大典侍の役人山岡内記と、他に高嶋監物の名が挙がっている⁽²⁰⁾。これら関係人物のうち、町惣代・近江屋利兵衛と高嶋監物の間に「御縁」があつたために寄附が実現したとする。この時、明和八年の寄附以来三十五年ぶり、禁裏御所から直接の寄附という意味では正徳年中以来約九十年ぶりに、禁裏御所との関係が復活したのである。

続く文化七年の禁裏御所からの修復料寄附では、大文字屋惣兵衛が年寄、枡屋四郎兵衛および二代目桔梗屋治右衛門が五人組、また先役年寄として箔屋仁右衛門が御局会所に出頭し、山岡内記から寄附が伝えられた。その後、氏神・今宮神社への寄附の報告や、町奉行所への拝領届提出には、後に五人組や年寄役を勤めることになる八幡屋喜兵衛が名を連ねるようになる⁽²¹⁾。

次の寄附は十二年後の文政五年の吹散寄附で、桔梗屋治右衛門こと桔梗屋治郎右衛門（東治郎右衛門）が年寄、岡本喜兵衛こと八幡屋喜兵衛が五人組として、大典侍役人西川右内を取次としながら一連の寄附の過程を経ることとなる。この時は西川右内から願書の再提出が求められているが、おそらくはこの時点で大典侍役人から宰相典侍役人へと転任していた山岡宛で願書を作成していたのではないかと考えられる⁽²²⁾。文政七年の提灯寄附では「前年寄」の東治郎右衛門が西川右内へと願書を提出し認められ、文政八年の修復料寄附でも年寄・岡本喜兵衛と五人組以外に、東治郎右衛門が前年寄として願書提出にかかわり、取次の西川右内から寄附の通知を御局会所で受けている。

このように寄附にかかわる人物に注目しながら整理を行うと、文化三年以降文政八年までの六回の寄附には、その時点で町役を勤めているかどうかにかかわらず、常に桔梗屋（恵治郎右衛門および八幡屋（岡本）喜兵衛の両名が関係していることがあきらかになる。文政八年以後も、天保十五年（一八四四）および弘化四年（一八四七）にも剣鉾修復料の寄附を受けるが、そのいずれにも八幡屋喜兵衛がかかわっていることが確認できる。これらのことから鉾町である東千本町と禁裏御所という関係から寄附が実現するのではなく、桔梗屋治郎右衛門・八幡屋喜兵衛と大典侍役人である山岡主計、西川右内との個人的関係から寄附が実現するとみなすことも可能であろう。だからこそ東石屋町と大下之町は、その強力な関係性を頼りに副願を依頼してきたのである。特に大下之町は、東千本町年寄ではなく、その時点で町役を勤めていなかった桔梗屋治郎右衛門に直接依頼していることからあきらかである。

両町からの依頼の理由には「当御町親扇御鉾之御例」とあるが、右の点を考慮に入れると、これは単純に今宮祭に供奉する十二本の剣鉾のうち、第一の鉾であり「親鉾」と称される扇鉾の威光を得ようとしたのではなく、東千本町の禁裏御所との関係、さらには桔梗屋治郎右衛門・八幡屋喜兵衛と大典侍役人との関係に注目したものであつたとすべきであろう。

もちろん東千本町としても町人の個人的関係に依存し続けることを解消し、東千本町と大典侍との関係構築・維持を目指したと考えられる。それを示すものが文政五年度の修復料寄附の際に定められた年頭・八朔の「町分方御礼之事」である。

禁裏御所江年頭八朔、町分方御礼之事

正月十五日定日

献上物之覚

大典侍様江

御絹糸

右目陣分々口
代七言文二面誂

大典侍様

御年寄様江

白銀三匁

大典侍様御内

西川右内様江

白銀壹匁

同御内室様江

御絹糸

同断
代五言斗

宰相典侍様御内

山岡主斗様江

白銀貳匁

長橋様御内

中村伊織様江

右同断

大御乳人様御内

森永織部様江

右同断

右之通、八朔同断献上仕候者也、出礼者年寄壹人罷出ル、供壹人、

この他にも毎年五月十四日には「大鯖之鮓五本」を大典侍へと献上していることが確認できる⁽²³⁾。直接東千本町への祭具寄附にかかわる大典侍以外にも、西川の前任である山岡、さらには勾当典侍（長橋局）およびその関係からか大御乳人へも付け届けがなされていることを確認できる。さらに文政六年の年始礼では、桔梗屋治郎右衛門が前年寄号を御免されたため、年寄甚助を引き連れ挨拶を勤め、甚助の「引合せ」を行っていることから、「人」から「町」へと関係の転換を図ったことが見て取れる。このように毎年付け届けを町年寄が繰り返すことにより、東千本町と大典侍との関係維持を目指していたのである。

ところで東千本町は、なぜ東石屋町および大下之町の依頼を受け、祭具寄

附の仲介を行ったのだろうか。祭具寄附は交渉などが長期間にわたる場合もあり、その際には人的・金銭的負担も多大なものになる⁽²⁴⁾。仲介者も御局会所からの差紙到来や会所への同道などの対応に追われ、また大下之町の例をみると、仲介者である東千本町も大典侍役人及び長橋局役人への祝儀金の負担が発生している。

それらの負担にもかかわらず仲介者を受けたのは次の二点だと考えられる。一つは、東千本町と大典侍との関係強化である。例年の正月・八朔の挨拶は、いわば日常的なものであり、経年とともに恒例化し、両者、特に大典侍側にとっては事務的な社交辞令へと位置付けの変化が発生しうる。そのような中において臨時・恒例外の関係を持つことは、東千本町にとって相互の関係の再確認、強化へとつながる行為である。特に、他町のものであったとしても祭具の寄附にかかわるということは、東千本町と大典侍との関係の中心に祭具拝領があるということを明確に主張する機会となりうる。その意味においては特別な出費としての祝儀負担が発生したとしても、それは恒例の挨拶の延長線上に位置付けることが可能である。

二つ目は、東千本町、あるいは扇鉾の今宮祭の中における位置付けの再確認である。今宮祭の十二の鉾町は、その鉾町たる所以について強力な起源伝承を有していない。鉾町以外にも鉾町と匹敵する町の由緒および経済規模を有する氏子町が西陣には多数存在し、新しい鉾町の創設を目指す町も存在した⁽²⁵⁾。その中において鉾町間の序列を維持するためには、他の鉾町との差異を明確化する必要が常につきまとう。このような観点からみれば東石屋町や大下之町の祭具拝領を仲介することは、鉾町間の序列確認に十分値するだろう。つまり、東千本町の祭礼での位置付けを担保するためにも、他の鉾町からの仲介依頼があれば断ることができなかったのである⁽²⁶⁾。

三 祭具拝領の意義

前章でみたように、祭礼内での自己の位置付けの担保、序列維持のために貴所からの祭具寄附を受け続け、その寄附を継続するためにも日常的な付け届けを続けなければならなかったと考えられる銚町であるが、貴所から祭具の寄附を受けるという行為は、そのような祭礼内での秩序・序列を維持するためだけに、言葉を換えるならば自己が守護する銚銚の、あるいは銚町としての權威付けのためだけに意味が見出されていたのであろうか。この点を検討するために、本章では銚銚の由緒に着目しながらその来歴について考える。

1 銚銚の所有者

先にも指摘したように、なぜそこが銚町となつたのか、ということの説明する明確な証拠となる史料や銚町としての起源伝承を有する事例を現段階では見出してはいない。町の規模や来歴、由緒から考えても、銚町と同格、あるいはそれ以上の規模を有する銚町以外の氏子町も、同一神社の氏子圏の中に多くの場合存在している⁽²⁷⁾。また史料上で銚町が守護する銚銚の由緒を語るものをみても、史料の性格にもよるが、起源伝承を説明しないものも多いのだが、そのような中において、少数ながら銚町として銚銚をその町で守護するようになつた時期などについて説明するものがある。それらを見ると内容には一つの共通点が見出せる。まずはいくつかの由緒を取り上げ、その内容を検討してみよう。

次の史料は先にも取り上げた、明治二年の菊御紋使用伺に際して提出された下御霊神社、橘銚の由緒書である。

就御尋口上書 「」 柳四町目町

一、下御霊社神宝之内、当町奉預罷在候橘御銚之儀者、宝永三酉年、從 東山院様下御霊社江御寄附被為遊候処、同三戌年五月廿一日より当町江奉預り候処、天明八申年大火之節、御銚者不申及、其外從 禁裏御所様御寄附之御吹散等迄不残焼失仕候二付、神事之節出勤不仕候処、文化八末年、禁裏御所様江御願奉申上候処、橘御銚御修覆為成下候二付、其後神事之節無滞相勤罷在候処、元治元子年七月類焼之節、焼失仕候、全當時焼残御座候分左二奉申上候、

一、橘御銚之花 式本分

文化八末年七月十七日從 禁裏御所様御寄附、

一、菊御紋附御吹散 一流

文政七申年七月十六日從 禁裏御所様御寄附、

一、菊御紋附御吹散 一流

右之通焼残三御座候得者、其外之銚道具類、不残焼失仕候二付、類焼後御神事二出勤不仕候二付、此段御断奉申上候、以上、

上京廿二番組

柳馬場竹屋町上ル

明治三年年四月

柳四町目町

年寄 善兵衛 (印)

五人頭 又兵衛 (印)

右之通町方申出候二付、此段奉申上候、以上、

中年寄 益井又四郎 (印)

添年寄 山田卯兵衛 (印)

京都 御政府 (28)

史料は、前半の由緒書と、元治元年（一八六四）七月に蛤御門の変に被災

し類焼した際に焼失を免れた祭具のうち菊御紋があるものを書き上げている。このうち由緒書部分に注目すると、橘鉾は「下御霊社神宝」であり、宝永二年（一七〇五）に東山天皇から下御霊神社へと寄附されたものを、翌三年五月二十一日から柳四町目町へ「奉預」っていたものが、天明八年（一七八八）の天明大火で焼失し、禁裏御所へと御願を申し上げたところ、文化八年（二八一）に橘鉾の修覆があつたとしている。このような、天皇から神社へと寄附があつた劍鉾を特定の氏子町、つまりは鉾町が預かると説明をする由緒書は橘鉾に限つたものではない。例えば同じく下御霊神社の重菊鉾の由緒書部分をみると「重菊御鉾、享保貳拾年卯八月十五日、禁裏御所方御寄附、右御鉾明和三年戌八月御霊神主方依頼、当町方守護致、毎年両度之神事二奉成候」⁽²⁹⁾と、禁裏御所から神社へと寄附があつた劍鉾を神主からの依頼により当町（＝常磐木町）が守護している、とする。このように、劍鉾を神社から預かるという説明は他の劍鉾の由緒書でも多数みられることから、それがたとえ形式的・観念的なものであつたとしても、劍鉾の所有権は鉾町に存在しなかつたと考えるべきであろう。それを裏付けるように、劍鉾の改造も鉾町の自由ではなかつたことが確認できる。

（前略）

右之通私共町内ニ從往古守護仕、毎年御神事之節、御祭礼ニ罷出来候義ニ御座候、然ル処、右御鉾及大破候ニ付、荷イ鉾ニ仕度旨、神主江相談仕候処、何之差支も無之儀ニ付、去ル巳年七月奉願上候処、御聞届被成下、其後前晝荷鉾ニ而是迄之通御神事毎ニ御祭礼ニ罷出申度、此段御伺奉申上候、尤此外二者御紋相用候儀者一切無御座候、以上、（後略）⁽³⁰⁾

右の史料は、下御霊神社・枝菊葵鉾の菊御紋付祭具使用伺書の一部である。

枝菊葵鉾は、享保二年（一七一七）に靈元天皇により再興寄附を受けたのであるが、その鉾が大破したために神主と相談の上、「荷イ鉾」へと改造することを「奉願上」っている。願ひ出た先がどこなのかこの史料からはあきらかにならないが、神主（神社）との相談は済んでいることから、寄附主である禁裏御所であつたと考えることが妥当だろう。枝菊葵鉾と同様に荷鉾へと改造した下御霊神社の枝菊葵鉾も「御鉾至而目方重ク御座候故、近來荷鉾ニ奉御願申上候処、御聞済ニ相成」⁽³¹⁾と、やはりその改造は鉾町の自由ではなかつたのである⁽³²⁾。では劍鉾の所有権はどこにあつたのだろうか。これは先にも確認したように、禁裏御所をはじめとした貴所から「神社」へと、劍鉾をはじめとした祭具が寄附されていること、神社では寄附された劍鉾が「神宝」として位置づけられること、また寄附された祭具は「神主方依頼」ゆえに鉾町が守護することなどから考えても、神社にあつたと考えらるべきである。劍鉾が神社から鉾町へと預けられているという姿勢は、御霊神社、下御霊神社以外でも確認することができる。次の史料は、菊御紋使用伺として紫野・今宮神社の神主から京都府へと提出されたものである。

奉差上口上書

- 一、今般菊之御紋御改ニ付取調仕候処左之通相用来候
- 一、神前扉并屋根回り椽等其外金物類
- 一、神供八脚台并机金物
- 一、神酒瓶子并台類金物
- 一、戸張六張 幕五張
- 一、神宝類并袋唐櫃金物并覆雨皮之類
- 一、神灯灯籠十対余

一、神用ニ相用候高張提灯八張

一、同断弓張提灯 五張

一、神輿飾金具之類

一、釣台覆雨具共 壺枚宛

一、神事ニ相用候鉾并吹散之類

但當時預居候町方可奉申上候、以上、

右之通從往古相用來候由緒年月等取調仕候得共更ニ不分明ニ御座候此段

奉申上候 以上

明治二年巳九月三日

今宮 佐々木從五位(印)

京都 御政府⁽³³⁾

神社の建物や幕、提灯など諸道具類、神輿の後に「神事ニ相用候鉾并吹散之類」として鉾並および吹散を書き上げているが、但し書きとして「当時預居候町方可奉申上候」として、その詳細を記述していない。ここでもやはり神社側の感覚として鉾並は鉾町へと預けているという点を読み取ることが可能である。

これらのことから、実態とは乖離している可能性もあるが、少なくとも觀念的には鉾並の所有権は寄附を受けた神社にあり、神社はそれを氏子町へと預けること、つまり鉾並の管理委託を受けることにより鉾町が成立したとすることができらるだろう。

2 鉾町の自立性

鉾並は神社の神宝であり、鉾町とはその管理委託を受けた存在であることがわかったが、では鉾町の自立性はどの程度あったのであろうか。この点を

考えながら御霊神社、下御霊神社の由緒書をみると、まず注目されるのは、寄附から委託までの間に時間差がある鉾町が存在することである。例えば先にもみた下御霊神社・橋鉾は、宝永二年に神社へと寄附され、柳四町目町が守護を始めるのが翌三年からである。また同じく下御霊神社の枝菊鉾は、中御門天皇が即位以前の元禄十五年(一七〇二)に神社へと寄附したものであるが、上河原町組がそれを守護しはじめるのは元文中(一七三六〜四〇)と、三十年以上の空白期間が確認できる⁽³⁴⁾。寄附から委託までの期間が一年以内の橋鉾はひとまずおくとしても、枝菊鉾は上河原町組が委託を受け守護を始めるまでの間、どのような扱いを受けていたのだろうか。祭列に供奉する祭具として寄附を受けた限り、祭礼へと参加しなかったとは思えにくい⁽³⁵⁾。おそらくは上河原町組以外の存在が守護し、祭礼へと供奉したと思われる。それが氏子町なのか神社なのか明確にすることは現状では困難であるが、次の史料が参考になるだろう。

(前略)

明和五年子七月、御宮江預ル、元四軒在家町守護之処、断申遣故也、

一、矢的鉾 道具共一式

文化六巳年八月六日、黒川常陸方御社へ預ル、以前中木之下町預有之候也、

一、柏鉾 長持一本

長柄一本

挑灯立式本

笠籠一荷

(後略)⁽³⁶⁾

右の史料は御霊神社が作成した、寄附された鉾並や吹散類の分配について整理したものうち、鉾町から「御宮」「御社」、つまり御霊神社へと返納さ

れた矢的鉾および柏鉾についての記述部分である。矢的鉾、柏鉾ともに何らかの理由から——おそらくは金銭的理由から——劍鉾を神社へと返上しているのである。特に矢的鉾は「断申遣」とあることから、劍鉾の守護委託を町の意志として返上したことがあきらかである。これらの事実を考慮すると、枝菊鉾も上河原町組が守護を始める以前に、他の町などが委託を受けて守護していたことが可能であろう。また同時に、神社から受けた劍鉾の守護委託は、町など被委託者の意志によりその委託を停止することが可能であったこともあきらかになる。

では委託先の決定はどのようになされたのだろうか。これは神社側の意向と鉾町側の意向が混在していたと考えられる。まず神社側の意向により委託先が決定されたと思われる事例を確認しよう。

一、靄鉾

享保四亥年、從禁裏御所御奉納、中御門院御違例二付、勅願アリ、御病氣御平癒被為在、尚御壽命為御長久、靄鉾可為御奉納、依勅命、伝送勸修寺殿方時之別当大煩頭元善被召御奉納、出雲路の内構なれハ、社二納置同様、仍内構町江守護申付ル、⁽³⁷⁾

これは享保四年（一七一九）に中御門天皇から御霊神社へと鶴鉾が寄附された際の状況を説明したものである。特定の天皇から寄附が行われる場合の理由が異例による病氣平癒祈願としていとも興味がひかれるが、ここで特に注目したいのは、委託先である内構町へ守護を「申付」ていることである。主語はないが、申し付けたのは神社であろう。

次に、鉾町側の意向から委託が決定する場合を確認したい。

口上書

從御堂上様方此度、今宮江御鉾御寄附被為有候二付、於当町鉾奉相勤申度奉存、則行事町組合六町二而是迄相勤来候故、組合五町江相談之上、此以後行事町順番之節者右五町二而弥相勤被具候筈二御望候、依之千本組鉾基御町江神事之節、烈二御加可被下旨御願申上置候儀二御座候間、是等之趣乍御苦勞御組内宜御披露可被下奉願候、以上、

明和式年酉六月

新猪熊町

組頭町 御年寄中様⁽³⁸⁾

年寄 新右衛門

右の史料は、紫野・今宮神社に堂上から寄附される劍鉾の守護を、氏子町である新猪熊町が既存の鉾町へ申し出たものである。⁽³⁹⁾ 関連史料がないために、劍鉾の寄附が新猪熊町から堂上への働きかけにより決定したのか、堂上側の意向により寄附が決定されたのかをあきらかにすることはできないが、いずれにせよ、これまで確認したように貴所から神社へと劍鉾が寄附されていることと、その劍鉾を「於当町鉾奉相勤申度」と、新猪熊町の意向から委託の実現を目指していることがわかる。⁽⁴⁰⁾

以上のことから、寄附された劍鉾の委託先決定については鉾町（氏子町）側の意向も反映される場合もあること、委託が決定した後も、鉾町側の意向により劍鉾の委託返上が可能であったことがわかる。

最後に委託決定後の鉾町について、祭具寄附という観点から確認しよう。

「御鉾吹散奉納并町方江渡寛」⁽⁴¹⁾ には、御霊神社が寄附を受けた八十九件の祭具についてその来歴が記されている。その内、特に寄附を受けた祭具の分配の方法について説明があるものをみると、吹散の分配については三つの

方法があつたことがわかる。一つは「以鬘相渡」で、これは神社へと寄附されたものを、既存の鉾町間において平等性を確保しながら分配したものであると思われる。いま一つは、寄附主からの「以御差図」で分配する方法である。寄附主が特定の剣鉾（鉾町）へと吹散を寄附するものであるが、最初に神社へ寄附するという形式が残されたものであろう。最後は、特定の剣鉾（鉾町）へと直接寄附するものである。この場合は、神社は吹散寄附に關与しておらず、鉾町から神社へと清祓に持参した際に寄附の事実を把握したものであると考えられる。

後者二つの分配方法は、第二章で確認した鉾町から直接寄附願を貴所へと提出し、それが受理され寄附された事例を、神社側の視点から記したのではないだろうか。つまり剣鉾の守護委託を受けて鉾町として固定した後は、鉾町の判断で守護あるいは剣鉾維持に必要な寄附を、神社を介することなく貴所へと直接願い出るだけの自立性を確保していたのである。

以上、本章では由緒書を手掛かりとして、剣鉾の来歴について検討してきた。今一度ここで内容を整理すると、剣鉾は神社の「神宝」として位置づけられていること。貴所から寄附を受ける際の宛先は、まず神社へと寄附され、その後特定の氏子町へと管理（＝守護）が委任されること。剣鉾管理の委託先が固定化された場合には、委託が固定化された氏子町（＝鉾町）へと直接貴所からの修復料や吹散が寄附されること。しかし委託が行われた後も、委託先である鉾町の意向により剣鉾の返上が可能であり、その際には鉾町の変更があること。およそ上記のようになるだろう。

以上のことから、剣鉾とは本質的には神社神宝として位置づけられる「祭具」であり、鉾町はその管理委託を受けた存在であるため、その意味で、本来の寄附主、つまりは祭具寄進者である貴所に修復料や、あるいは吹散など

新たな荘厳具の寄附を願うことは、当然の権利と同時に義務であつたと考えられる。

おわりに

本稿では剣鉾をめぐる諸問題について、貴所からの祭具寄附、その中でも特に朝廷からの寄附事例に着目しながら史料からみえる状況の素描を行ってきた。剣鉾をはじめとした数多くの祭具類が、どのように寄附されていたのかについてある程度の見通しが立てられたのではないかと考える。また史料制約などから、これまで必ずしも意識して検討されてこなかった鉾町の起源についても、それを考えるための糸口をつかめたのではないだろうか。最後に、残された課題や問題点について確認することにより結びとしたい。

本稿で検討対象とした神社は、御霊神社、下御霊神社、今宮神社と、元来特に朝廷との関係の深い神社である。そのため第一の問題として、本稿で得られた傾向が、他の神社へとどこまで一般化していくことが可能であるのかということ挙げられる。また、使用した史料も由緒書や後年にまとめられたものを中心としたため、実態と当時の伝承、または観念との間の開きを考慮しなければならぬだろう。本稿で検討したことのうち特に第三章は、当時の観念・感覚的なものであることを今一度ここで確認しておきたい。この点について実態との隙間を埋めるためにも、さらに多くの事例を収集するとともに、神社および朝廷側の史料からの考察も行う必要がある。また同時に朝廷などの貴所が神社へと剣鉾など祭具を寄附する理由についても考えていかなければならない。そうすることにより、鉾町と神社、朝廷など貴所との関係を立体的に把握することが可能になるだろう。最後に、本稿では検討す

ることができなかった徳川將軍家をはじめとする武家からの祭具寄附を検討することの必要性である。武家も朝廷と同様に、祭具を介した関係が構築されていたと考えられるが、それをあきらかにすることで、従来の研究とは違った側面から支配者・被支配者の関係を照射することができるようになるだろう。

以上のように残された問題も多いのであるが、劍鉾という物品を中心として展開する社会関係についての考察を行うための下地の準備が、本稿によって達成できたのではないだろうか。

(京都外国語大学非常勤講師)

註

(1) 「京の民俗文化活性化プロジェクト」による今回の調査では、吹散は主要な調査・研究対象とはならなかった。この点については今後の調査にゆだねたい。しかし、計測班により採集された銘文や祭具類の箱書きにのうち、特に剣先箱や吹散箱に「禁裏御所御寄附」などの記述が多数確認され、また菊御紋などの紋所も確認することができた。計測班による成果は、本書にも銘文編として収録されている。

(2) 古岡拓「近世後期における京都町人と朝廷——祇園祭山鉾町を主な事例として」『日本歴史』七百三二、二〇〇六、拙稿「近世京都における朝廷よりの祭具拝領」『京都民俗』二十六、二〇〇九 など。

(3) 『京都町触集成』(十二巻、触番号九三九)

(4) 一般の商品・商標・看板などについての使用制限は、明治元年三月二十八日付で、次のような布告が出されている。

- 一、禁裏御用或ハ禁裏御料又ハ禁裏御用杯ト云符勝示杭等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候処、往々見受候ニ付、以来屹度相改、御用御料ト而已書記イタシ候様被仰出候事、
- 一、提灯又ハ陶器其外売物等ニ御紋ヲ画キ候事共、如何ノ儀ニ候、以来右ノ類御紋ヲ私ニ附ケ候事、屹度可禁止旨被仰出候事、
- 但、御用ニ付是迄被免ノ分モ一応伺出可申事、
- 右ノ通被仰出候條、末々迄不洩様可申達事、『太政官日誌』

菊御紋の使用制限がどのような段階を経てなされたのかという点については、別稿をたて

る予定である。

(5) 明治二年二月二十八日には各宮家や公家が祈願所とした寺院への菊御紋寄附および祈願所の新設が禁止され、明治二年八月二十五日付で、親王家で使用する菊御紋も「十四、五葉以下、或ハ裏菊等」に改変することが指示された。またそれは同年十月十日に親王家をはじめ「宮、門跡、黒御所、華族等」と適用が拡大され、「是迄親王家始社寺ノ向ヘ寄附相成来リ候分、朝廷御寄附ニ紛敷甚不都合ノ次第ニ付、早々相改」めるように指示がだされた。菊御紋の独占化が徹底した態度で開始されていたことがわかる。

(6) 基本的には府県の社寺掛りであるが、直接太政官などへと提出したものも見受けられる。

(7) 京都府立総合資料館所蔵。簿冊名「天北山一件」。なお作表にあたり、拝領の事実が不明確な事例については除外した。また、一部鉾町や鉾名は推定したものを含む。なお現行の鉾町と異同があるが、この点については本稿ではひとまずおいておく。

(8) 前掲註(2) 拙稿参照。

(9) この寄附基準が劍鉾のみに適用されるものなのか、あるいは神輿など他の祭具類、または寺院向けの寄附品なども同様なのかという点については今後の課題としたい。

(10) ここでいう「まったくの新規」とは、それまで存在しなかった劍鉾が新造・寄附されることを想定している。

(11) しかしここで一つの疑問点が生じる。天皇の個人名義による寄附と、禁裏御所名義での寄附の並存である。これについての明確な解答はいまだ持ち合わせてはいないが、おそらくは天皇・朝廷側からの申し出による寄附の場合と、鉾町側からの寄附願いを受けての寄附の場合という差異の表れであり、前者の場合は天皇の個人名、後者の場合は禁裏御所と表記される、とここでは仮定しておく。

なお、後述するように、「禁裏御所」という名称で寄附された場合も、大典侍などの御常御殿の事務を掌握する役人からの寄附ではなく、それら役人はあくまで取次であり、寄附の最終決定権は天皇にあったと考えられる。

(12) 御霊神社所蔵。翻刻文は本書史料編に所収。

(13) 今回の調査でも、管見の限りではあるが、天皇など貴所側からの申し出による祭具寄附の事例は見いだせなかった。しかし江戸時代初期の史料はその残存状態が悪いため、江戸時代全期を通じて、すべてが護持集団からの申し出により寄附がなされていたとは断言できない。特に第三章で検討するが、由緒書をみると鉾町が成立する時点では貴所からの寄附があったとするものが多い。

(14) 前掲註(2) 拙稿。

(15) 前掲註(2) 拙稿。

(16) 以下、京都市歴史資料館架蔵写真版「東本町文書」。

(17) 前掲註(16) 同。

(18) 前掲註(2) の拙稿では、仲介者を日常的な出入関係にある存在と仮定したが、ここでは主に個人的な付き合い関係を想定している。

(19) 記録の不在について、三元禄以前之古き書物者、享保十五亥年、西陣大火の節、焼失となれ

り」と、享保十五年（一七三〇）の西陣焼の際に焼失したとする。東千本町に限らず、京都、特に洛中地域では、古文書類の不在を西陣焼、天明大火、蛤御門の変での焼失と説明するのは常套的手段である。大火以前の寄附、ここでは中御門院からの修復料・吹散寄附が事実であるかどうかは今後の研究にゆだねたい。

(20) 高嶋監物がどのような人物であるのか、いまだあきらかにできていない。しかし、天明八年（一七八八）三月に設置された禁裏御所の御造宮御用掛には、禁裏方の御用掛に修理職加勢として（栗本康代「近世内裏の生活空間と儀式空間に関する研究」科学研究費助成事業研究成果報告書、二〇一二）、また、同年十一月には御所修理職として『妙法院日記』二十一巻、その名を見いだせる。いずれにしても寄附を取り次ぐ大典侍とは役職的には無関係であると考えられる。

(21) この時の寄附は、東千本町側からの願書についての言及がない。また山岡から通知された文言も、「禁裏御所様より今般、先例を以テ、扇、御鉾御修復、御寄附被成下候旨被仰渡候、誠第一番之御鉾故、今宮同様ニ思召、禁裏様ニ茂殊ニ御厄前三而、格別之御信仰之由ニ候間、有難御請可申」と、天皇の厄年との関係が説明されており、あるいは禁裏御所の意向による寄附であったのかもしれない。禁裏御所をはじめとした貴所の意志による寄附については今後の課題としたい。

(22) 大典侍役人が西川に代わり、新たな関係構築の必要性が生じたのだろう、西川右内本人への祝儀だけではなく、「格別之御働故」としながらも、「西川御内方お柳」へも金二百疋を支払っている。

(23) これ以外に安政二年（一八五五）段階で「七、八年も忠節ニ相成候」として高嶋監物へも神事の際に鉾の献上をおこなっている。新たな関係構築を目指したのだろう。

(24) 前掲註（2） 拙稿。

(25) 前掲註（2） 拙稿。

(26) 今宮祭において東千本町の扇鉾とはほ同格の序列を有する菊鉾を守護する西千本町は、祭具拝領の仲介をすぐ隣町である東千本町に依頼せずに今宮神主に依頼する（前掲（2）拙稿）。祭礼内での序列変化を嫌ったためであろう。なお、祭礼運営維持の論理については別稿を用意している。

(27) 拙稿「今宮祭と巡幸路」『京都民俗』二二三、二二〇六

(28) 前掲註（7）同。

(29) 前掲註（7）同。

(30) 前掲註（7）同。

(31) 前掲註（7）同。

(32) 鉾の改造に際して必要な費用の寄附を願い出た可能性もあるが、菊御紋付祭具使用伺書という史料の性格を考えると、その場合は朝廷との関係をより明確にすべく、改造費用の寄附があったことを明記したと思われる。ゆえにここでは改造それ自体についての願い出でであったと考えるべきだろう。

(33) 拙稿「菊号調書」の解説と翻刻（三）『京都産業大学日本文化研究所紀要』十九、二〇

一二）。なお、今宮神社は本史料とは別個に神社と朝廷との関係を説明する由緒書を提出している。

(34) 前掲註（7）同。

(35) 紫野・今宮神社の沢瀉鉾が祭具寄附を受けた際に、何らかの手違いから町奉行所への拝領届提出がなされなかった。その際、寄附を受けた限りは祭礼で使わなければならないと説明する。（前掲註（2） 拙稿。

(36) 前掲註（12）同。

(37) 前掲註（12）同。

(38) 京都市歴史資料館所蔵「花車町文書」。

(39) 今宮祭では「行事町」として町組が祭礼にかかわっている。その詳細については別稿をたてる予定であるが、概略については拙稿「西陣・今宮祭にみる町組による祭礼運営」（京都産業大学日本文化研究所報『あふひ』十六、二〇一一）参照。なお、ここでの新猪熊町の希望はかなえられなかったものだと思う。（前掲註（2） 拙稿。

(40) 新猪熊町への鉾鉾委託は新たな鉾町の創設であるのだが、註（39）で指摘したように実現しなかったことを考えると、今宮神社の意向による申し付けであったことは考えにくい。今宮神社から新猪熊町へと鉾鉾守護を申し付けたのであれば、事前に今宮神社から既存の鉾町への調整があるだろうし、またその時点で既存の鉾町による新鉾町創設拒否があったと思われる。

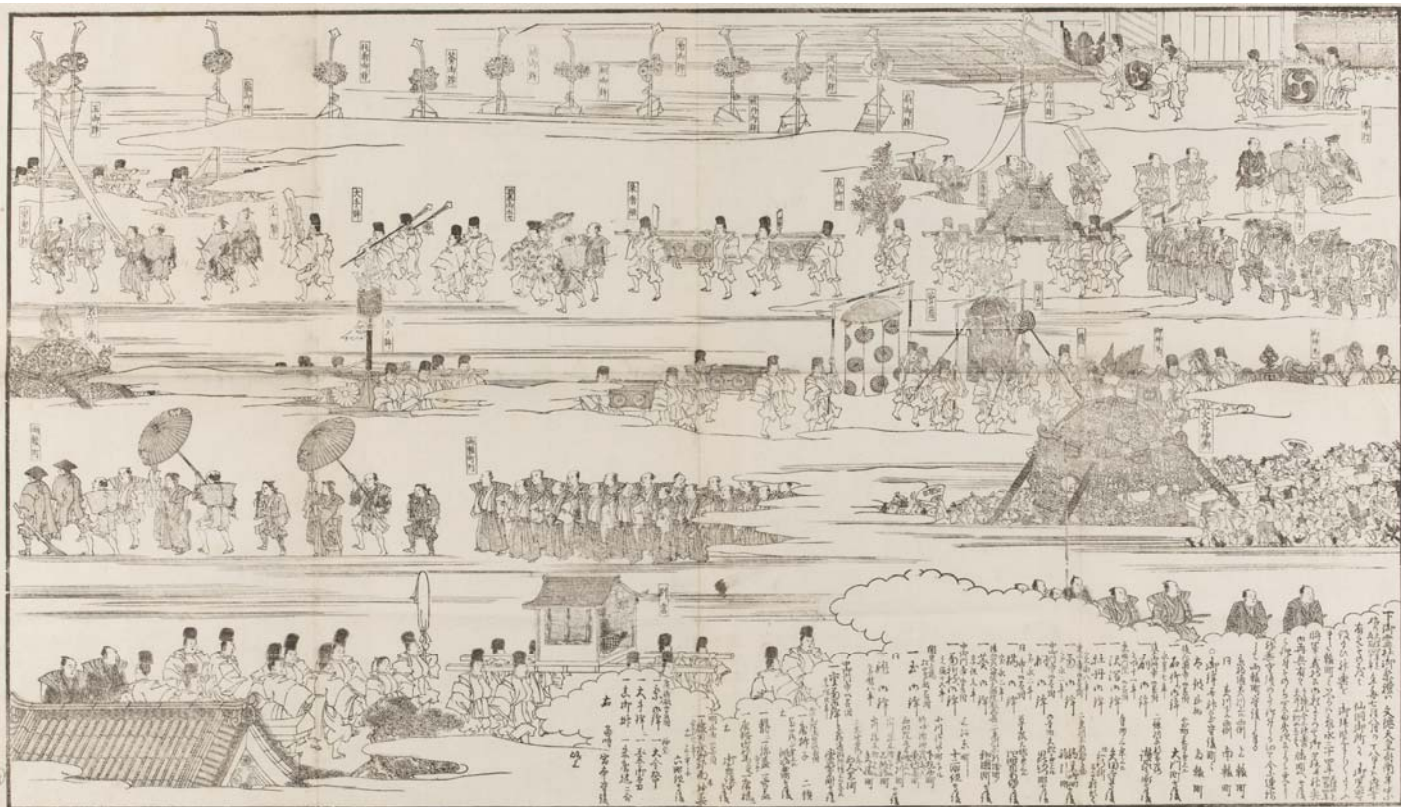
(41) 前掲註（12）同。

下御霊祭剣鉾一枚摺「神幸図」

福原 敏男

一 絵師藤原清春と彫師祖父江左門

剣鉾のまつりの絵画資料としては上杉本洛中洛外図をはじめ、肉筆のものが知られている。さらに、木版画の資料としても、本章で紹介されている地誌の挿絵（版本）にいくつか見られる。それに対して、一枚摺の墨摺木版画はほとんど知られていない。その点、下御霊祭の剣鉾のまつりを描いた天保四年（一八三三）の一枚摺「神幸図」には十二基の剣鉾が描かれている（その歴史や民俗については本書当該箇所を参照）。これは既に明治四十年（一九〇七）『下御霊神社誌』の折り込み附録として再板されたようである（国立民族学博物館蔵本は附録付き—今中崇文氏の御教示による）。以下、架蔵本を翻刻しよう。全紙は縦四五・九×横七三・六センチメートル、郭内は縦三八・三×横六六・八センチメートル、薄く白雲母がひかれている。郭外左下隅に「大和絵師 菱川清春」と「彫刻師 祖父江左門」の名が摺られている。菱川清春（文化四—明治十年、一八〇八—七七、『国書人名辞典』）は京都の浮世師であり、『日本古典籍総合目録データベース』（国文学研究資料館）によると、清春名の作品数は十二、画号他として、菱川清春・清晴・青楊斎・青楊斎菱川清春、著作分野は合巻一・読本三・滑稽本二・教訓一・伝記一・風俗一・料理一・本草一で、成立年は天保三〜七年（一八三二〜三六）である。また、別名小野広隆名の地誌『紀伊国名所図会』三編（上田公長、西村中和と合作、天保九年（一八三八）刊、同後編（嘉永四年（一八五二）刊）の挿絵を描いている。三編には現紀の川市粉河祭が鮮明に描かれ、記録画としての祭礼図になっている。



天保九年（一八三八）刊の『平安人物志』『画』には、「藤原清春【号雪艇、又広隆、今遊南紀】菱川吉左衛門」とある。また、安政三年（一八五六）以前成立『京撰戯作者考』（安政三年に著者・木村黙老は死亡、『続燕石十種』所収）『浮世絵師』の項に「青陽齋菱川清春 京師の人、医師村何某の男、幼名国太郎、後、国助と更む、初、上田公長門人、今時紀州若山に移住す、更めて小野広隆と号す」とある。さらに、井上和雄の昭和六年（一九三一）『浮世絵師伝』（渡辺版画店刊、国立国会図書館デジタルコレクション）には以下のように記される。

【作画期】文政―天保

京都の人か、藤原姓、菱川氏、俗称吉左衛門、蕙泉齋・雪艇と号し、後に小野度隆と改む。按ずるに、彼が菱川氏を称せしは如何なる根拠を有するや不明なれど、天保頃の版本『伊勢物語』の扉絵（彩色摺）に美人の図を画きて「菱川師宣古図、翠松園珍藏、五代目菱川清春模写」と記せり、これに由つて観れば、彼は師宣以後五代目の画系を継承せしものゝ如し。文政十三年版『^{御影}風流雅帖伊勢土産』に「^{参宮}睡齋菱川清晴画」とあるは此の清春と同一人なり。天保初め頃には大阪上町に住し、一枚続などをも画きたりき。また天保六年版の『銀河草紙』に挿画（彩色摺）せり。

以下、清春の代表作として『日本古典籍総合目録データベース』より記す。天保五年（一八三四）には、『弘法大師御一代讃儀』（菱川清春画、堪空著、同『嵐峡花月奇譚』（青楊齋菱川清春画、鶴山逸人瀬川恒成作）が載る。天保六年には『四谷怪談』（菱川清春画、山月庵主人（瀬川恒成）主人作、『銀河草紙』（菱川清春画、池田東籬亭作）、天保七年には『太平記図会』（初編 菱川清春・梅川重賢画、堀経信作）が載る。いずれにしても、本稿で紹介する「神幸図」は従来知られていない作品である。

彫師の祖父江左門については以下の二作品が知られる。先ず、天保五年（一

八三四）刊の『中成世宝操百人一首倭鑑』の作成に参画している。天理大学附属天理図書館本館所蔵本（九二・二／四五二）の題簽左肩双辺には「中成世宝 操百人一首倭鑑 全」、奥付「皇都 池田東籬亭輯并書（印）／西川龍章堂助筆（印）／森川保之画圖（印）／井上治兵衛／祖父江左門彫刻／天保五年甲午春發兌／書林 京三條御幸町角 吉野屋仁兵衛／同堺町御池下ル 神部源右衛門板」とある。また、天保六年（一八三五）序の『南北太平記圖會 初篇七卷首一卷』では菱川雪艇清春の絵を彫っている。国際日本文化研究センター蔵本には、卷之七の刊記に「輯者 堀原甫經信／畫者 菱川雪艇清春 梅川東南重賢」筆者 池東舂 山潜菴／補筆 方翠松／雕刀 井上治兵衛 樋口與兵衛 加藤勘輔、祖父江左門」とあり、二作品とも井上治兵衛と共同の作である。

絵師藤原清春が下御霊祭を実見したものの不明であるが、劍鉾については正確に描かれている。絵師と彫師は、以下翻刻する由緒を神社・氏子側より提供され、描き、刻したものと思われる。

二 神幸図翻刻

図下部の雲状中文字

下御霊社御祭礼ハ 文徳天皇齊衡年中に
天保四年迄
 九百八十年 年毎七月八月の十八日にハ御神幸

有之その度々 仙洞御所に 御覽所を

設給ひ神輿を 御拝覽まし／＼給ふ

また轅町といへるハ応永三十四年 天保四年迄
 四百四年

將軍義持公御願によつて御本社并神輿

御再興有之 其棟札今に神輿の
 天井に納め有之 轅町へ守護

被仰付そのうち関白秀次公よりも更に

神輿守護の事仰付らる依て今に連綿

して両轅町守護し奉る		中御門帝御寄附	
京極通夷川上ル西側	上轅町	一 菊折枝御鉾	十二町組守護
同 夷川下ル西側	南轅町	元禄十五年	
○御鉾并神宝守護町々			
一 太鼓 式柄	両轅町	關東上臈松嶋殿寄附	
後花園帝御寄附	室町春日通上ル	一 玉御鉾	小川竹や町下ル
一 石竹ノ御鉾	大門町守護	同	下丸屋町
永享七年		一 龍御鉾	竹や町油小路東入
後土御門帝御寄附	二條川東新富小路	宝暦八年	西洞院丸太町上ル
一 扇御鉾	讃州寺町守護		夷川町
文明十一年			小川榎木町下ル
東福門院御寄附	寺町三条上ル		上鍛冶町
一 沢瀉御鉾	矢田寺守護		小川榎木町上ル
一 牡丹御鉾	組知行所 壬生村領之	中御門帝御寄附	矢幡町
寛永八年		一 重菊御鉾	二条油小路東入
東山帝御寄附	二条川東新柳馬場	享保廿年	西大黒町
一 菊御鉾	駒薬師町 守護	靈元院法皇御寄附	
宝永二年	駒引町	一 唐獅子 二頭	京橋通銅陀坊上ル東かハ
中御門帝御寄附	御幸町大炊通上ル	富小路二条上ル	常磐木町守護
一 桐御鉾	毘沙門町守護	右	
宝永二年		一 翳一	鍛冶屋町守護
同帝御寄附	万里小路大炊通上ル	一 錦蓋	一 菅蓋
一 橘御鉾	四町目南組守護	□色	
宝永二年		一 唐鞍御神馬 二疋	一 唐櫃 二
津山少将御母儀元照院殿再興	二条川東新堀町	右	御霊講中守護
一 葵御鉾	和国町守護	明正帝御寄附	
享保元年		一 猿田彦御神面并神輿	
		延宝四年	

第四章

剣鉾のまつりの現在

鉾差しの芸態

福持 昌之

はじめに

長い棹の先に、薄い刃先が左右に尖った象徴的な剣があり、剣と棹の間にさまざまな意匠による鍔金物があしらわれた、祭具としての鉾を「剣鉾」という。剣鉾は、祭礼行列において鉾先の剣を振幅させ、鈴を鳴らし、吹散をたなびかせて巡行する。また、その剣鉾を護持する町の会所や仲間の当屋や宿では、祭壇を設けて飾ったり、表に立てて飾ることもある。こういった剣鉾の出る祭りは、京都市内の神幸祭において一般的である。なかでも、剣鉾が伝統的な形で巡行している四つの事例（二乗寺八大神社の剣鉾差し、西院春日神社の剣鉾差し、嵯峨祭の剣鉾差し、梅ヶ畑平岡八幡宮の剣鉾差し）については、平成元年に京都市の無形民俗文化財に登録されている。また、すでに昭和五十八年に登録された「鞍馬火祭」、昭和五十九年の「岩倉火祭」も、その名称からはわからないが、実は剣鉾が重要な役割を果たしている行事である。

これらの京都市登録無形民俗文化財は、いずれもその種別は民俗芸能ではなく、風俗慣習等となっている。つまり、個人の身体における所作を中心とした芸能としてではなく、行事における伝統的な振る舞いやしきたりといった社会集団における営為全体が文化財としての評価であった。その影響もあってか、剣鉾の巡行においてみられる、非常に特異な技能についての詳細な分析は、あまり試みられてこなかった。

本稿では、その技能を担う「鉾差し」たちの技術的な差異から、その行為

の芸態上の特徴を明らかにすることを目的とする。

なお、本稿は芸態に絞った議論をするため、居祭りなどで飾られるだけの剣鉾や、巡行している剣鉾であっても、枠造りにして昇く形式のものや、さらに車輪をつけて曳く形式のもの、あるいは棹を寝かせて肩で運ぶものについては、特徴的な所作や技能は必要としないことから考察の対象としないことを予めお断りしておく。

一 剣鉾を差すということ

「祭鉾」から「指鉾」へ

まずは、我々が現在「剣鉾」と呼んでいるものが、かつてどのように呼ばれてきたか、整理しておこう。

剣鉾は基本的に、鍔の意匠で呼ばれる。その他、新旧を示す場合や、巡行する鉾と飾り鉾（あるいは留守鉾）との区別で呼ばれることもある。剣鉾を分解して収納する箱の墨書などに、こういった個別の呼称が記されているのは、取り違えを防ぐ意味や、個別の鉾を識別する必要性を想定できる。しかし、そういった箱書の中に、稀ではあるが、総称としての「剣鉾」と記された事例もあることは興味深い¹⁾。

では、この種の鉾、すなわち剣鉾としての総称が求められるのは、どのような場面であろうか。それは、神社単位で祭礼を俯瞰してみるときであろう。

下御霊神社の神幸祭を描いた天保四年（一八三三）の摺物²⁾は、行列図の下に由緒等の説明書があり、「御鉾并神宝守護町々」の項目に「石竹ノ御鉾」以下十二基の「御鉾」が列記されている。上の行列図と照らし合わせると、これらはまさに剣鉾であることがわかる（図1）。また、「御鉾」とは別に「広



【図1】「石竹ノ御鉾」以下の「御鉾」



【図2】神宝の「大手鉾」「祭ノ鉾」

橋殿御寄附神宝」の項目もあり、祭ノ御鉾、大手鉾といった鉾を宮本が守護している」と記載されている。これらは、行列図から鉾鉾ではない鉾であると思われる（図2）。すなわち、町々で護持する、いわゆる鉾鉾である「御鉾」と、それとは形状が異なった神宝としての鉾^③とが区分されていることがわかる。ただ、御鉾という語はごく一般的な名称とも考えられ、「御鉾」が単に町の護持による鉾を示すのか、鉾鉾としての独特の形状を意識しているのか、いずれとも断定できない。

同じ下御霊神社に関連する史料で、明治四十年に刊行された『下御霊神社誌』には「指鉾」の項があり、先の神幸図に描かれた鉾鉾が列記されている（出雲路通次郎一九〇七）。さす（指す、差す）には、物を手で持つて上げる（例、米俵をさす、傘などをかさす（例、傘をさす）、肩に担ぐ、になう（駕籠をさす）などの意味があり、京都市内では現在も鉾鉾を立てて巡行することを「差す」ということが多い。つまり、「指鉾」という語は、巡行の形態上の特徴、「指す」に

注目して区分したものである。おそらく、下御霊神社の鉾鉾に関しても「差す」という表現が実際に使われていたのであろう。

『下御霊神社誌』では、「指鉾」の項に記載されたうちのひとつ菊枝折鉾について、杵造りになって歩き行くようになったと紹介されている。この種の鉾は後世、今宮祭の調査を通じて、鉾鉾のなかでも特に「荷鉾^{にんばこ}」として区分されるようになる（出雲路敬直一九七二）。しかし、『下御霊神社誌』においては、菊枝折鉾が「指鉾」でなくなつて「杵造り」に変化したのか、それとも「指鉾」の一形態として「杵造り」があるのか、明確ではない。

ところで「御鉾」と対照的な存在である「祭（ノ）鉾」は、延宝四年（一六七四）の『日次紀事』では、鉾鉾のことを指している（山路興造二〇二二）。同書の八月十八日の項には、上下御霊会に「幸杵八本、祭鉾八本」が出るとあり、幸杵については、

凡^ニ建^テ鉾^ヲ於床^ノ上^ニ、以^テ捧^ニ一本^ノ四人荷^レフ^ノ者^ヲ謂^フ幸ノ鉾^トも是^レ神宝ノ内、特^ニ尊^ニ崇^ス之^ヲ。

と、轆二本を渡して早く様子がうかがえる。
一方、祭鉾については、

有^ニル^ル簪力^ニ一人建^テ鉾^ヲ於^ニ帯ノ間^ニ、以^テ両手^ヲ捧^ニ持^メ之^ヲ而行^ク、是^ヲ謂^フ祭^ノ鉾^ト也。

と、力者が帯で鉾を支え、両手で持つて立てて歩くこと、そしてこれを「鉾を祭る」と呼

んでいるという。

このほか、宝永六年（一七〇九）の『花洛細見図』の「栗田口祭」の場面に「祭の鉾」とあり^⑤、また宝暦七年（一七五七）の『絵本洛陽祭礼鑑』の「御霊祭」の場面でも、鷹羽の意匠の鉾と沢瀉の意匠の鉾が描かれ、鷹羽の脇に「祭矛」と注記されている。

これらのことから、十八世紀までは鉾鉾のことは祭鉾（祭矛）とされてきたが、十九世紀以降はそれが継承されず、祭鉾の語は幸鉾と習合していったと考えられる。そこには、祭（さい）と幸（さい）の音が似ていることが根底にあり、次第に混同されていったのではないだろうか。

「鉾鉾」と「鉾差し」

京都の郷土史家として著名な田中緑江が、昭和三十年代に「鉾鉾」という語を使用している。それは、昭和三十三年発行の緑紅叢書で、鞍馬火祭を取り上げ、「鉾」と「鉾鉾」の二通りの表現をしている^⑥。

その後、昭和四十年代になると、『下御霊神社誌』での「指鉾」を意識しつつ、出雲路敬直氏や出雲路敬和氏によって「鉾鉾」という名称が使われ始める^⑦。なかでも、昭和五十九年度・六十年度的に行なわれた京都市の鉾鉾調査（以下、昭和の鉾鉾調査とする）に、出雲路敬直氏が関わったことが、総称としての「鉾鉾」が定着することに大きな役割を果たした。平成二十三年の講演会で、出雲路敬直氏は次のように述べている。

（鉾鉾については）このように、いろんな名前があるのです。ただ、一般に通用するような言葉としては鉾鉾がいいのではないかと、私が当時の文化財保護課の担当の方に申しましたので、今も文化財保護課のほうでは

鉾鉾という名前を共通の名称としてお使いになっておられるのだと思います^⑧。（カッコは筆者）（出雲路敬直二〇二二）

実際、出雲路敬直氏は昭和の鉾鉾調査の中心メンバーであった^⑨。というのも、出雲路敬直氏は昭和四十六年から四十八年にかけて「鉾鉾考」をはじめとする三本の論考を発表しており^⑩、現在に至るまで重要な先行研究として欠かせない存在である。

また、出雲路敬直氏が共通の名称として「鉾鉾」という語を提案したということは、裏を返せば、当時はまだ「鉾鉾」と言う語がそれほど通用していなかったことを表している。

その後、京都市は昭和の鉾鉾調査の成果のひとつとして、鉾鉾を差して巡行する四つの行事を無形民俗文化財に登録した。このことにより、「鉾鉾」が文化財の対象として認知されるようになり、「鉾鉾」という語も市民権を得たといえる。この時、もうひとつ留意しておきたいことは、文化財の名称として「鉾鉾差し」という行事を表す呼称が新たに生みだされたことである。鉾鉾に関する語としては、もともと「鉾を差す」という行為や、鉾を差す人を表す「鉾差し」はあったが、「鉾鉾差し」という表現はなかった。しかし、この「鉾鉾差し」は、鉾を差す人を示す「鉾差し」と語感の上で似ていたからであろう、文化財名称としては、それほど違和感なく受け入れられた。

「鉾鉾」の定義とその課題

鉾鉾の定義については、出雲路敬直氏が「長い棹の上に鉾先（鉾・鉾先）をつけ、鉾先の根元には金属板を透かした飾をつけ、鈴を釣り、吹散という長い比礼を垂らしたもので、その長さは二十尺に達するという」（出雲路敬直一九

七二と示したのが最初であろう。出雲路敬直氏はのちに、祇園祭の鉾との比較をしながら、次のように再整理している。

鉾の名はその形から発生したもので一般名称として用いられるが、差すところからの指鉾、振ることからの振鉾などの名もある。基本的な形態は、鉾、飾、額と受金、棹、鈴、吹散の六つの要素から成り立つ。鉾の本来の用途が悪霊を鎮めることにあるのは、御霊信仰や天王信仰系統の神社に多いことでもわかる。そのため悪霊を威嚇する威力を形で示さなければならない。古代の鉾は実用的な利器というよりも呪術的な要素が強いことから、原型は銅鉾にまでさかのぼることができよう。その鉾先が薄手の金属板となり、差すという動作が加わってくるのである。まず、先端の鉾は鉾先ともいわれ最も重要な要素である。これは長さ一〜二メートル、上部の張り出しの幅三〇センチにも及ぶ大きな鉾形で、厚さは根元で五ミリ前後、先端は一ミリ未満という薄い金属板から出来ている。その材質は銅と亜鉛の比率を七・三とした真鍮が標準とされ、この比率は棹を振ることによって前後に折れ曲がるという条件を満たすためで、上部に薄く下部に厚いという鉾の形態は、圧延ではなく鍛造でなくてはならない。鉾が前後に振られる姿から「まねき」と呼ぶのも、鉾が神を招くという霊力を感じている証拠である。しかし、古式の鉾はあまり大きくなく、前後に折れ曲がることもない。

(出雲路一九八六)

ここで、鉾、飾、額、受金、棹、鈴、吹散という六つの形態上の要素と、それぞれの特徴が示された。なかでも、前後に振れる鉾の形状や意味についても言及しており、これら捉え方は現在も基本的な理解として踏襲されてい

る。

ただし、これは厳密には差して巡行する、鉾であり指鉾である場合を鉾の典型として説明したもので、鉾かどうかの判定基準を示したものではない。つまり、どこまでが鉾なのか、その境界線を示すような定義はできていない。

そもそも、鉾の先端の刃部は歴史的にみても、ほとんどが両刃である。そして、一般的には片刃は「刀」、両刃は「剣」と理解されていることから、絵画に描かれた鉾や、祭礼で見られる鉾を、安易に「鉾」と表現してしまう事例もあり、研究史を整理する上で油断できない。

外形上で判断することができ鉾の基準を示すことや、鉾における「剣」についての意味の問い直し（なぜ「鉾」というのか）については、今後の研究が俟たれるところである。

二 鉾差し研究の到達点

鉾差しの組織について

鉾差しが、ある種の職能集団であることについても、すでに出雲路敬直氏が言及している。

鉾差は特殊な技術を有するので氏子の者が誰にでも扱えるというようなものではない。中には年齢を定めて鉾に預る人々が交代で当たるような例もあるが、特に市街地の神社であればそれを職業とする人たちが雇われてくる。これらの職業とする鉾差は岡崎、鹿ヶ谷、吉田、修学院といった東山沿いに多く、その土地を氏子に持つ神社では当然この人たちが

の腕の見せ所であつたのだ。しかし、ここ数年、これらの人たちも年齢が進み、すでに絶対数が不足し（一本の鉾に三人の鉾差が必要、そのため、やむを得ず巡行に参加できない鉾が生じたりして、その淋しさに輪をかけている。もちろん経済的な面から不参加の鉾も少なくないが。

（傍線は筆者）（出雲路敬直一九七二）

それから、およそ十五年を経た昭和五十六年の座談会では、鉾差についての情報はさらに詳しくなっている。

出雲路 現在はプロ的なものになってますね。もともと鉾差でメシを喰つてゐるわけではありません。ほかの仕事をしているのです。昔

から、市街地の神社は神輿舁きもそうですが、地元の人ばかりではありませんので全部雇いなんです。ですから鉾差もそのときになつて雇われてくるということで、春秋の一つの小遣い稼ぎになつていたんじゃないでしょうか。（中略）

出雲路 みな雇いですね。一乗寺が一番の供給地じゃないかと思ひます。

鉾によるのですけども、りっぱな鉾差という人はもうそれこそ十指に足りないのじゃないかと思ひます。（中略）やはり聞いてみると、力仕事をなさつてゐる方が多いようです。

小寄 中心部の神社というのは、やはり昔からよそから来てもらつてゐるのですか。

出雲路 だいたいそうでしょう。一乗寺、修学院、吉田、浄土寺、鹿ヶ谷、岡崎は本場です。

（吉田光邦・米山俊直・出雲路敬直・小寄善通・河原正彦一九八六）
（傍線は筆者）

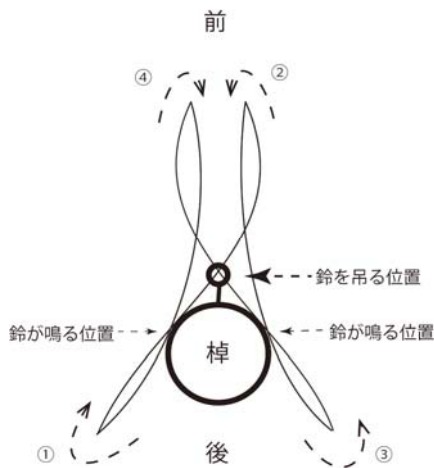
この両者を比較すると、東山沿いに分布する鉾差しの供給地は、当初は岡崎、鹿ヶ谷、吉田、修学院だけかと思われていたが、一乗寺と浄土寺、岡崎もそうであること、一乗寺に人材が多いことが新たにわかった。

筆者も、岡崎の鉾差しについて、岡崎神社の本田芳道宮司（役職名は調査当時）から、氏子地域に植木職人が多く、その人たちが鉾差しをしていたと聞いており⁽¹¹⁾、岡崎に庭園を伴う大邸宅が多かつたこととの関係もうかがえる。その一方で、一乗寺の鉾差しの長老、渡辺修三氏は、「鉾を差している人はだいたいもう、（左京区）若王子のね、植木屋さんが多い」という⁽¹²⁾。若王子は鹿ヶ谷の南に位置し、ともに大豊神社の氏子地域で、もとは同じ愛宕郡鹿谷村であつた。出雲路氏のいう鹿ヶ谷と、渡辺氏のいう若王子とは同じ鉾差しである可能性が高い。

その後、浄土寺村の鉾差しは、石工が多かつたことや、これまで他所から鉾差しを頼んで来てもらつてゐた栗田神社や北白川天神宮の氏子地域で、平成に入つてから、自らが鉾差しとして活動を始めているなど、いわゆる東山系と呼ばれる鉾差しに関して、様々な情報が得られつつある⁽¹³⁾。

東山系の鉾差し

その東山系の鉾差しのうち、若王子の植木職人の系譜をひく藤田造園の藤田修氏によれば、彼らは鉾を「さす」とは言わず、「振る」「たてる」と呼んでいるという。そもそも「さす（差す）」という語は、神輿などを差上げる動作にも使うが、鉾の場合、動作が途中でやんだままの状態であることも表す「差す」「止す」であると考えの方が自然である。つまり、棹が直立したまま、どちらにも倒れずに静止した状態を表していると考えられる。したがつて、鉾の巡行には、鉾差しはまず、「差す」という基本動作をし、その上で



【図3】上から見た東山系の鈴の動き
(溝邊悠介 2012)

「振る」という、二段階の所作をしていると理解するのが望ましい。

『下御霊神社誌』では、指鉦について「鉦差と稱するもの一人にて捧持し、軽く振りつゝ行くものなり」(出雲路通次郎一九〇七)とあり、振りながら歩くと説く。このことは、剣鉦の巡行は剣を「振る」ことが重要だったことを示しているといえる。また、出雲路敬直氏は、「剣鉦の原型からすれば棹は二メートルほどの太い棒であつたのだろうが、差すという動作が加わるることによって五メートルほど長いものが必要になった」(出雲路敬直一九八六)と説明しており、「差す」ことが、剣鉦の特長の一つである長い棹と関係するとした。また、「差し袋に棹を差してまつすぐ立てて、手で持つて腰でバランスを取つて行きます。神輿を昇く時もそうなのですが、腰の力が非常に大事であつて、剣鉦はただ力があつても立てるものではない」(出雲路敬直二〇二二)ことから、まつすぐ立てるには腰でバランスを取ることがポイントであることを指摘した。次に、「振る」動作であるが、嘉永三年(一八五〇)の「犬鷹鉦之記」(伊地知家蔵)に「天下ニ振鉦鉦濫觴也」との表現があり、幕末には、剣鉦は振るものと認識されていたことがわかる。また、出雲路敬和氏が「鉦持ち男の足の踏み方で剣先が前後にしようと、

その都度、風鈴が竿の先に巻きつけられた厚い金具にあたって冴えた音色で遠くに響くのである」(出雲路敬和一九七四)と足の踏み方によって剣が振れると説明する一方で、出雲路敬直氏は「剣先を前後に反らせ、鈴をリズムミカルに鳴ら

すのが鉦差の技術であつて、いかに力持ちといえども腰の振り方一つでその上手下手が決まってくる」(出雲路敬直一九七二)、「腰の前に下げた袋に(筆者注: 棹の石突を)差し込み、両手で支えて腰の力で剣を振る。剣を前後に折れ曲がるような振り方」(出雲路敬直一九八六)と、腰の振り方が重要と考えた。

また、「振る」ことに伴う鈴の動きは、左右で二回ずつ8の字型に棹に当てて音を発する(出雲路敬直一九八六(吉田光邦・米山俊直・出雲路敬直・小寄善通・河原正彦一九八六)などと説明されてきた。

この、「振る」動作と鈴の動きについては、実際に栗田神社で鉦差しとして活動をしている高島孝佳氏が、剣の振幅によって自然と足が前に出る鉦も出ない鉦もあるとし、剣の長さによって足を踏み出すタイミングが異なることを紹介した(高島孝佳二〇二二)。それを受けて、鉦頭の分割構造や括り紐との関係から鉦差しの動きに言及した溝邊悠介氏は「剣先を前方向に大きくしならせ、剣先がしなる慣性の力を利用して左足を蹴り出し、前に進む」(溝邊悠介二〇二二)と新たな視点から説明を試みた。また、鈴については、鈴を吊る紐の位置を起点にして次のような説明をしている。

剣先に同調するように吊り紐の長さを調整する。また、鈴を吊る腕木が鈴当てより前方に伸びているため、鈴が前後に振れたとき、鈴当ての後側に当たる時の方が、前側に当たる時間より間隔が短い。そのため東山系の差し方は「チリンチリン、チリンチリン」という二連撃の音になる。足の運びは左足だけで蹴りだすため、鈴は上から見ると(図3)のような形を描きながら鈴当ての左右にあたる。

(溝邊悠介二〇二二)

この指摘は、従来の「8の字」という曖昧な表現に対し、鈴の動きを吊り

紐と関連づけることで、二連撃という音の特徴までも説明できたという点で評価できる。

ところで、岡崎神社の剣鉾について、田中緑紅は「所謂ケンチコリンと云った鉾」と記した(田中緑紅一九三二)。ケンチコリンとは、おそらく剣鉾の鈴が鳴る音を表現した呼称であると思われるが、その中に「剣」と「鈴」が含まれているところが面白い。しかし、実際の剣鉾の音を想定してハイフネーションをすると「ケン・チコリン」となり、剣鉾の二連撃の音を表現していたと考えられる。

西山系の鉾差し

京都の中心部における剣鉾の巡行の多くを東山系の鉾差しが行っていたことから、鉾差しに関する記述は東山系に偏る。そのなかにあつて昭和六十一年の座談会では、京都近郊の鉾差しの本拠地として嵯峨と梅ヶ畑もあげているが(吉田光邦・米山俊直・出雲路敬直・小寄善通・河原正彦一九八六、両者の芸態の違いについては言及されなかった。

のちに、平成元年の京都市文化財保護審議会でも市内四つの「剣鉾差し」について、文化財登録の審議が行われた際、嵯峨祭の鉾差しの芸態について、次のように解説された。

この地の鉾の差し方は、他所の鉾の差し方と少し異なり、体を左右に据えるなど歩き方に特色があります。このように嵯峨祭の剣鉾差しは、現在も地元の若者が鉾差しの技術を伝承するとともに、吹散や剣鉾の意匠、差し方を互いの組が競うなど剣鉾差しの本来の伝統をよく残しており、貴重なものです。

(傍線は筆者)(京都市文化財保護課一九九二)

嵯峨祭では、五つの地区(大間町、中院町、鳥居本、四区、天龍寺町)がそれぞれ剣鉾を出す。モノの意匠だけでなく、差し方を競うと指摘しているのが興味深い。ただし、それが練度を競ったものか、芸態の違いを誇示したものは明言されておらず、さらには、もう一つの西山系と考えられてきた梅ヶ畑との芸態の相違についても説明されなかった。

西山系の所作についての本格的な考察は、高島孝佳氏が最初であろう。梅ヶ畑と嵯峨祭の差し方について、平成二十三年の講演会で、高島氏は次のように述べている。

この鉾差しは、吹散を流して、足を一歩二歩、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二と出します。鈴は、基本的に「一、二」と出すのに合わせて、棹に当たっています。平岡八幡宮の鉾差しを一般的には前打ちといわれますが、よく見ると前打ちではありません。左右に当たっていることがわかります。足を左右に振りだすことによって、若干ひねりが入って、鉾が首をちよつと左右に振ります。(中略)手は胸の前に二つそろえて、上は絶対に見えない。一方、東山系の京鉾は、上を見ないと差しません。梅ヶ畑は鉾を相手に渡す時以外は上を見ません。(中略)

嵯峨の鉾では、軸足が跳ねるんですよ。鈴は跳ねてチリン、左右に振るので、差すというよりは鉾振りに近い形です。その跳ねる直前の足の運びは、梅ヶ畑のものすごく似ているんです。跳ねなければ一緒です。ただ嵯峨の方が、はつきり跳ねて左右のひねりも大きく、足も高く上がります。(中略)上を見ないで、手は顔か胸辺りに、個人差はありますが高い位置で両手をそろえて持って、差すというスタイルです。

(傍線は筆者)(高島孝佳二〇二二)

梅ヶ畑については、これまで鈴が棹の正面だけに当たっていたと考えられていたが、前打ちではないとした意義は大きい。そして、嵯峨祭については、振る、ひねるという回転運動に特徴があるものの、梅ヶ畑との違いは「跳ねる・跳ねない」にあると指摘する。高島氏によつて、西山系が二つの差し方は足の運びの基本は共通するものの、違うものであることが示された。

ところが、嵯峨祭の鉾差しの芸態について出雲路敬直氏は、高島氏が説明した「軸足が跳ねる」「左右のひねり」とは明らかに異なる説明をしている。

嵯峨の野々宮神社・愛宕神社の祭り(嵯峨祭)で見られます。ここでは、鉾の棹を持つて両方に振りながら、足を両方に広げて歩くんです。

(傍線は筆者) (出雲路敬直二〇一一)

これは、後で明らかにするが、嵯峨祭で鉾を出す五地区のうち、高島氏が四区の差し方を説明したことに対し⁽¹⁴⁾、出雲路氏は天龍寺地区の差し方を説明したための相違と思われる。しかし、この時点では、嵯峨祭のなかでも差し方に違いがあることは、一般には知られていなかった。

その後、溝邊悠介氏が梅ヶ畑の差し方について、鉾のしなりと同時に足を蹴り出す点が、嵯峨祭よりもむしろ東山系と共通していること、東山系との相違点は梅ヶ畑が左右交互に蹴り出すが、東山系は通常は左足だけで蹴り出す点にあると指摘した。また、嵯峨祭の差し方は、鉾のしなりの影響は少なく、むしろ鈴が振られる慣性と足運びの関わりが深いとし(溝邊悠介二〇一一、東山系に対しての西山系という一括りにした理解に対して疑問を呈した)。

鞍馬火祭の鉾差し

鞍馬の鉾は、四本鉾と呼ばれる、支柱のあるものと、一本鉾という市内

で一般的に見られるものがある。しかし、一本鉾の棹は比較的短く、バランスを取った立て方をしなくても、腕の力で立てられる。また、四本鉾は四本の棹を四人で支えるもので、やはり通常の鉾のような差し方とは比較できない。したがって、鞍馬の鉾の差し方に関する記述は非常に少なく、管見のかぎり次の二点のみである。

四本鉾といって、棹の下の方に横木がついているんですね。後ろから二本、三脚みたいな棒がついているのです。それを後ろから一本ずつ棒をもって押すのです。押すと鈴が鳴るのです。この差し方を私は、鞍馬系と言っています。これは、鞍馬は坂道ですから、鉾をそのまま差すというのは無理なので、それで肩に担いで音を出すために後ろから押したのです。

(出雲路敬直二〇一一)

鞍馬火祭では他の地域の鉾と同じ形態の鉾を一本鉾というが、それとは別に、鉾頭をつけた親柱を右・左・後ろの三本の棹が支える四本鉾という鉾がある。四本鉾の親柱には、取っ手となる横木がつけられており、鉾差は取っ手を両手で握つて持ち上げる。棹を肩にかける形になり、後ろの棹を上下に振ることで鈴を鳴らす。鞍馬では、後の棹が重要だとされる。親柱が後方斜めに持ち上げられるため、ヘレン(吹散)は四本の棹に囲まれるように真下へ垂れ下がる。鞍馬火祭は夜中に行なわれる祭礼のため、暗闇で松明の明かりの中、鉾を差せる形に発展していたのではないだろうか。

(溝邊悠介二〇一一)

鞍馬の火祭は夜中に行われ、人波で溢れた狭い谷間の街道をあつという間

に行きすぎる。これを十分観察することは至難の業である。鉾の差し方としては特殊であるとともに、このような調査上の制約もあって、鞍馬の鉾の差し方についてわかっていることは少ない。

その他の鉾差し

伏見の御香宮、金札宮、三栖神社には、少し特徴のある鉾がある。高島孝佳氏によると、①鉾(りん)ではなく、鉾(すず)がついており、したがって棹に棗(鉾)がない、②棹の長さが一般の京都の鉾より短い、としている(高島孝佳二〇一一)。

しかし、これらの神社の鉾は、現在は巡行に供されておらず、かつてどのような形態で差されていたのかは、伝わっていない。

三 絵画に描かれた鉾差しの芸態

芸態研究の資料的制約

文献史料において、祭行列の列立てについての記載は豊富である。しかし、個別の諸役の所作も記したものは皆無といっても過言ではない。それは、神社とか氏子組織といったいわば主催者側にとつて奨励することはあるものの、具体的に指導するような内容ではなく、むしろ役を果たす人たちの自主性のもとで磨かれてきた所作であつたということに起因すると考えられる。それは、鉾差しが基本的に雇いであることと符合する。

文献史料として考えられるのは、他者の目から見た見聞記の類か、鉾差しの当事者による記録であるが、管見の限りみあたらない。

参考になるべき資料としては、やはり絵画資料に頼ることになる。ただし、



図4 『京洛風俗図扇面』に描かれた鉾差し(後ろ2人)
(出光美術館蔵)

絵画資料に関しても、そもそも写真とは違って写実性に限界があること、絵師の技量や癖、主題の設定の仕方、時代や流派による描き方の変化など、注意すべき点は多く、判断に迷うところも多い。そこで、写生や取材をした上で描かれていると仮定して、絵画表現上特に特徴としてとらえやすいところに絞って、すなわち通常の歩行や棒状の器具の描かれ方と異なると思われる点にのみ注目してみたい。

上体のバランス・足運び・帯

ここで対象とする資料は、すでに従来から知られている絵画資料を対象に、現在の鉾差しと共通すると思われる要素が見られるものについて、指摘する。十六世紀前半に製作されたとする出光美術館蔵「京洛風俗図扇面」九面のうち一面は、御霊祭を描いたとも考えられている。画面の右端に遠景として



【図5】上杉家本『洛中洛外図屏風』（米沢市上杉博物館蔵）

神輿が描かれ、画面の左から中央に掛けて、四基の鉾が巡行する様子が描かれている（図4）。

鉾差しの所作は、①棹尻を腹で支えている（おそらくは帯に挟んでいる）、②上体を後ろに反らす、③両腕を水平もしくはそれより上に伸ばし、体から放した位置で棹を握る、④後ろ側の脚は膝を曲げ、腰を落とす、といった特徴が四人に共通してみられる。

このうち、①は現在の鉾差しが使う、帯、差袋、差革の源流を思わせる。おそらくここに描かれた鉾差しが相当重いのであろう。②と③は相互に関係しており、体から離して前方で持つ鉾とバランスを取るため、上体を後ろに反らせているのである。④は中腰のまま移動していたことを示すのではない。中腰のまま移動するなら、前足も十分膝を曲げていなくてはならないが、ここでは比較的まっすぐ前に伸ばしている。つまり、後ろ足を曲げて腰を落としたら、次は前方に立ちあがる動作に続くことが想定される。この結果生じる上下運動が、おそらく鉾先の剣を前後に撓らせる原動力であろう。扇面に

は、前後に曲がった剣が描かれている。また、舌を持った鈴と吹散が揺れる様も描かれている。

永禄八年（一五六五）に狩野永徳によって描かれた「洛中洛外図（上杉家本）（六曲一双）」のうち、右隻第六扇には、御霊祭の鉾三基が描かれている。鉾差しは、袷姿が二名と諸肌を脱いだ者が一名で、いずれも「京洛風俗図扇面」ほど顕著ではないが、やはり周囲に描かれている人物に比べて、上体は後ろに反っている。また、棹尻も腹の前、帯の辺りで支えているように見える。棹を持つ手は、右手は胸の辺り、左は臍のあたりである。鈴と吹散は揺れているが、剣は直立しているように描かれている（図5）。

十七世紀前半の成立といわれる千葉市美術館蔵「風流祭礼図屏風」（六曲一雙、ただし五扇分しか現存していない）には、四基の鉾が描かれており、そのうち左端（第五扇）の一基は立てられた状態であり、三基が鉾差しによって差されている。第一扇と第四扇の鉾差しは、腰に鉾尻を収めるための白い帯を締めていることがわかる。第一扇と第三扇の鉾差しは足を揃えて立っており、上



【図6】『風流祭礼図屏風』第四扇に描かれた鉾差し（千葉市美術館蔵）



【図7】『紫野今宮祭図巻』に描かれた鉾差し
(ベルリン国立博物館アジア美術館蔵)



【図8】『紫野今宮祭図巻』に描かれた鉾差しの帯



【図9】『拾遺都名所図会』の「御霊祭」より、曲差しをする鉾差し。左から通常の差し方、肩載せ、手替わりに交替、帯から外して高く擡げる様子。

これは、後述する梅ヶ畑の鉾差しに見られるもので、そのルーツがすであつたことがわかる。

十七世紀後半から十八世紀半ば頃とされるアイルランドのチェスター・ビーティ・ライブラリー蔵の「嵯峨祭礼絵巻」(二巻)には、三基の鉾差しが描かれており、いずれも鉾差しが腰に鉾尻

体は鉾鉾に添わせているが、第四扇の鉾差しは、上体を後ろに反らせ、後ろ足を曲げて腰を落とした巡行の姿で描かれている。鈴と吹散はたなびいているが、鉾はそれほど撓ってはいない(図6)。

元禄期(一六八八—一七〇四)前後の成立といわれるベルリン国立博物館アジア美術館蔵「紫野今宮祭図巻」(二巻)は、紫野の今宮神社の祭礼が描かれているとされ、上巻の冒頭部に十一基の鉾差しが描かれている。前を向いた人物が四名、後姿が七名、その他に交替しようとする前向きの人物(手替り)が一名、合計十二名の鉾差しが登場する。いずれも、上体を後ろに反らし、顔は鉾先を見上げ、腰を落とした状態である(図7)。前向きの鉾差しの腰には、鉾尻を収めるための黒い帯がある。よく見ると後姿の鉾差しのほとんどに、袴の脇にも黒い帯が見えており、袴の腰板の内側を通して結び、その両端は袴の中に収められていることがわかる(図8)。

三基目の鉾は、吹散の裾を持つ人物が描かれ、しかも吹散を振っている。

を収めるための白い帯を締めていることがわかる。しかし、上体のバランスのとり方などは不自然で、前傾した鉾鉾に体を添えるように描かれていたり、上体を直立させていたり、写実性に欠けている。

版本にみられる鉾差しの姿は、白描であることもあり、より簡略化されたもので、検証の対象になるものは少ないが、鉾差しが鉾の棹尻を腰で支えるための帯については、ほぼ全ての作品で確認できる。

曲差し

このほか、曲差しとも言うべき、変わった差し方をする事例がある。『伊勢参宮名所図会』の「栗田口天王祭」では、白川にかかる橋の上で「鉾の曲持工妙を尽」す、とある(高塚佳二〇二)。

また、天明七年(一七八七)板行の『拾遺都名所図会』の「御霊祭」では、四人目の鉾差しが、鉾尻を右肩に載せ、左は扇を開いている様子が描かれて

いる(図9)⁽¹⁵⁾。さらに詳しく見ると、手替わりに交替をしようとしている鉾差しや、腕の力で高く鉾を掲げている鉾差しも描かれている。交替の所作以外、現在は曲差しに類する技術は伝わっていない。しかし、鉾差しはただ持つて歩いているのではなかった、という点は重要であるので特記しておく。

四 現在の鉾差しの芸態比較

ここでは、地域別の鉾差しの芸態の特徴について論じる。分析の方法は、本報告書の映像編の「技術映像」を中心に、「民俗誌映像」「マップ映像」も合わせて参照した。なお、収録した技術映像の目的や成果、課題については、映像編(解説書)に別稿を用意したので参照されたい。

梅ヶ畑鉾保存会

京都市右京区梅ヶ畑の平岡八幡宮で秋季例祭に行なわれる「梅ヶ畑平岡八幡宮の鉾差し」は、梅ヶ畑鉾保存会が保存団体である。梅ヶ畑の三地区(中島町、善妙寺町、一之瀬町)と平岡町の合計四地区が鉾を護持しており、鉾差しもそれぞれの町内から出る。ただし、近年は鉾差しが減少傾向にあり、他の町の鉾を差すことがあるという。かつては神輿渡御に鉾の巡行が伴っていたが、現在は軽トラの荷台に設置して随行するよう簡略化された。鉾を差すのは三役相撲のために境内に設けられた土俵の廻りを一基ずつ回る時であり、複数の鉾が同時に差されることはない。

さて、梅ヶ畑の鉾差しのいでたちは、着流し姿で、手ぬぐいを帯に挟んで前垂れにし、その上から、麻紐の芯がはいった中央部が革、両端が布の帯を締める。この帯で、下腹部の高さで鉾の棹尻を受ける。足は、黒足袋に草履

である。

鉾の棹を持つ位置は、右手は胸からあごの前あたり、左手はその下に添え、こぶしは揃える。脇を締めるが棹と体はやや離れており、体の重心は後ろにおいて、前で持つ棹とのバランスを取る。視線は水平を維持するが、棹が体から離れているので、視野の妨げにはならない(写真1)。



【写真1】梅ヶ畑鉾保存会の鉾差し
写真左：①片足を前に出す 写真右：②後ろの足を伸ばして前方に体重移動。(福持 昌之 平成23.10.16)

足運びは、左右交互に、前方に踏み出す。まず、①腰を落とした状態から、片足を前に出す。②後ろの足を伸ばして前方に体重移動をする。腰を落とした状態が基本で、体重移動をするときに腰が上がり、鉾が突き上げられる。

鉾先の鉾は、前後に振れる。巡行中の通常の振幅は、前と後の移動時間はおよそ〇・四秒、一往復で〇・八秒である。鉾を突き上げるタイミングは、鉾が後から前に移動している間で、ブランコを漕いで勢いづけるタイミングと共通している。つまり、歩行の速度も一歩あたり〇・四秒、左右二歩で〇・八秒である。鈴が鳴るタイミングも〇・八秒間隔である。鈴を吊る紐は比較的短く、棹に巻き付くほどの長さはない。

鉾は、意識的に左右に振ることは無いが、左右交互に足を踏み出す際に生じるわずかな体の振れが棹に伝わり、角度にして二〇度程度の回転がみられる。そのため、鈴は棹の前面に吊られているが、前面ではなく棹の左右の面にあたって鳴る。

なお、梅ヶ畑では、吹散の重要性が高く、必ずとりつけられている。鉾差しの後ろには、絡み方が吹散の端を持ち、鉾差しの後ろ正面に位置するように常に大回りで歩く。そして、風の影響を受けないよう、振じったり解いたりし続ける。

梅ヶ畑では、「普通に歩くように差す。鈴は左右交互にあたって音が出る。これが理想的な差し方」といわれている。梅ヶ畑の鉾差しの特徴は、さほど運動に適していない普段着に近い装束で、自然な歩行に近い、いわば上品な差し方であると言える。

嵯峨祭奉賛会

京都市右京区の愛宕神社と野宮神社の氏子地域にまたがる形で、嵯峨祭は

行われている。嵯峨清涼寺の門前に両社の御旅所があり、そこを起点に鳥居本、大覚寺、嵐山などを二基の神輿が巡幸し、五基の鉾鉾がその先導をつとめる。これが「嵯峨祭の鉾鉾差し」である。保存団体は嵯峨祭奉賛会であるが、清涼寺門前の大門町、中院町、大覚寺門前の四区、愛宕神社の麓の鳥居本町、そして天龍寺地区がそれぞれ鉾を護持する組織をもっており、それぞれの地区から鉾差しが出る。

鉾差しのいでは、法被に半股引、そして襷をかける。帯の上から鉾の棹尻を受ける布製の帯を締める。なお、棹尻を受ける位置は、地区によって異なる。足には、白足袋に草鞋をはく。

吹散については、嵯峨祭では、鉾差しの後ろで袴姿の人が持つ。

嵯峨祭の場合、かつては五地区それぞれ差し方が違ったが、近年は天龍寺地区と鳥居本町がそれぞれ両極にあり、大門町、中院町、四区はその中間的な差し方、すなわち三つに大別できると聞く。しかし、実際に注意して見て



【写真2】嵯峨祭の天龍寺地区の鉾差し

写真左：②左足を踏み出して体を沈める 写真中：③後ろの足を引き寄せ腰を起す
写真右：④体を回転させて右足を前に出す（福持昌之、平成24.5.27）

も、三つの区分はよくわからなかった。ただ、天龍寺地区と他の四つの地区との違いについては明確であったため、ここではその二つを比較して検討する。

〈天龍寺地区〉

さて、天龍寺地区の鉾差しの、鉾の棹を持つ位置は、右は胸からあごの前あたり、左手はその下に添え、手は揃える。棹と体は密着させ、ほぼ一体化することで重心を取っている。視線は水平を維持するが、正面を向くと棹が視野を妨げる。ただし、鉾差しは体を左右に振る時、同時に顔を左右に振るため、視線は棹から外すことが可能であり、視野を確保している(写真2)。

足運びは、左右交互に斜め前方に踏み出す。まず、①直立に近い姿勢から、体を左方向にひねりはじめる。②右足を左斜め前方に踏み出す。その際、体を沈めて、踏み出す足に体重を移動する。③後ろの左足を前の足に引き寄せつつ、腰の位置をあげる。④右に体を回転させて、次に左足を右斜め前方に踏み出す。このように、常に体を回転させ、時には一二〇度ほどの振れ幅を持つ。その際、棹は両手を使ってさらに回転させるため、鉾の振れ幅はさらに広がり、二七〇度ほどに増幅される。踏み出す時に重心が落ちるが、その上下運動は鉾に働くというよりむしろ、体の回転を生み出す原動力となっている。従って、②の右足を前に踏み出す代わりに、足を踏み出さずにそのままの位置で、右足に重心を載せながら身体を左に振じつて腰を落とすことで、回転を生み出すこともできる。それを左右交互に行なうと、その場に立ち止まったまま、鉾を振り続けることもできる。

鉾先の剣は、前後に振れるというより、遠心力によって前のみ振れ、その反動で、ある程度後ろにも反る。ただし、規則正しい振幅は生まれず、振幅の時間は一定ではない。

したがって、歩行の速度は、剣の振幅に影響されない。通常の巡行においては、一歩あたりおよそ一・三秒間隔である。この足の踏み出しによる回転と、鈴が鳴るタイミングは同期しており、鈴が鳴る間隔も一・三秒である。鈴を吊る紐は比較的長く、

棹の回転に合わせて、棹に巻き付いて鳴る。歩行の速度は、鈴が巻きつき、解けるリズムに規定される。なお、棹尻を受ける位置は、およそ下腹部の高さである。

〈大門町・中院町・四区・鳥居本町〉

この四つの地区は、天龍寺地区とは足運びが異なる。左右交互に斜め前方に踏み出す。まず、①直立に近い姿勢から、体を左方向にひねりはじめる。②右足を左斜め前方に踏み出す。その際、体を沈めて、踏み出す足に体重を移動する。③右足に重心をかけたまま、後ろの左足を遠心力によって前へ持つて行くが足は地に



【写真3】嵯峨祭の鳥居本町の鉾差し

写真左：③重心を左足にかけたまま後足を遠心力で前へ 写真中：④後足の勢いで体の向きを変えつつジャンプ
写真右：着地して②後足を左斜め前方へ(福持昌之 平成24.5.27)

つけない。④その勢いで体を右へ向け、片足のまま右足はその場でジャンプする。天龍寺地区と比較して、片足で立っている時間が長く、上げたほうの脚でバランスを取りながら、ダイナミックに回転を生み出すところに特色がある(写真3)。

棹尻を受ける位置は、地区によって異なるものの、天龍寺地区に比べて低い位置に取る傾向があり、なかでも鳥居本町は、膝くらいの高さまで下げて、低い位置で棹を受けるという。

低い位置で棹を受けると、上げた足が棹に当たらないよう、より大振りな足運び(足回し)になりやすい。見た目にダイナミックな動きになるが、体は不安定になる。低い位置で棹を支えることは、そのデメリットを補う効果があり、これらは互いにバランスを取りあつて、特徴ある差し方を生み出している。

一乗寺八大神社剣鉾保存会

京都市左京区一乗寺の八大神社で秋の祭礼に行なわれる「一乗寺八大神社の剣鉾差し」は、一乗寺八大神社剣鉾保存会が保存団体である。鉾は神社の所蔵で、町や仲間で護持された鉾はない。

一乗寺から、銀閣寺町(もと浄土寺村)、吉田、鹿ヶ谷、若王子、そして岡崎にかけてのいわゆる東山地域(の一部)は、かつて鉾差しが多かった地域といわれている。これらの地域の鉾差しは東山系と呼ばれ、京都中の剣鉾を差しに行っていたらしく、親方ともいえるべき指導者と弟子たちが一組になって、例年同じところへ差しに行くという慣例があつた。しかし、電線が張り巡らされ、自動車の交通量が増えていくなかで、次第に剣鉾の巡行が少なくなり、鉾差しも少なくなった。東山地域でも剣鉾の巡行が縮小したり、行なわれな

くなった例もあつたが、近年は相互に練習会を行き来するなど、後継者養成の気運が高まりつつある。なかでも、一乗寺は、指導者である大西邦夫氏を中心となつて、技術伝承の工夫をするなど、成果を上げている。

さて、一乗寺の鉾差しのいでたちは、法被に半股引帯の上から鉾の棹尻を受ける麻紐を布で包み、受け部を革で袋状にした帯を締める。これを差し革という。

棹尻を受ける位置は、下腹部である。足には、草鞋をはく。

一乗寺の鉾差しの、鉾の棹を持つ位置は、右手は胸の位置、左手は、臍の前である。棹は体にぴたりとつけるが、視線は真上を見上げる。また、顎をあげておかないと、棹が体から離れてしまうため、自然と顔は上を向く。

足運びは、常に右足で踏み出す。一乗寺では、技術の習得過程において足運びが特に重要であることから、大西邦夫氏が基本動作を三分割した三拍子、それを実際の動きに戻した二拍子の二つの歩行訓練を日常の練習に取り入れている。それに従うと、三拍子は、①右足を踏み出す。②左足を後ろに残したまま、腰を落とす、③後ろの左足を蹴りだして前に体重移動し、左



【写真4】一乗寺八大神社の剣鉾差し
写真左：③後ろの左足を蹴り出す 写真右：②腰を落とす(福持昌之 平成24.9.16)

足を前に踏み出す。二拍子では、②と③の動作を連続して行う。三拍子で、②と③に分けたのは、特に②の腰を落とす動きを意識化する必要があるため、と説明されている(写真4)。

この足運びによる腰の上下が、鉦先に伝わって、剣の振幅を増幅する。剣は、前後に大きく振れ、巡行中の通常の振幅は、前と後の移動時間はおおよそ〇・八秒、一往復で一・六秒である。鉦を突き上げるタイミングは、やはり剣が後から前に移動している間で、ブランコを左足の膝の屈伸で漕ぐ要領である。したがって、歩行の速度も一定で、一歩あたり〇・八秒、左右二歩で一・六秒である。

鉦は、意識的に左右に振ることはないが、左右交互に足を踏み出す際に生じるわずかな体の振れが棹に伝わり、鈴も鉦の左右交互に当たって鳴る。一乗寺の場合、鈴を吊る紐は比較長く、棹の後ろ側まで届くが、嵯峨祭のように遠心力で巻きつくだけの回転は生じない。鈴は前面の腕木の先に吊り下げられており、その動きは、①前に飛ぶ、②右側にあたる、③右後ろに飛ぶ、④右後ろにあたる、⑤前に飛ぶ、⑥左側にあたる、⑦左後ろに飛ぶ、⑧左後ろにあたる、の繰り返し(先述の図3)の動きが生じる。紐の長さで腕木からの吊り位置に制限され、前に飛ぶ時間は長く、後ろに飛ぶ時間は短い。したがって、②と④の間がおおよそ〇・五秒に対し、④と⑥の間は一・一秒となり、二連の音が一組となり、それが左右で交互となる。

なお、一乗寺の吹散は、棹の取り付け位置こそ鈴のすぐ下であるが、吹散の上端の軸までの紐が長い。その結果、吹散は上端から下端まで、水平に二、三人がかりで支え持たれる。これは、吹散による風の影響を最小限にする工夫ともみられるが、このような吹散の取り付け方法は、絵画資料などには見られず、いつからこのような形に変化したのかは不明である。

鞍馬火祭保存会

京都市左京区鞍馬本町の由岐神社の例祭は、「鞍馬火祭」として知られ、鞍馬火祭保存会が保存団体である。この祭りは、七仲間と呼ばれる組織がそれぞれの役割を果たすもので、特に仲間と仲間の間で交わされる儀礼を諸礼と呼び、剣鉦はそこで重要な役割を果たす。なお、鞍馬の場合、いわゆる剣鉦は、一般的な形状の一本鉦と、両脇と後ろ計三本の補助の棹を持つ四本鉦とがあり、剣鉦とは呼ばない。

四本鉦は、下大惣仲間(鳳鉦)、中大惣仲間(菊鉦)、上大惣仲間(蝶鉦)、僧達仲間(寺鉦)、名主仲間(葵鉦)の五基があり、一本鉦は、下大惣仲間(菊鉦)、中大惣仲間(菊鉦)、大工衆仲間(桐鉦)の三基がある。

鞍馬の鉦差しのいでたちは、締め込み姿と呼ばれ、松明を持つ人たちと同じである。上半身は素肌、船頭籠手と肩当てを付け、下半身は黒の締め込み(下着に白の下がりをつけ、背には南天の小枝を挟む。足には黒の脚絆に黒足袋、武者草履をはく)。

吹散については、四本鉦の場合、親と呼ばれる剣を直接支える棹に、軽く絡めて、下の端を親の鉦差しが押さえる。そのため、吹散がたなびく姿は見られない。また、一本鉦についても、吹散の下端は棹に結び付けられ、吹散はほぼ安定した姿で巡行される。

鉦差しは、現在は、年齢階梯制のなかでの位置付けや、家筋による固定はみられないが、おおよそ壮年層が担っている。ただし、四本鉦も一本鉦も、鉦差しはその仲間の構成員から選ばれ、他の仲間の鉦を差すことはない。したがって、差し方も、仲間ごとに多少の差異が見られる。

本来は夜間の祭りであり、鉦先は夜空に隠れることと、混雑のために鉦について移動することができないなど、鉦差しの芸態についての詳細な比較調

査は非常に困難である。そのため、技術映像の撮影は、鞍馬小学校の校庭で日中に行い、僧達仲間と名主仲間の四本鉾、下大惣仲間の一本鉾のご協力を得て実現した。なお、他の四本鉾は、補助の棹の接合部分が近年の改造によりジョイント式になっており、伝統的な縄がらみによる四本鉾に限定した結果、僧達仲間と名主仲間の調査となった。また一本鉾についても、近年、棹



【写真5】鞍馬火祭の僧達仲間の四本鉾の鉾差し

写真左：①右足を出して腰を落とす 写真右：②左足を寄せて腰の位置をあげる（福持昌之 平成24.8.5）



【写真6】鞍馬火祭の名主仲間の四本鉾の鉾差し

写真左：③左足を前へ 写真右：④右足を引きつける（福持昌之 平成24.8.5）



尻を支える帯（差帯）を使用する鉾があり、今回の映像記録を伴う調査では、従来の差し方をする下大惣仲間に絞って調査した。

〈僧達仲間の四本鉾〉

四本鉾は、親（種）を持つ人物が、鉾差しの中心人物で、出発の号令、歩幅（歩行の速度）を担当するが、その安定化は後ろの棹を持つ鉾差しの役目である。

親の棹の下部には、横棒が門状に差し込まれ、鉾差しはその両端を持つ。この棒は、以前はなかったという。

親の鉾差しの足運びは、①右足を出し、腰を落とす。②左足を寄せつつ腰の位置を上げる。後ろの棹を突き上げるのは、剣（親）が後ろから前に行くときで、前に向かう動きを増幅する力となる。他の者は、必ずしもそれに歩調を合わせる必要はない。ただ、四人がバランスをとりながら移動する必要がある、特に後の棹を持つ鉾差しは、左右の脇（種）が同じように広がっているか常に目配り、鉾が傾きそうな場合や、道が狭くなっているところでは、左右の鉾差しに動きを指示し、左右の鉾差しは、その指示に従う（写真5）。

四本の棹は、前後左右に広がり、横から見ても前後から見ても、三角形で、その頂点に鉾頭が位置するが、親の延長であるため、常には後傾している。棹は、前後左右に広がるほど安定するが、重くなる。広がり具合は、そのバランスをもって決めるという。また、四方から支えているため、左右のねじれはない。

鉾先の剣は、前後に振れるが、振幅の間隔は非常に短い。通常の巡行においては、一往復およそ一・〇秒間隔である。これにあわせて足運びは、二往



【写真7】鞍馬火祭の下大惣仲間の一本鉾の鉾差し
写真左：①右足を出す 写真右：②左足を寄せる（福持昌之、平成24.8.5）

復ごとに右足を一回踏み出している。したがって、剣の動きを増幅する上下運動も二往復（秒）に一回である。

鈴を吊る紐はかなり短く、棹の上下に合わせて棹に当たするため、リンが鳴るのも二往復（秒）に一回である。

〈名主仲間の四本鉾〉

名主仲間の四本鉾も、構造はほぼ同じであり、棹ごとの鉾差しの役割も基本的に同じである。

親の鉾差しの足運びは、左右交互で、①右足を前へ踏み出し、②左足を引き付ける。③左足を前へ踏み出し、④右足を引き付ける。その間、親は特に

腰を落したり、突き上げたりする動作はない。その代り、後ろの棹の鉾差しは、二歩ごとに腕の力で棹を突き出す所作を加える。そのため、後ろの棹をツキボウとも呼ぶ。

ツキボウの動作によって、剣の振幅が増幅されるが、その振幅は、突くときに大きく一往復振れ、そのあと慣性によって小さく一往復振れるという大小二回の組み合わせである。大きな振幅は往復〇・八秒、続く小さな振幅は往復〇・四秒で、二往復の組み合わせで一・二秒である。鈴を吊る紐はかなり短く、ツキボウが突かれることによって、棹に当たするため、リンが鳴るのも二往復（一・二秒）に一回である（写真6）。

〈下大惣仲間の一本鉾〉

鞍馬火祭の一本鉾は、他の地区の剣鉾に比べて、棹が短い。両手で棹を握り、右手は高い位置で前後に棹を揺らす。左手は膺の位置で固定するが、同時に吹散（ヘレンと呼ぶ）の裾も掴む。そして、棹尻を収める帯は、使わない。歩行は、①右足を出し、②左足を寄せる。腰は落とさない。歩くたびに、腕を前後少しに動かして揺らすため、鈴がなる。剣の振幅は、前後に小さく振れる。往復〇・八秒で、一往復で一回、右足を踏み出しながら、鉾を振る。鈴が棹にあたって鳴るのも同様で、一・六秒間隔である。なお、歩数は鉾の振幅に合わせるが、掛け声のペースとはリンクしない（写真7）。

五 芸態の比較からわかったこと

第二節で整理したように、これまでは東山系と西山系の二つ（もしくは鞍馬を含めて三つ）の系統があるとされてきたが、第三節で明らかにしたように、①梅ヶ畑、②「a」嵯峨祭（天龍寺地区）、②「b」嵯峨祭（大門町・中院町・四区・鳥居本町、

③東山系、④ーa鞍馬（僧達仲間の四本鉾）、④ーb鞍馬（名主仲間の四本鉾）、④ーc鞍馬（大惣仲間の一本鉾）という四系統（七パターン）を確認することができた。ただ、もつと注意深く観察すれば、さらに数パターンを見出すことができるかもしれない。

絵画資料との関係について

十六世紀前半の「京洛風俗図扇面」から読み取れる鉾差しの所作は、上体を反らすことは足運びなどから、梅ヶ畑の鉾差しに近いといえる。裏を返せば、梅ヶ畑の鉾差しのスタイルが、鉾差しの源流と言い換えることができる。

また、「嵯峨祭礼絵巻」に見られる鉾差しの様相は、現在の嵯峨祭の鉾差しとはかなり相違がみられる。そもそも、回転を伴う剣鉾の巡行の描き方を知らないのでは断定はできないが、例えば鉾差しがそれぞれ少し違う方向を向くなどの工夫があつたら、回転を表現できるかもしれない。しかし、そのような技法で描かれたものはみあたらない。「嵯峨祭礼絵巻」が描かれた十七世紀後半から十八世紀半には、嵯峨祭特有の鉾差しの方法はまだ発生していなかったのではなからうか。

鉾の振幅の原動力について

剣鉾の巡行において、剣の振幅は必ず伴う。この振幅に抗って歩くことも不可能ではないが、暴れる棹を押さえつけるだけの余計な力が必要になる。作用・反作用を活かしてバランスを取り、剣の振幅のリズムに合わせた足運びを選択することは当然のなりゆきである。つまり、鉾差しの所作の肝要なところは、歩きながらいかに剣の振幅を維持させるかというポイントに尽きる。

しかしながら、これまで鉾差しの所作と鉾先の剣の振幅との関係については、「腕の力で振る」から、「足の踏み方」「腰の振り方（腰の力）」という説明がなされてきたに過ぎない。たしかに、腕の力で振るパターン（鞍馬の一本鉾など）もあるが、東山系、西山系の鉾差しは、全身を使って剣鉾と連動しているように考えられ、説明されてきた。しかし、静止状態から巡行している状態への初動のエネルギーはどこで発生して、どのように伝わっていったのか、考慮されてこなかった。

第四節では、東山系と梅ヶ畑について、足運びによる腰の位置の上下が、剣鉾の突き上げ動作となり、ちょうどブランコを漕ぐ要領でエネルギーを伝えていくことを呈示した。つまり東山系の場合、腰を落とす動作が原動力になっている。梅ヶ畑の場合、後傾姿勢や着流し姿といった制約から常に中腰状態で、体重移動の瞬間に腰の位置が高くなり、鉾が突きあげられる。これが剣の振幅を増幅させる力の源である。そして、鞍馬の四本鉾の場合は、親の上下運動や後ろからの突き上げる動作により、剣を振幅させる。

これら三つの鉾差しの動きに共通するのは、やはり「ブランコを漕ぐ」と共通する動きである。¹⁶⁾

ブランコの振幅も剣鉾のそれも、前方向への振幅が大きく、後ろへは小さい。その理由は、振幅増加の運動が、そのタイミングで行われているからである。すなわち、振幅の極点において、更に重心を先に置くような動作が加わることで、振幅増加に役立つ（福田邦三ら一九五四）。さらに、剣鉾だけの特性として、振幅は鈴の動きと同期する必要があることと、剣の振幅は大きくなりすぎないよう調整する必要があることが加わる。

回転を伴う嵯峨祭の場合は、足の遠心力などを利用して、腰を落とすエネルギーを回転に振り分けている。天龍寺地区では、足を踏み出した時に腰を

落とすが、その落下のエネルギーを、後ろ足を振り回すようにして引きつけることで、回転に変える。その回転を棹に伝え、さらに腕の力を使って棹の回転を増幅させる。そのため、体の回転する角度よりも、鉦はさらに大きな角度回転する。その他の地区では、片足立ちから一歩踏み出す際にひねりを加え、その勢いを回転に変えている。

つまり、嵯峨祭の鉦鉦は、鈴が水平方向の振子運動をしている。振子の紐部が棹に巻き付き、ほどけ、次は反対向き巻き付くという周期的な運動の繰り返しである。振子が刻むリズムは、紐部の長さで調整が可能である。鉦差しは、振子の周期にあわせて回転を加え、振子運動を維持させる。加える回転が大きすぎると、鈴と棹の衝突の衝撃が大きくなり、破損を招く恐れがあることから、見た目がダイナミックであるものの、それほど大きな力はいらない。また、鈴の動きと剣の動きとが同期していないことも特徴である。

実は、こういった視角は、実は鉦差しの伝承者たちは自ずと気が付いていたと思われる。一乗寺八大神社鉦鉦奉賛会の大西邦夫氏の指導方法は、まさにこの足運びと腰の位置の上下を意識することを、徹底して体で教える。すなわち、鉦差しの基本動作を、いくつかの意味のあるまとまりに分解し、まず三分割し（三拍子という）、それを実際のリズムに戻したものの（二拍子という）の二段階の指導法がそれである。

なお、鉦差しでもある高島氏の「剣の振幅によつて自然と足が出る」、溝辺氏の「剣先がしなる慣性の力を利用して左足を蹴り出し、前に進む」といった説明は、鉦を差し始めて軌道に乗ってからの、いわば定速巡航時の状態を示すもので、それも一面では正しい理解である。

芸態上の見どころ

鉦差しの芸態を分析するポイントは、合理性が追求され、洗練されていく方向性と、伝統的に変わらない方向性があり、その両方が評価されるべきものである。すなわち前者は、バランスのとり方、歩行のしやすさ、長距離の巡行に耐えるだけの力の抜き方などが見どころであり、後者は、伝統的な衣装や鉦鉦の形態、地域の独自性に主眼を置いた所作などが注目すべき点である。そもそも芸態とは変化しうるものであり、今後、この両者が影響しあうことも十分考えられる。その際、どのような組み合わせがベストなのか、今後、鉦差しはどのような方向に進んでいくのか、鉦差しでない我々は理想的な答えも予測も提示することはできない。しかし、それぞれの要素の比較を通じて、共通点や特徴を明らかにすることは、現在の鉦差しへの理解を深めるために有益であり、また見どころの発見や見せ所の演出の理解にも資する。

まとめにかえて

芸態の細分化 ― 差す、振る

鉦鉦の巡行において、鉦差しが行う所作をこまかく分けると、差すことと振ることに分けることができる。

「差す」とは、帯（差帯）を使って、鉦を立てることである。人によつては、「立てる」とも言う。手を放しても直立するようバランスをとることから、ただ手に持つて立てることは明確に区別されている。

それができたうえで、腰を使って、剣を前後に振幅させたり、鈴を棹に当てたりすることを、「振る」という。

鉾は、ただ単に腕力で持ちあげて、振ることもできるが、鉾が長大化すると、腕力では立たない。実際に、多くの鉾鉾は、それを立てる際には、三人がかりで立てており、傾いた鉾の重さは、一人で支えきれぬものではない。大型バイクに乗れても、倒れたらなかなか起こせないのと同じである。

鉾差しにとって、鉾を「差す」「立てる」ことは技能の根幹であるが、巡行において行っている動作は、差したうえで「振る」ことにある。

その点で、鞍馬は特殊である。四本鉾は、立てているものの垂直にしてバランスをとっているものではないからである。しかし、絵画資料でみたように、かつては鉾を前傾させて、上体を後ろに反らすことでバランスを取っていた可能性もあることから、かつては垂直でなくても立てていることで「差す」と考えられていたかもしれない。現に、鞍馬の一本鉾は、鉾の巡行の基本的な機能（鉾が振れる、鉾が鳴る）は十分に果たしているものの、腕力によって捧げ持たれることが基本である。ただ、鞍馬では四本鉾、一本鉾ともに「鉾を差す」と表現している。

芸態の進化

鉾は、バランスをとって立てているといっても、巡行中ずっとそうしてられるほど楽なことではない。特に、鉾差しとして各地に雇われていく東山系の鉾差しは、より長い巡行に耐えうるよう、体に負担がかからないように工夫を繰り返してきたことは間違いない。鉾差しの技術革新は、まさに省力化の方向に進んできたといえる。

他の地域の鉾差しとその芸態を比較すると、まず、腰の疲労度を軽減するポイントとして、腰を落としている時間が短いことがわかる。なぜなら、腰のまま歩き続けることは、疲労の蓄積が早いからである。

次に、足運びの効率化もみられる。足を必要以上に大きく上げない、また、

大きくゆっくりした足運びにすることで、歩行はずいぶん楽になる。そのためには、鉾の鉾の振幅が大きくゆっくりになるよう、調整をする必要もあった。

そして、風の影響を出来る限り受けない工夫がある。吹散を外して巡行したり、極端に低い位置で広げたりするのが特徴である。そのほか、鏝も、透かしを多用したものを好む傾向があり、「透かしが少ないと差しにくい」と聞く。

つまり、鉾の外見上の特色を示すと、鉾がある程度長く、鏝は透かしが多いほうが、鉾差しの負担が減る、つまり鉾の巡行において進化した姿であると言える。

また、鉾差しの芸態について言えば、嵯峨祭の天龍寺地区の鉾差しも、特に腰の位置と足運びの点で、東山系の鉾差しと違った方向ではあるが、省力化の進化があつたと言える。

このように、進化の方向性は単一ではない。疲労の軽減はさほど重要視せず、見た目の美しさや派手さを追求することもまた真である。嵯峨祭の大門町、中院町、四区、鳥居本町の鉾差しの足を振り上げる姿の勇壮さ、梅ヶ畑の着流し姿で普通に歩くように差すという抑制された美意識にも、また大きな魅力を感じることが出来る。そして、梅ヶ畑のように、吹散による風の抵抗を軽減する妙技があるように、複数の方向性が組み合わせられて、鉾差しの地域ごとの特色が形作られるのである。

（京都市文化市民局文化財保護課技師）

註

- (1) 本報告書(論説編)の長谷川嘉和氏の論考において、新日吉神宮の四番鉾の鋳造箱蓋に「鉾御」寛政八丙四月廿七日、市比売神社の龍菊鉾の鉾箱蓋裏に「市姫宮龍菊御鉾」天保四年巳五月吉祥日新調、菅大臣神社堀の内町の明治十二年の鉾箱蓋、御霊神社浪太刀鉾の大正十四年の見送り箱蓋などに「鉾」の用例が指摘されている。銘文等の一覧は、本報告書(資料編)を参照されたい。
- (2) 『神幸図』一枚 紙本墨摺版画 天保四年(一八三三) 菱川清春画・祖父江左門彫刻。本報告書(論説編)の福原敏男氏の論考において詳細な報告がある。
- (3) 手鉾は通常の鉾の形状の鉾(あるいはその大きなもの)、祭ノ鉾は三叉鉾を柱に立て数人で昇くもので、下御霊神社では現在も巡行で見ることが出来る。
- (4) 例えば、石清水八幡宮では、祭礼等で鉾を供奉する「御鉾神人」が組織されていた。慶長十年(一六〇五)の石清水八幡宮下遷宮正遷宮に際して、淀村が御鉾を松井村が御幡を出しており(慶長十年下遷宮下遷宮正遷宮諸神人下行之目録)その後も、淀の御鉾神人が史料で確認できる(元禄二年「八幡社領改帳」)。現在も、毎年九月十五日の石清水祭では、「大御鉾」二棟、「中御鉾」三棟、「小御鉾」四棟の威儀物を捧持しているが、これらは鉾では無い。
- (5) 「あわた御まつり八天王八天子と申て、祭の鉾あまた太く重くこしらへ此所の人にさ、せ、なんせんじのまへを北へ黒谷大路をわたる此はしをわたすをけんぶつの第一とし、らく中の貴賤あしをつまたつ事也」とあり、栗田の祭礼の祭の鉾が太く重く、橋の上を渡るのが見どころで、洛中の貴賤が背伸びをしてみたところである。
- (6) 三十九頁に、「この祭で重大視します七つの鉾が出来ます」として以下、四本鉾と一本鉾の鉾名を列挙している。四十一頁では「列の先頭は七五三繩を切った大使仲間の者が猿太彦(天狗の面)を捧げ、次に鉾鉾が二本先供し二つの神輿の間に三本の鉾が挟まり後の神輿に二本従います」とある。例えば、一本鉾を「鉾」、四本鉾を「鉾」と使い分けていたことも考えられるが、現在、神輿巡幸には大工衆仲間の一本鉾しか供奉しておらず、断定はできない。(田中緑紅一九五八)
- (7) 出雲路敬直氏は「鉾鉾は指鉾、振鉾等の名称でも呼ばれ」(出雲路敬直一九七二)、出雲路敬和氏は「鉾鉾は指鉾とも呼ばれ」(出雲路敬和一九七四)とし、『下御霊神社誌』の「指鉾」を「鉾」に読み替えている。
- (8) 京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会が主催した講演会での発言のちに「京都の鉾鉾行事の諸相」と題して、『京都の鉾鉾まつり』(二〇一一年)に所収。
- (9) 昭和の鉾鉾調査については、本報告書(論説編)の小宮善通氏の論考において紹介されている。
- (10) 出雲路敬直氏は、京都精華学園の紀要に、「鉾鉾考」(一九七二年)、「鉾鉾覚書」(一九七二年)、「鉾鉾覚書」(一九七三年)と相次いで論考を発表した。これら三部作は、意匠、材質、分布、鉾差し、護持組織である町や仲間、文献史料、絵画資料など、およそ鉾鉾に関わるほぼ全ての視覚からの分析を試みている点で評価できる。

- (11) 平成二十二年六月十一日、岡崎神社の本田芳道宮司(当時)への聞き取り調査による。なお、現在は当時禰宜の本田享史氏が宮司を務めている。
- (12) 平成二十五年四月十日、一乗寺の鉾差しの長老である渡辺修三氏へのインタビュー撮影による。インタビューは、本報告書(映像編)の民俗誌映像(大森康宏監修)の製作のため実施し、大森康宏氏と筆者がインタビューアーとして参加した。
- (13) 鉾差しの分布や広がりについては、本報告書(論説編)の今中崇文氏の論考において紹介されている。
- (14) 栗田神社など東山系の鉾差しの練習には、嵯峨祭の四区の出身者も参加している。高島氏はそういった機会を通じて、特に四区の鉾の差し方について情報を得たものと思われる。
- (15) 山路興造氏の「教示」による。
- (16) ブランコと鉾との相違点についても留意したい。吊り下げられたブランコは静止状態を保つが、立てられた鉾鉾は不安定で鉾差しが持った時点で常に微振動が生じることから、起動時は微振動のタイミングを計って、その動きを加速させる動きをする。ブランコの加速に近い動きで起動しているといえる。

参考文献

- 出雲路通次郎『下御霊神社誌』(下御霊神社、一九〇七年)
- 田中緑紅編『京之面影』上巻(郷土趣味社、一九三二年)
- 田中緑紅『鞍馬の火祭 緑紅叢書二の六「秋の奇祭」』(京を語る会、一九五八年)
- 出雲路敬和『京都古社寺詳説(平安前期編)』(有峰書店、一九七四年)
- 出雲路敬直『鉾鉾考』(京都精華学園研究紀要)第九輯、一九七二年
- 出雲路敬直『鉾鉾覚書(一)』(京都精華学園研究紀要)第十輯、一九七二年
- 出雲路敬直『鉾鉾覚書(二)』(京都精華学園研究紀要)第十一輯、一九七三年
- 出雲路敬直『鉾鉾と祇園祭の鉾』(山町鉾町十八号(二月)、一九八六年)
- 出雲路敬直『京の覚書(二) 鉾鉾』(京都市社会教育振興財団編・発行『創造的市民』十号(四月)、一九八六年)
- 出雲路敬直『上京の祭(上)』(上京乃史蹟四十号(七月)、一九八六年)
- 出雲路敬直『上京の祭(下)』(上京乃史蹟四十三号(十月)、一九八六年)
- 出雲路敬直『京都の鉾鉾行事の諸相』(京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編・発行『京都の鉾鉾まつり』二〇一一年)
- 京都市文化財保護課編・発行『京都市の文化財』第八集、三十一頁(一九九一年)
- 高島孝佳『鉾鉾と鉾差し技術の系譜を考へる』(京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編・発行『京都の鉾鉾まつり』二〇一一年)
- 福田邦三・松井秀治・正木健雄・本間茂雄『ブランコの運動學的考察』(『体育学研究』第一卷第七号、一九五四年)
- 溝邊悠介『鉾の差し方と差革』(京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編・発行

『京都の剣鉾まつり2「差革」編』二〇一二年
山路興造「もう一つの鉾祭り」『京都市史編さん通信』二百十四号、一九八七年（再録、山路興造『京都 芸能と民俗の文化史』思文閣出版、二〇〇九年）
山路興造「剣鉾祭りの歴史と性格」（京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編・発行『京都の剣鉾まつり』二〇一一年）
吉田光邦・米山俊直・出雲路敬直・小寺善通・河原正彦「座談会 剣鉾の祭と京の文化」（財団法人京都市社会教育振興財団編・発行『京の祭の遺宝 剣鉾の伝統展』一九八六年）

劍鉾の「復興」と鉾差しの諸集団

今中 崇文

はじめに

近年、京都市内においては、劍鉾の出る祭りが増加傾向にある。とくに、差し鉾の「復興」が目立つ。そこには、十数年から数十年前に差されなくなっていたものから、二一世紀以上、その姿を見ることがなかったものまで、さまざまな劍鉾が含まれている。

差し鉾を「復興」するためには、劍鉾本体の修理や整備はもちろんであるが、その差し手も手配しなければならない。後述するように、劍鉾の差し方は地域によって異なっており、その習得には一朝一夕ではいけないようなものもある。本稿では、これら近年になって復興した差し鉾の差し手に焦点を当て、どのような人々が、どのようにしてその技術を継承してきたかについて明らかにする。なお差し鉾の差し手については、地域によってさまざまな呼称があるが、本稿では主に「鉾差し」と表現する。また、とくに「東山系」の差し方を継承する鉾差しと、それを学ぶ有志者によって結成された「東山連合」という集団を中心に扱う。

鉾差しとはどのような人々であるかについては、劍鉾について先駆的な研究を行った出雲路敬直氏の論稿¹⁾や、昭和五十九度―六十年(一九八四―八五)の調査による成果をもとに京都市社会教育総合センター(現京都アスニ)で開催された昭和六十一年(一九八六)の「京の祭りの遺宝 劍鉾の伝統展」における座談会でも言及されている²⁾。

これらの研究では、鉾差しは本来、氏子が務めるものであり、通過儀礼的な側面を持っていたが、特殊な技術が必要とすることから、外から雇われてくる人々によって担われるようになったと考えられていた。そして、通過儀礼的な側面を残している地域として、嵯峨祭や平岡八幡宮といった例が挙げられていた³⁾。また、外から雇われてくる鉾差しも、自分が所属する地域で鉾を差した上で、京都の旧市街地にある神社で雇われて鉾を差していたとも指摘されていた。

これら雇われてくる鉾差しは、一乗寺、修学院、吉田、浄土寺、鹿ヶ谷、岡崎といった東山山麓地域のうち、とくに一乗寺が一番の供給地であったとされる。これらの鉾差しには植木職などの力仕事に従事している人が多く、鉾を差すことは彼らの春秋の小遣い稼ぎになっていたという⁴⁾。

しかし、高齢化と後継者不足により鉾差しが不足している上、経済的な面から祭礼に参加となった鉾も少なくなく、劍鉾の存続自体が危ぶまれている。例えば吉田では、鉾差しが一人だけとなり、その方も高齢であるため、一部の鉾は「杵造」へと改造され、その他の鉾では神社へ寄付しようという動きがあると伝えている⁵⁾。また、鉾差しの絶対数が不足しているとともに、祭日が日曜日へと変更となつて日程が重なることから、鉾差しの取り合いになっているとも報告されている⁶⁾。

また昭和五十九年度―六十年(一九八四―八五)の調査では、三十五か所の社寺で約百八十本の劍鉾が確認されているが、このうち実際に劍鉾を差しているのは八か所で、春の祭りでは下御霊神社、大豊神社、須賀神社、八大神社、愛宕神社・野宮神社(嵯峨祭)であり、秋の祭りでは春日神社、由岐神社、平岡八幡宮のみであると報告されている。さらに、護持している全部の鉾をそろって差しているのは、八大神社、愛宕神社・野宮神社、春日神社、由岐神社、平岡八幡宮

の五か所で、そのほとんどが地元から鉾差しを出し、春日神社のみが一乗寺あたりから鉾差しを招いて差してもらっていたという^⑦。

その一方で、今回、調査を実施した京都市内の五十四か所の社寺の内、十

九の神社の祭礼で鉾差しを差して巡行している姿が見られた(表1)。すなわち、春であれば藤森神社の藤森祭、大豊神社の氏神祭、八大神社の氏子祭、新日吉神社の小五月会、吉田神社の氏子講社大祭、須賀神社の神幸祭、下御霊神社の下御霊祭還幸祭、愛宕神社・野宮神社の嵯峨祭であり、秋であれば三嶋神社の神幸祭、瀧尾神社の神幸祭、平岡八幡宮の秋季例祭、春日神社の春日祭、吉田神社末社今宮社の神幸祭、北白川天神宮の秋季大祭、山國神社の山國祭、栗田神社の栗田祭、八幡宮社(京北上中町)の秋の大祭、三嶋神社の三嶋祭、由岐神社の鞍馬火祭といった祭礼となる。このうち、かつて京北町に属していた山國神社と八幡宮社は昭和の調査ではその対象に入っていなかったことから省くとしても、この三十年ほどの間に差し鉾の出る祭礼が九か所も増加したことになる。

〔表1〕差し鉾の出る祭礼と鉾差し

季節	神社名	祭礼名	差される鉾の数	鉾差し集団
春	1 大豊神社	氏神祭	3、4	大豊神社鉾保存会+東山連合
	2 八大神社	上一乗寺氏子祭	3	一乗寺八大神社鉾保存会
	3 藤森神社	藤森祭	1	藤田造園
	4 須賀神社	例祭	3	藤田造園(兼鉾・菖蒲鉾、渡辺氏(橋鉾))
	5 新日吉神社	小五月会	1	東山連合
	6 吉田神社	氏子講社大祭	2	吉田鉾保存会
	7 下御霊神社	下御霊祭還幸祭	2	藤田造園(扇鉾、渡辺氏(兼鉾))
	8 愛宕神社・野宮神社	嵯峨祭	5	大門町、中院町、鳥居本町、四区、天龍寺地区
	9 三嶋神社	神幸祭	1	藤田造園
	10 瀧尾神社	神幸祭	1	藤田造園
秋	11 平岡八幡宮	秋季例祭	4	梅ヶ畑鉾保存会、平岡鉾保存会
	12 栗田神社	栗田祭	7	栗田神社鉾奉賛会+東山連合
	13 北白川天神宮	秋季大祭	1	北白川鉾保存会+東山連合
	14 山國神社	山國祭	3	とくになし(氏子各地区から選出)
	15 吉田神社末社今宮社	神幸祭	3	吉田鉾保存会
	16 春日神社	春日祭	5	藤田造園+東山連合
	17 三嶋神社	三嶋祭	2	とくになし(浜三嶋地区が担当)
	18 八幡宮社	秋の大祭	1	とくになし(年番地区から選出)
	19 由岐神社	例祭(鞍馬火祭)	5+3	僧達仲間、下大物仲間、中大物仲間、大工衆仲間、上大物仲間、名主仲間

〔注〕平成二十一年、平成二十二年の調査結果をもとに作成。傍線は祭礼地域の人々が主体となっている集団を示す。
由岐神社の「差される鉾の数5+3」とは、四本鉾が5、一本鉾が3である。

一時期、減少傾向にあるとされ、存続の危機さささやかれていた鉾差しが、現在までどのようにして存続し、近年の「復興」を支えるようになったのであろうか。

今回の京都市内における悉皆的な調査の成果として、鉾差しがどのようにして活動しているのか具体的に分かってくるとともに、それが地域や時代によつて大きく異なることも明らかとなつてきた。そこで本稿では、そのような鉾差しがいったいどのような人々によつて構成され、どのような活動をしてきたかについて以下に記していくこととする。

一 差し鉾の出る祭礼と劍鉾を差す人々

これら差し鉾の出ている十九の祭礼は、その差し手をどのような人々が務めているかによつて、次の四つに分類することができる。それは、①とくに決まった人々が鉾差しを務めるような形態を採っていない祭礼、②それぞれの氏子地域内に存在する特定の地縁集団によつて担われる祭礼、③地域の鉾差しが集団を形成し、差し手を担っている祭礼、④氏子地域の人々は差し手として一切加わらず、地域外から劍鉾の差し手を招いている祭礼となる。

山國神社と八幡宮社の祭礼では、とくに決まった人々が鉾差しを務めるような形態を採っていない。山國神社では、還幸祭の神輿の早き手から劍鉾一基につき二名が劍鉾の差し手として選ばれる。差し手は休憩場所ごとに交代するが、事前にだれが差し手を務めるか決まっておらず、概ね巡行している地区の人が務めているようである。八幡宮社では、その年の祭礼を担う年番地区から二名の差し手が選出され、とくに練習なども行わずに巡行に臨んでいるという。

それに対して、嵯峨祭や平岡八幡宮、三栖神社、由岐神社の祭礼では、それぞれの氏子地域内に存在する特定の地縁集団によつて劍鉾の差し手が担われている。嵯峨祭では、大門町、中院町、鳥居本町、四区、天龍寺地区（瀬戸

川町・龍町・角倉町）という五つの地域が劍鉾を護持しており、それぞれの地域で「鉾方」などと呼ばれる差し手を育成している。平岡八幡宮の劍鉾については梅ヶ畑劍鉾保存会が組織されているが、平岡地区は独自の組織として平岡鉾保存会が設けられている。そして、それぞれに鉾差しの育成が行われているという。三栖神社では、氏子地域内の浜三栖地区が劍鉾の担当となっている。

また、地域の鉾差しが集団を形成し、劍鉾の差し手を担っているような祭礼として以下のものがある。八大神社には一乗寺八大神社劍鉾保存会、吉田神社末社今宮社には吉田劍鉾保存会、北白川天神宮には北白川劍鉾保存会といった鉾差しの組織が存在し、それぞれの組織に所属する鉾差しが巡行行列での差し手を務めている。ちなみに大豊神社や栗田神社のように、地域の鉾差しによつて結成された組織（大豊劍鉾保存会、栗田神社劍鉾奉賛会）だけではなく、他地域からの鉾差しも加わつて劍鉾を差している祭礼も存在している。

そして、氏子地域の人々は差し手として一切加わらず、地域外から劍鉾の差し手を招いている祭礼がある。藤森神社、須賀神社の葵鉾・菖蒲鉾、下御霊神社の扇鉾、三嶋神社、瀧尾神社は藤田造園に、春日神社は藤田造園と後述する「東山連合」に、新日吉神宮は「東山連合」に、須賀神社の橘鉾と下御霊神社の葵鉾は一乗寺の渡辺氏に、吉田神社は吉田劍鉾保存会に依頼する、というようにさまざまな鉾差しの集団や個人が劍鉾を差している。

このように、劍鉾の差し手にさまざまな形態が存在する一因は、劍鉾の差し方の多様性と関係があると考えられる。詳細については本書第四章「鉾差しの芸態」に譲るが、劍鉾の差し方は地域によつて異なっており、大まかに分けると嵯峨祭・平岡八幡宮・鞍馬火祭・東山系の四つにまとめることができる⁸⁾。このうち嵯峨祭・平岡八幡宮・鞍馬火祭では、先に挙げたように、

各氏子地域内に存在する地縁的集団が剣鉾を護持し、差し手を育成している。一方で、東山系と呼ばれる差し方をするのは、先に挙げた八大神社剣鉾保存会、吉田剣鉾保存会、北白川剣鉾保存会、大豊剣鉾保存会、栗田神社剣鉾奉賛会、藤田造園といった組織・集団に属する鉾差しの人々である。

近年になって差し鉾を「復興」した祭礼のほとんどに、これら東山系の鉾差しが差し手として加わっている。先に挙げた差し鉾の出る祭礼のうち、藤森神社、大豊神社、新日吉神社、吉田神社、三嶋神社、瀧尾神社、吉田神社末社今宮社、北白川天神宮、栗田神社、三栖神社の祭礼は、平成になってから差し鉾を「復興」した祭礼である。そして、三栖神社を除くすべての祭礼において、東山系の鉾差しが剣鉾を差している。ちなみに三栖神社の剣鉾は、東山系の差し方とは異なり、真っ直ぐに捧げ持つて巡行するものであり、地域の人々が差し手を担っている。

東山系の鉾差しは、基本的に、三名が一组となって一基の剣鉾を担当する⁹⁾。各祭礼で差される剣鉾は一基とは限らないため、複数の剣鉾が出る祭礼には多数の鉾差しが必要となる。例えば、例年、五基の剣鉾が差されて巡行する春日祭（春日神社）には十五名にもなる東山系の鉾差しが集っている。また、平成二十三年（二〇一一）の栗田神社の栗田祭では六基の剣鉾が差されており、十八名の鉾差しが必要だったと考えられる。さらには、須賀神社の神幸祭（剣鉾は三基）と新日吉神社の小五月会（差される剣鉾は一基）のように、同じ東山系の鉾差しが剣鉾を差す祭礼の日程が重なっているような場合がある。

それでは、このように多くの鉾差しを必要とする東山系の鉾差しは、それだけの人数をどのようにして確保してきたのか。また、そもそもこのような人々はいづろから、どのようにして活動してきたのか、今回の調査で明らかにってきたかつての鉾差しの姿について以下に記していくこととする。

二 東山系鉾差しとその活動

東山系の鉾差しが、いづろから活動していたかについては詳らかではない。鉾差しについての古い記録としては、明治三年（一八七〇）のものであるが、御霊祭（御霊神社）に矢的鉾を出していた矢的鉾仲間が所蔵する文書に「一、浄堂寺村／重右衛門／右之者へ、例年鉾指として雇入候事、／但し、三人にて金壱円壹歩壹朱之雇料、式度、酒飯とり進ス」とあり、毎年、浄土寺村から決まった人物が鉾差しとして雇われていたこと、三人一組で一円一分一朱が支払われ、酒食が供せられていたことなどが分かる。ほかにも、同じく御霊神社の氏子地域である武者小路町が所蔵する「蓬萊御鉾目録附鉾精算簿」には、「鉾差シ三人」に支払った賃金や弁当代・草鞋代の記述があるものの¹⁰⁾、それらがどのような人々であり、どこから来ていたかについては記されていない。

このように鉾差しについての史料は乏しいことから、かつての鉾差しがどのように活動していたかについては、鉾差し自身への聞き取りによるしかない。そこで本稿では、東山系鉾差しとしては最古参の渡辺修三氏（大正十四年生まれ、東山系の有力な鉾差しの一人である藤田修氏（昭和二十二年生まれ、多くの鉾差しを指導している大西邦夫氏（昭和二十四年生まれ）への聞き取りをもとに、かつての鉾差しの姿を明らかにしていく。ただし、最古参である渡辺氏が鉾差しの技術を学び始めたのは、氏が除隊して地元・一乗寺に戻った昭和二十一年（一九四六）のことであるため、それ以前の様子についてはよく分からない。そのため、以下に明らかにするのは昭和二十一年以降の鉾差しの姿が中心となっている。

かつて、昭和三十年代ごろまでは、現在よりも多くの剣鉾が差されて巡行

行列に加わっていた。藤田修氏によると、その当時、京都市内の四十八か所で劍鉾が出ていたという。そのなかで東山系の鉾差しは、春は大豊神社の氏神祭、秋は晴明祭（晴明神社）を嚆矢として各地で劍鉾を差して回っていた。そのなかには、春の今宮祭（紫野今宮神社）、秋の晴明祭や北白川天神宮の秋季大祭（一時中断の後、復活）、岩倉火祭（石座神社）、八神社の秋季大祭といった、現在では劍鉾を差していない、もしくは一時期中断していた祭礼も含まれている。

これらの祭礼で劍鉾を差していた東山系の鉾差しは、東山の山麓一帯に散在しているのではなく、ある程度の地域的まとまりを持つて暮らしていた。渡辺修三氏によると、かつては、とくに次の五つの地域に集まっていたという。「赤の宮」・「若王子」・「浄土寺」・「一乗寺」・「吉田」であり、いずれも現在の行政区画では京都市左京区に含まれる諸地域である。

赤の宮とは、左京区高野上竹屋町にある赤の宮神社周辺の地域を指す。この地には代々植木屋を営みながら鉾差しを務めてきた藤田家の人々が暮らしている。藤田家はもともと若王子村に住んでいたが、先々代の竹次郎氏のことから、藤田家の地に移住してきたという¹¹。この地域は「新田」とも呼ばれることから、藤田造園の鉾差しのことを「新田の鉾差し」と呼ぶ人もいる。先に挙げた藤田修氏は、この新田の藤田家の当主であり、株式会社藤田造園の代表取締役を務めている。かつては、春は大豊神社の氏神祭、今宮祭（紫野今宮神社）、須賀神社の神幸祭、下御霊祭還幸祭（下御霊神社）、秋は晴明祭（晴明神社）、北白川天神宮の秋季大祭、栗田祭（栗田神社）、春日祭（春日神社）、八神社の秋季大祭といった祭礼で劍鉾を差していた。

若王子とは、大豊神社を氏神とする旧若王子村（現在の左京区鹿ヶ谷門前町）のことである。この地域の鉾差しには、植木屋を営んでいる人が多く、藤田姓

や服部姓が多く見られたという。これら若王子の鉾差しは、ほとんどの場合、先に挙げた新田の鉾差しとともに市内各地の祭礼で活躍していた。

浄土寺とは八神社を氏神とする旧浄土寺村（現在の左京区浄土寺および銀閣寺町・銀閣寺前町）のことであり、この地域の鉾差しには石屋を営んでいる人が多かったとされる。これら浄土寺の鉾差しも、主に新田や若王子の鉾差しとともに活動していたと考えられる。

一乗寺とは八大神社を氏神とする旧一乗寺村（現在の左京区一乗寺）のことである。一乗寺の鉾差しは、村内の有志によって継承され、その多くが農業に従事していたという。渡辺修三氏によると、時期によって異同はあるが、八大神社の劍鉾を差すとともに、大豊神社の氏神祭、今宮祭、須賀神社の神幸祭、御霊祭（御霊神社）、下御霊祭還幸祭（下御霊神社）、春日祭、栗田祭（栗田神社）、岡崎神社の氏子大祭、岩倉火祭（石座神社）、八神社の秋季大祭といった祭礼でも劍鉾を差していたという。また、一年や二年など極めて短期間ではあるが、神泉苑祭（神泉苑）や天道神社の例大祭でも劍鉾を差していたことがあるという。ちなみに八大神社の秋季大祭では、ほかの地域の鉾差しは加わらず、一乗寺の鉾差しだけですべての劍鉾を差していたとされる。

吉田とは、吉田神社末社今宮社を氏神とする旧吉田村（現在の左京区吉田）のことである。この地域には明治時代後期から昭和初期にかけて、「ツダトラさん」などと呼ばれた、津田虎次郎という伝説的な鉾差し名人がいたとされる。この吉田の鉾差しがどのように活動していたかについては、詳しく分かっていない。しかし、吉田には若王子の服部氏によって劍鉾の技術が伝えられたという話も聞かれることから、ほかの地域の鉾差しと一緒に活動することもあると考えられる。

これらの地域に暮らしていた東山系の鉾差しは、有力な鉾差しの下に統括

され、その差配に従って活動していた。統括する有力な鉾差しは「親方」などと呼ばれ、鉾鉾を護持する神社や鉾仲間、当屋などの依頼を受けると、必要な人数を集めて鉾鉾を差しに赴いていた。そして祭礼の現場においては、誰がどの鉾鉾を差すかなどの差配の一切を行っていた。このように鉾差しのなかでもきわめて重要な立場にある親方は「株」を持つているといわれ、その担当する鉾鉾は「誰々の責任鉾」とも呼ばれる。

このように、複数の地域にまたがって存在しながら、ある程度のまとまりを持つて活動していた東山系の鉾差しであるが、その継承方法はさまざまであった。新田や若王子では、鉾差しが特定の家に集中していることから、親から子へといった血縁関係による継承が主だったようである。藤田修氏も、かつては鉾差しの役割は自分の子供に継がせるものという認識が一般的であったという。また、これは「株」を持つ親方の家に特有の事例であろうが、その引き継ぎに当たっては直会が開かれ、そこには鉾鉾の護持組織からも参加者がやって来てお祝いしていたとされる。一方、一乗寺では決して血縁関係だけによって継承されるのではなく、「村に居るのであれば（鉾差しなど）なんらかの役割を担わなければならなかった」、「村外の人間に鉾差しの技術を教えることは考えられなかった」と言われるなど、地縁的な関係が重視されていたことが見てとれる。それ以外にも、吉田に若王子の服部氏が鉾差しの技術を教えたという伝承が示すように、血縁や地縁にもよらない継承があったこともうかがえる。

三 東山系鉾差しの減少

このように、複数の地域にまたがって存在し、多くの神社の祭礼において

鉾鉾の差し手として活躍していた東山系の鉾差しも、昭和三十年代ごろからその存続の危機がささやかれるようになる。

先行研究でも指摘されているように、昭和四十年代になると、鉾差しの不足や鉾鉾の護持にかかる経済的問題といった理由から鉾鉾を差さなくなる地域が出てくるようになる。清明神社では、昭和四十七年（一九七二）に鉾差しの不足と経費の増大から、二基ある鉾鉾の棹を短いものにし、杵造りに改造したという⁽¹²⁾。同じく北白川天神宮でも、昭和四十四年（一九九六）に村内の人手不足によって神輿を台車に乗せて巡行するようになったことに伴い、鉾鉾の棹を切り落としてトラックに乗せて巡行するようになった。紫野今宮神社においても昭和十八年ごろから六十年代にかけて、鉾差しの引退などを契機として、次々と杵造りや肩で担いで巡行する形式へと変わっていったようである。

ここで問題とされている鉾差しの不足は、高齢化と後継者不足によってもたらされていた。例えば吉田神社末社今宮社では、昭和四十八年（一九七三）ごろには、鉾差しは老人一人を残すだけで、一時は鉾鉾が巡行行列に参加することができなくなっていたと伝えられている⁽¹³⁾。また、昭和四十二年（一九六七）に鉾差しの技術を学びはじめた大西邦夫氏によると、当時の一乗寺には十名の鉾差しがいたが、半分はすでに高齢のため、体力的な問題があり、実際に鉾を差すことのできたのは五名であったという。

このような状況のなか、残った現役の鉾差しは、さまざまな工夫によって鉾差しとしての役目を果たしていた。先述の大西邦夫氏は、春日祭（春日神社）のクライマックスを飾る拝殿廻りにおいて、一基の鉾鉾を差して拝殿のまわりを一周した後、すぐに立て掛けてあった別の鉾鉾を差して廻ったことを懐かしそうに語る。また渡辺修三氏によると、どうしても人手が足りない場合、

大学生をアルバイトとして雇っていたこともあるという。その際には、山から切り出してきた丸太を劍鉾に見立て、祭礼の直前に差し方の基礎を教えこんでから帯同していた。同じ巡行行列に提灯持ちとして参加していた学生の日当が五千円から六千円ぐらいであったのに比べ、鉾差しを努めた学生には二万円を渡していたため、学生たちからはたいへん好評であったとされる。

とはいえ、この時期を境に東山系の鉾差しを取り巻く環境は大きく変化するようになった。東山系鉾差しの中心的存在であった新田の藤田家も、人手不足もあつてか、一時期、春日祭で劍鉾を差すのを止め、一乗寺の渡辺氏に任せるなど、活動の場を大きく縮小することになった。若王子や浄土寺、そして吉田では、後継者が現れず、鉾差し技術の継承は途絶えることになってしまった。またこの時期以降、それまでは東山系の鉾差しである程度まとまっていたものが、それぞれバラバラに活動するようになったともいわれる。

四 東山系鉾差しの「復興」

このような危機的状況のなか、新田と一乗寺という二つの地域において細々とその技術が継承されてきた東山系の鉾差しであるが、時代が昭和から平成と移ると、東山系鉾差しの「復興」とも呼べる現象が見られるようになってきた。

このような「復興」の呼び水となったのは、一乗寺の鉾差したちである。一乗寺の鉾差したちは、昭和六十一年（一九八六）の「京の祭の遺宝 劍鉾展」を契機として、それまで個人個人で活動していたのが、次第にまとまって行動するようになったという。その後、「一乗寺八大神社の劍鉾差し」として京都市無形民俗文化財に登録されたことにより、「一乗寺八大神社劍鉾保存

会」という組織が正式に設立された。設立メンバーにはすでに引退していた人も含めて十二から十三名の鉾差しが名前を連ね、代表者は渡辺修三氏が務めた。その後、渡辺氏の引退に伴い、代表者は大西邦夫氏へと引き継がれ、現在へと至っている。現在では六、七名の鉾差しが保存会に所属して活動している。この一乗寺の鉾差しが、他地域の鉾差しの「復興」を願う人々に鉾差しの技術を伝えていったのである。

最も早い時期に鉾差しの「復興」に取り組み始めた地域としては、吉田神社末社今宮社が挙げられる。吉田神社末社今宮社では、平成五年（一九九三）の十二提灯の復活を契機として、鉾差しを復活させようという機運が高まっていたという。そこで地元有志により「吉田劍鉾保存会」を結成し、一乗寺の鉾差しである乾正夫氏に鉾差しの技術を学び、平成八年（一九九六）には新調した唐胡麻鉾を神幸祭で披露するまでに至っている。吉田劍鉾保存会は、鉾差しの技術を学ぶだけでなく、専門の業者に依頼して劍鉾の新調も次々と行っている。先に挙げた唐胡麻鉾に続いて、平成九年（一九九七）には矢鉾、平成十年（一九九八）には松鉾を新調している。ちなみに吉田劍鉾保存会は、氏子地域にある第四錦林小学校で、希望する児童に対して劍鉾を差す技術を教えるという独自の活動を行っている¹⁴⁾。

それとほぼ時を同じくして、同じく東山区にある栗田神社においても鉾差しの「復興」が図られるようになった。栗田神社では平成七年（一九九五）から地元の有志たちによって鉾差しを育成する活動を進めていたが、翌平成八年（一九九六）には栗田神社清々会の外郭団体として栗田神社劍鉾奉賛会を結成し、三月二十二日から本格的な練習会を始めたという。結成当初は一乗寺から渡辺修三氏を指導顧問として招いて鉾差しの技術を学んでいたが、渡辺氏の引退に伴い、現在では大西邦夫氏に引き継がれている。

その後、これら二つの保存会には、それぞれの氏子地域以外からも、鉾差しの技術を学びたいという人々が集まるようになってきた。大豊神社では、以前より一乗寺の鉾差しである乾正夫氏に鉾差しの技術を学んでいる人々がいたが、乾氏が引退してからは吉田剣鉾保存会の練習に参加していた。そして、栗田神社剣鉾奉賛会の練習への参加（年間）を経て、「大豊剣鉾保存会」として独自に練習会を開催するようになったという。また近年、北白川天神宮においても独自に鉾差しを養成しようという機運が高まり、三名の有志が「北白川剣鉾保存会」として栗田神社剣鉾奉賛会の練習に参加している。さらには、これら剣鉾を護持している地域の人々だけに限らず、これまで剣鉾とはまったく縁のなかった人々も加わるようになっていく¹⁵⁾。

ちなみに、これらの保存会では練習日が重ならないように設定されており、それぞれの会員が相互に参加することを可能にしている。いずれの保存会もおおむね三月から十一月の間に月二回ぐらいの頻度で練習会を開催している。現在、一乗寺八大神社剣鉾保存会は八大神社の境内で第二・第四日曜日に、栗田神社剣鉾奉賛会は栗田神社の境内で第二・第四水曜日に¹⁶⁾、吉田剣鉾保存会は第一・第三火曜日に、大豊剣鉾保存会はノートルダム女学院中学高等学校のグラウンドで第一・第三水曜日に練習会を実施している。いずれも時間は、午後七時半から二時間ほどとなっている¹⁷⁾。このように日程を設定して会員相互の参加を可能とすることにより、剣鉾を差す機会を増やして会員の技術向上に資するなど、相互に協力する体制を構築している。

このような協力体制は、それぞれの祭礼当日においても見られ、各地で差し鉾の増加をもたらしている。各保存会に所属する鉾差しは、それぞれの地域の祭礼で剣鉾を差すだけでなく、必要であればほかの地域の祭礼にも応援として駆け付けている。現在十九基もの剣鉾を有している栗田神社では、平

成八年（一九九六）の復興から徐々に差し巡行する剣鉾の数を増やし、近年では七基を出すまでに至っている。大豊神社では、大豊剣鉾保存会には鉾差しが三名しかいないにもかかわらず、平成二十二年（二〇一〇）に現存の七基の剣鉾がすべてそろって巡行に参加するようになっていく。このような協力体制によって結びついた関係を「東山連合」や「東山京鉾五座」などと呼ぶ人もいる。

五 差し鉾の復興と東山系鉾差し

このようにして増加に転じた東山系の鉾差しに支えられ、東山山麓の各地では多くの差し鉾が「復興」した。ここでは、藤田造園の鉾差しも大きな役割を果たしている。それでは、藤田造園のような伝統的な鉾差し集団と新たに組織されてきた各地の鉾差し集団が、どのようにして剣鉾の「復興」に寄与してきたかについて以下に見て行きたい。

近年、新たに差し鉾を「復興」した神社の祭礼では、新田の鉾差しである、藤田造園の人々が剣鉾を差している。現在、藤田造園には現当主である藤田修氏をはじめ、その甥である藤田智史・圭亮両氏、息子である隆平氏といった鉾差しが所属しており、春は藤森祭（藤森神社、須賀神社の神幸祭、下御霊祭還幸祭（下御霊神社、秋は三嶋神社の神幸祭、瀧尾神社の神幸祭、春日祭（春日神社、金札宮といった祭礼で鉾差しを務めている。そのなかでも、近年になつて新たに剣鉾を出すようになったのは、藤森神社、三嶋神社、瀧尾神社、金札宮といった神社である¹⁸⁾。

藤田造園の鉾差しが剣鉾の復興にかかわるようになったのは、時代が昭和から平成に移つてからのことになる。そのきっかけは、三嶋神社の宮司が下

鴨神社で練習している藤田造園の若い鉾差しの姿を目撃したことにある。これによって三嶋神社の宮司が、神社の蔵に眠っていた劍鉾の存在を再認識し、修理を施した上で、平成十年（一九九八）から十一年（一九九九）ごろに巡行行列に差して加わるようになった。その後、同様に劍鉾を所蔵していた瀧尾神社や金札宮なども、宮司同士の関係を通じて藤田修氏の存在を知り、鉾差しを依頼するようになったのである。

一方で、日程の重複など、藤田造園の鉾差しだけでは対応しきれないような状況も生じるようになってきた。昭和三十年（一九五五）ごろから差して巡行することを中断していた新日吉神宮においても、劍鉾を差して巡行することの復活を願い、宮司同士の関係を通じて藤田造園に依頼するようになった。しかし新日吉神宮の小五月会は、藤田造園が以前から鉾差しを担当している須賀神社の祭礼と日程が重なるため、大西邦夫氏を通じて東山連合に鉾差しを依頼することになった。このようにして新日吉神宮では、平成二十二年（二〇一〇）に、数十年ぶりに差して巡行する劍鉾が巡幸行列に加わるようになったのである。現在でも新日吉神宮は藤田造園に依頼の連絡を入れており、そこで改めて藤田修氏から大西邦夫氏に依頼しているという。

このような協力体制は、五基の劍鉾が出る春日祭においても見られる。春日祭の鉾差しは、一時期、一乗寺の渡辺修三氏に取りまとめをしていたこともあったが、近年は再び藤田修氏が親方として差配している。現在、春日祭の運営は春日神社が中心となっているため、鉾仲間ではなく、神社から藤田氏へ依頼の連絡が入るようになってきている。神社からの依頼を受けると藤田氏は、渡辺氏に一言断った上で、大西邦夫氏に応援の依頼をしている。大西氏は、一乗寺八大神社劍鉾保存会の鉾差しだけでなく、自身の指導している粟田神社劍鉾奉賛会や大豊劍鉾保存会、北白川劍鉾保存会の鉾差しなどにも声

を掛け、適当な人数を集めて春日祭に参加しているのである。このようにして充分な人数の鉾差しを確保できるようになった春日祭においては、年々、劍鉾を差す時間や場所が増加する傾向にあり、集まった観衆の目を楽しませている。

まとめとして

これまで見てきたように、京都市内の各地で劍鉾を差すことを請け負ってきた東山系の鉾差しは、地域によって違いはあるが、おもに血縁や地縁といった関係に基づいて技術を継承してきた。しかし、昭和四十年代ごろより、高齢化や後継者不足から、鉾差しの不足を招くようになる。これに、劍鉾を護持する側の経済的な事情も絡んで、差し鉾は減少の一途をたどっていった。

このような状況が変化するのは、各地で鉾差しの技術を学びたいという有志たちが現れ、組織化するようになってからである。当初、これらの有志は当該神社の氏子地域出身者に限られており、地縁関係をもとにして結成された集団であった。しかし、その後、一部の組織では氏子地域外からの参加者も集まるようになっていく。これら有志組織は相互に協力体制を構築しているだけでなく、伝統的な鉾差し集団とも連携して鉾差しとしての役割を果たしている。このような有志による新たな鉾差し集団の出現が、近年、市内の各地で見られるようになった劍鉾「復興」に寄与しているのである。

近年、都市の祭礼をめぐっては、これまで祭礼を支えてきた氏子地域や伝承者集団といった地縁や血縁によって構成された集団だけでなく、さまざまな形で祭礼に参加する人々の存在が注目されている¹⁹⁾。そのなかのひとつが、有志者によって結成された集団（ボランティア・アソシエーション）である。そこ

では、それまで「見る——見られる」と二項対立的にとらえられていた祭礼への参加者の関係が、きわめて流動的に移行することが示されている⁽²⁰⁾。一方で、これまで祭礼で主体的な存在であった諸集団との間にはせめぎあいや摩擦が生じることもあり、その関係性のあり方も問題となっている⁽²¹⁾。

本稿では、鉾差しの諸集団についての記述が中心となり、鉾仲間や当家といった鉾の護持組織とどのような関係を築き、それがどのように変化しているかまでは明らかにすることはできなかった。また、今後も期待される鉾の「復興」に対して、鉾差しの諸集団がどのように対応していくのか、そこで生じる変化などもあわせて引き続き研究を行っていく必要があると考える。
(国立民族学博物館外来研究員)

注

- (1) 例えば、出雲路敬直「鉾考」『京都精華学園研究紀要』第九輯、一九七一年、同「鉾算書(1)」『京都精華学園研究紀要』第十輯、一九七二年、同「鉾算書(2)」『京都精華学園研究紀要』第十一輯、一九七三年、などがある。
- (2) 吉田光邦・米山俊直・出雲路敬直・小宮善通・河原正彦(司会)「座談会 鉾の祭と京の文化」(京都市社会教育総合センター・京都市社会教育振興財団『京の祭の遺宝 鉾の伝統展』京都市社会教育振興財団、一九八六年)。
- (3) 前掲「座談会 鉾の祭と京の文化」二一頁。
- (4) 前掲「座談会 鉾の祭と京の文化」二二六・二二七頁。
- (5) 前掲出雲路敬直「鉾算書(2)」五十二・五十三頁。
- (6) 前掲「座談会 鉾の祭と京の文化」三六頁。
- (7) 小宮善通「京都市内の鉾」(京都市社会教育総合センター・京都市社会教育振興財団『京の祭の遺宝 鉾の伝統展』京都市社会教育振興財団、一九八六年)。
- (8) 溝邊悠介「鉾の差し方と差革」(京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編『京都の鉾まつり2「差革」編』京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会、二〇一二年)。
- (9) 例外として、かつて紫野今宮神社の今宮祭で差されていた松鉾は、ほかの鉾に比べて棹

が長く、重厚な造りをしていたため、四名一組で差していたという。

- (10) 本報告書資料編所収「蓬萊御鉾目録附鉾算書」の「明治三十九年五月十八日神事出鉾費用左記之通」と題する文書に「一、金壹円五拾銭 鉾差シ三人ノ一、ノ壹円五拾銭 右酒肴料ノ一、ノ六銭 右草鞋代」とある。もしくは「鉾指三人 同ノ一、ノ壹円五拾銭 八日祭出鉾費目」と題する文書に「一、金参円也 鉾指両度賃金ノ一、金参円也 鉾指三人ノ弁当代ノ一、金拾貳銭 右草鞋代」とある。
- (11) 株式会社藤田造園は明治三十五年(一九〇二)四月に藤田喜之助氏によって創業されているが、昭和五年(一九三〇)四月に「造園業藤田竹次郎」へと商号変更されたのである。赤の宮への移住はこれ以降のことと考えられる(株式会社藤田造園ウェブサイト「会社案内」<http://www.fujitazonen.com/company/company.html>より)。
- (12) 出雲路敬直「鉾算書(2)」四十七頁。
- (13) 出雲路敬直「鉾算書(2)」五十二・五十三頁。ちなみに、この当時、吉田神社末社今宮社に伝わる三基の鉾のうち、唐胡麻鉾と松鉾は枠造りに改造され、巡幸行列に加わるようになったと記されている。
- (14) 第四錦林小学校では、平成十四年(二〇〇二)から、「伝統文化部活動鉾」という部活動において、吉田鉾保存会の指導のもと、所属する児童が鉾差しの技術を学んでいる。
- (15) 『鉾BLOG』の管理人である高島孝佳氏は、下御霊神社の氏子地域の出身で鉾の護持組織などとは関係がなかったが、鉾好きが高じて、保存会の練習に参加するようになった。
- (16) 栗田神社鉾奉賛会の練習日は、結成当初、毎月八日と二十日であった。指導者が大西邦夫氏に交代した際、大西氏の仕事の都合に合わせて練習日を変更した。
- (17) 各保存会の練習日と時間については、『京都の祭・鉾BLOG』の二〇〇九年七月四日の記事も参照した。
- (18) ただし、このうち藤森神社と金札宮の祭礼で用いられているのは、いずれも瀧尾神社の鉾である。
- (19) 例えば松平誠氏は、高円寺阿波おどりを事例として、そこに参加している六十の連には、職業的なつながりによって結成されたものから、構成員が確定せず、自由参加者に開放しているものまであることを示している(松平誠『都市祝祭の社会学』有斐閣、一九九〇年)。
- (20) 前掲松平誠『都市祝祭の社会学』。
- (21) 中野紀和『小倉祇園太鼓の都市人類学——記憶・場所・身体——』(古今書院、二〇〇七年)。

コラム

九州最南端に伝わる剣鉾状祭具

— 御崎祭りの鉾を手がかりに

今中 崇文

はじめに

本プロジェクトでは当初、京都市とその周辺地域に散在する剣鉾についての民俗調査を進めるとともに、既存の調査報告書などを通じて、剣鉾の全国的な分布状況についての資料調査を進めていた。結果、各地に剣鉾と形状の酷似した祭具が存在することが分かってきた。その中で、京都から遠く離れた、本土最南端の神社とされる御崎神社の祭礼にも形状が剣鉾に酷似した祭具が存在することが明らかになった^①。

本コラムでは、平成二十四年二月に実施した現地調査をもとに、御崎神社の祭礼に見られる剣鉾状の祭具を紹介するとともに、調査過程で判明した鹿児島県下に存在する複数の剣鉾状の祭具についても言及する。

御崎祭りの鉾

御崎祭り

鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠佐多岬に鎮座している御崎神社では、毎年二月の第三土日に春祭りが営まれており、「御崎祭り」と呼ばれている。祭礼のハイライトである御崎神社から同町郡に鎮座している近津宮神社へと向かう神幸行列には、「オホコ」もしくは「オボコ」（以下、鉾と表記）などと呼ばれる、いわゆる剣鉾に形状の酷似した祭具が加わっているのを見ることができる。

御崎神社は大隅半島の南部、佐多岬にある御崎山の中腹に鎮座しており、本

土最南端の神社として知られている。社伝によると和銅元年（七〇八）に神託があり、現在地より南に二百メートルほど下った海岸に創建されたとされる。慶長十年（一六〇五）、琉球出兵の総大将を務めた薩摩藩士・樺山久高が戦勝祈願をしたことから、帰国後現在地に遷座し、琉球国鎮護の神社として社殿が南面するように建てられたと伝えられている。祭神は底津少童命、中津少童命、上津少童命の三柱であり、江戸期には三所権現とも呼ばれたという^②（真鍋鍋彦「佐多町御崎神社の御崎祭り」）。氏子地域は、田尻・尾波瀬・大泊・外之浦・間泊・竹ノ浦の六つの集落に及んでいる^③（近藤津代志「御崎祭り」）。

御崎祭りは、御崎神社の姉神が佐多地区の入り江に面した七つの集落、「七浦」（田尻、大泊、外之浦、間泊、竹之浦、古里、坂元）を通って、約十五キロメートル、近津宮神社の妹神へ新年の挨拶に行く祭礼であるとされる。もともと祭日は二月十九・二十日で固定されており、御崎神社の祭礼は「十九日祭り」、近津宮神社のものは「二十日祭り」と呼ばれていた。昭和十年代までは旧暦一月十九・二十一日であつたという^④（近藤津代志前掲報告書）。祭日については、御崎神社の本殿で営まれる本殿祭（二月十八日）や祭神が近津宮神社から御崎神社に還るお還り（同二十一日）までも含めて、四日間とする報告もある^⑤（野田千尋『佐多岬』、真鍋鍋彦「佐多町御崎神社の御崎祭り」）。

御崎祭りの次第

現在、御崎祭りは二月第三土・日曜日に営まれている。そのうち第三土曜日が「浜下り」（浜殿下り）とももしくは「七浦の御神幸」、第三日曜日が「二十日祭」となっているが、本来は御神幸に先立ち、前日の午後二時から御崎神社の本殿で本殿祭が営まれるようである^⑥（近藤前掲報告書）。

翌第三土曜日は御崎神社から郡小学校まで神幸行列が連ねられる。当日は午前六時ごろから御崎神社の麓にあたる海岸に自家用車が集まり、六時十五分ごろには車のまま御崎神社へ向けて出発する。神事に参列する人々は、神社の駐



【図1】御崎祭りの神幸行列（今中崇文 平成24.2.18）

神輿が払われた後、神輿に神様が遷される。

御神幸の行列は、先払いを先頭に、鉾、神官、太鼓・笛・宮司・旗・剣・神輿・お傘（以下、傘と表記）の順に進む。神輿は各集落がリレー式に奉持し、かつて一部区間では船に載せて運んでいたという。現在では集落間の移動はトラックや乗用車によって行われている。各集落に入ると、神輿や鉾・傘がトラックから降ろされ、当該集落の人々によって神輿が昇られる。鉾・傘は後述する特定の集落の持ち手により奉持される。神輿がその集落の御着所近くまで来ると、まず鉾によって御着所が清められる。御着所の正面まで来た鉾持ちは、中腰の体勢を保ったまま身体を廻らして御着所に正対し、それまで斜め四十五度ぐらいの角度で保持されていた鉾が地面すれすれまで水平になるように下げ、ゆっくりと前進する。鉾先が神輿の設置場所まで達すると、鉾先を跳ね上げて、神輿に場所を譲る。神輿が安置されると、鉾と同様に、傘が神輿に向かって下げ

られる。当該集落の人々が神輿にお参りをし、神官がお発ちの合図をすると、待機していた次の集落の人々が神輿を昇り出発する。神輿を昇り集落内をしばらく進んだ後、再びトラックに載せ、車列を連ねて次の集落へと向かう。この日の行列は、近津宮神社のある郡まで進んだ後、神社の向かいにある郡小学校にある御着所に神輿を安置して終了となる。

第三日曜日は正午ごろより、神輿を郡小学校から、向かいにある近津宮神社へと移動することから始まる。近津宮神社は小高い丘状になっており、麓にある鳥居からは境内までは、細く曲がりくねった小道を上がっていくほかはない。鳥居には地面に近い所に縄が張られており、鉾先が縄の下を潜ると、周囲の歓声とともに縄が取り払われる。境内の入り口にも縄が張られ、同様に鉾先が潜ると取り払われる。鉾に続いて神輿や傘が境内へと登り、それぞれに本殿脇の広場を時計回りに三周する。神輿が広場脇の所定の場所へと安置されると、神輿前で神事が執り行われる。神事終了後、広場で田打ちと神舞が行われる。これらの諸行事が終了すると、祭礼を執り行う「祭主」の家で直会が行われるという。（近藤前掲報告書）

御崎祭りの鉾

御崎祭りの剣鉾状の祭具は、「ホコ」、「オホコ」、「オボコ」などと呼ばれ、「オカサ」などと呼ばれる傘状の祭具と対をなしている。行列では、先払い役として、道を祓い清めながら神輿の前を行く。一方、対となる傘は、日除けとして、神輿の後ろを進む。先述のように、各集落の御着所では神輿の安置に先立ち、鉾を地面すれすれまで水平になるように下げ、鉾先が安置場所まで達すると鉾先を跳ね上げる。これによって御着所が祓い清められるという。また、集落内を練り歩く際、沿道に集まった人々の頭上ぎりぎりまで鉾先を下げてから跳ね上げ、お祓いとしている。

鉾先の剣は、かつては竹製であったというが、現在はプラスチック製となっ



【図2】鉾による御着所のお清め（今中崇文、平成24.2.18）

ている。鍔受に相当する部分には三巴紋が三つ、逆三角形型に配され、鍔は左右ともに雲が刻まれているが、正面向かって左の鍔の上部には日輪、右には月輪が配されている。棹の長さは約四・五メートルともいわれ⁽⁸⁾（真鍋前掲報告書、鉾頭近くに横棒が挿されている。横棒には寄進者の名前が書かれた白・赤・黄・青といった色とりどりの奉納旗が下げられる。棹の中ほどからは細い紐が垂れ下がっており、その先には小さな鈴、さらにその先には「御崎神社」と書かれた木の札が付けられている。

鉾を持つて歩くのは、尾波瀬の青年団である。傘持ちは外之浦の青年団が担当する。両青年団の人々は揃いの法被を着用し、地下足袋を履いて神幸行列に加わる。昭和五十年（一九七五）ごろまでは、鉾持ち、傘持ちだけでなく、神社役員の衣装も紋付袴であったという⁽⁹⁾（近藤前掲報告書）。鉾持ち・傘持ちは、腰に白い幅広の布をゆったりと巻き、身体の前に垂れて袋状になった部分に棹尻を入れて中腰の状態で棹を保持する。

調査を実施した平成二十四年の祭礼では、御神幸前日の金曜日に、鉾が田尻の公民館で組み立てられた状態で安置されているのを確認した。祭礼終了後は、尾波瀬の公民館に保管されるようである。昭和三十二年（一九五七）ごろまでは、近津宮神社に保管されて

いたという⁽¹⁰⁾（近藤前掲報告書）。

鹿児島県下に見られる剣鉾状祭具

鹿児島県下には、御崎祭りの鉾以外にも、いわゆる剣鉾に似た形状の祭具が複数存在している。今回の調査では、南大隅町と鹿児島市の二つの祇園祭において同様の祭具が存在することを確認することができた。

祇園祭（南大隅町）の大鉾

御崎神社と同じ南大隅町の根占川北に鎮座する八坂神社（祇園神社）「ぎおんどん」とも呼ばれる⁽¹¹⁾で旧暦六月十五日に営まれる祇園祭（「おぎおんさあ」、「ぎおんどん」とも）においても、長大な棹のついた剣鉾状の祭具が見られる。神様の面会のために根占川南の十柱神社へ向かう行列には、露払い役として「大鉾」（二基と「大傘」（二基）が神輿の前を行き、腰の帯にのせてバランスをとりながら歩いたという⁽¹²⁾（『根占郷土誌復刻版』目で見える鹿屋・垂水・肝属の二〇〇年）。現在でも、なんらかの形で巡行に加わっているようである。

祇園祭（鹿児島市）の大鉾・小鉾

鹿児島市内の北東部、清水町に鎮座する八坂神社で七月二十五日に近い日曜日に営まれる祇園祭（「おぎおんさあ」と呼ばれる）においても、市内の天文館地区を練り歩く行列の中に、長大な棹のついた剣鉾状の祭具を見ることができる。当該祭具は、傘状の祭具と対になっており、併せて「傘鉾」とも呼ばれている。鉾と傘は、「上町」と「下町」という二つの組織が護持し、神幸行列に出している。上町は大鉾・小鉾・大傘・中傘・小傘（以上、各一基を、下町は大鉾・小鉾（以上、各一基・傘（三基、以前は七基出していたとも）を有している⁽¹²⁾（牧島知子「おぎおんさあ―鹿児島市の祇園祭り―」。これら二つの組織は、「頭」（かしら）と呼ばれる代



【図3】祇園祭（鹿児島市）の大鉾・小鉾
（今中崇文、平成24.2.20）

表者を中心に構成されている。ちなみに上町には、現任の頭（七代目）である大窪博昭氏を中心に四十七人八名が所属しており、特定非営利活動法人がごしま上町傘鉾振興会（平成二十年八月設立）を組織して後進の育成などを行っている¹³。

大鉾・小鉾の形状は御崎祭りの鉾とほぼ同じで、鋳受に三つの三つ巴紋、鋳に日月の意匠が配されている。金属製の剣には縦に二方所スリットが入っている。傘鉾には、いずれも唐竹（真竹）の棹が取り付けられるが、鉾のものは約六メートル、傘のものは八・九メートルの長さに達する。棹には、八坂神社でお祓いをしてもらった御札とお守りを収めた「神魂」と呼ばれる筒が、神社名が記された木札や鈴とともに下げられる¹⁴。（牧島前掲論文）。神魂は、傘鉾を立てた際に棹の下から一メートルの位置に来るように、長い紐で取り付けられるという。一部の傘鉾の棹には、途中で横棒が挿され、神社名や傘鉾の護持組織、頭の名前が染め抜かれた布が下げられる。

傘鉾の持ち方には、肩や手、さらには人差し指や額などで支えて掲げ持つといった複数の技法があるという。とくに、腰を下げた姿勢のまま鉾を六十度

角の状態で捧げ持つ、「練り」と呼ばれる技法がもつとも難しいとされる。

おわりに

これまで見てきたように、京都から遠く離れた九州南部の鹿児島県にも、鉾に形状が酷似した複数の祭具が存在していることが明らかとなった。今回の調査で確認できたのは、本土最南端の神社として知られる御崎神社の御崎祭り、南大隅町にある八坂神社の祇園祭、鹿児島市清水町にある八坂神社の祇園祭の三つの祭礼においてである。

現時点で確認できている剣鉾状祭具の数は決して多くはないが、以下のような共通点があることを指摘できる。全体に共通するものとしては、いずれも傘と対になって行列に加わっていることが挙げられる。また南大隅町と鹿児島市の祇園祭の鉾はともに、京都では見られないほどの、長大な棹を備えている。さらに、南大隅町の祇園祭の祭具は形状を確認できていないが、御崎祭りの鉾と鹿児島市の祇園祭の大鉾・小鉾の意匠は共通したものとなっている。

一方で、その差し方には大きな違いが見られる。御崎祭りの鉾は、地面に対して斜めに保持した状態から、地面すれすれまで水平になるように下げることによって道を祓い清めるとしている。しかし、鹿児島市の祇園祭では、身体の様々な部位を用いて、鉾を垂直に立てることに主眼が置かれている。また、御崎祭りと南大隅町の祇園祭では鉾を差すために腰に布や帯を巻くが、鹿児島市の祇園祭ではそのような道具は用いられない。

このような共通点と相違点は、鹿児島県下における剣鉾状祭具の伝播を考える上でも重要な要素であると考えられる。鹿児島県下にはまだまだ同様の祭具が存在する可能性があるため、それらの歴史的展開も含めて、今後も引き続き調査・分析を行っていきたい。

（国立民族学博物館外来研究員）

註

- (1) 加藤健司「鹿児島島の祭り探訪 佐多の御崎祭り」(高橋秀雄・向山勝貞(編)『祭祀行事・鹿児島県』おうふう、一九九八年)。そのほかに御崎祭りについて言及している文献として、後に挙げるもの以外に、村田熙「大隅の神々」『鹿児島県民俗』十二、一九五六年「のち」村田熙選集一「南九州民俗誌」第一書房、一九九四年に収録)、宮本常一「大隅半島民俗探訪録」(常民文化叢書二)慶友社、一九六八年、下野敏見(編)『佐多町の民俗』(佐多町民俗資料調査報告書二)佐多町教育委員会、一九九五年)、同(編)『佐多町の民具』(佐多町民俗資料調査報告書二)佐多町教育委員会、一九九五年)などがある。
- (2) 真鍋鍋彦「佐多町御崎神社の御崎祭り」(鹿児島県教育庁文化課(編)『鹿児島県文化財調査報告書第四十集』鹿児島県教育委員会、一九九四年)
- (3) 近藤津代志「御崎祭り」『大隅』第三十八号、一九九五年
- (4) 前掲註(3)同。
- (5) 野田千尋「佐多岬」(南日本出版文化協会、一九六六年、前掲註(2)同。
- (6) 前掲註(3)同。
- (7) 前掲註(3)同。
- (8) 前掲註(2)同。
- (9) 前掲註(3)同。
- (10) 前掲註(3)同。
- (11) 根占郷土誌復刻版編さん委員会(編)『根占郷土誌復刻改訂版』(根占町、一九九六年、江口主計(監修)『目で見る鹿屋・垂水・肝属の一〇〇年』(郷土出版社、二〇〇五年)。
- (12) 牧島知子「おぎおんさあー鹿児島市の祇園祭り」『鹿児島国際大学考古学ミュージアム調査研究報告』十、二〇一三年。
- (13) 上町傘鉾振興会は次のようなブログを運営している。「やってやろうじゃないか上町傘鉾」(<http://kasahoko.chesuto.jp/>)。
- (14) 前掲註(12)同。

参考文献

- 村田熙「大隅の神々」『鹿児島県民俗』十二、一九五六年(のち『村田熙選集二 南九州民俗誌』第一書房、一九九四年に収録)
- 小野重郎『南九州の柴祭・打植祭の研究』自費出版(一九六四年)(のち小野重郎『増補農耕儀礼の研究』『南日本の民俗文化IX』第一書房、一九九六年に収録)
- 野田千尋「佐多岬」(南日本出版文化協会、一九六六年)
- 宮本常一「大隅半島民俗探訪録」(常民文化叢書二)慶友社、一九六八年)
- 真鍋鍋彦「春祭りの二つの事例ー御崎祭りとビヨウビヨウ祭り」『経済学論集』(鹿児島大学 第十三号、一九七六年)

- 島大学 第十三号、一九七六年)
- 小野重郎「柴と垣ー柴祭り々々考」『鹿児島県民俗』百四、一九九三年(のち小野重郎『増補 農耕儀礼の研究』『南日本の民俗文化IX』第一書房、一九九六年に収録)
- 真鍋鍋彦「佐多町御崎神社の御崎祭り」(鹿児島県教育庁文化課(編)『鹿児島県文化財調査報告書第四十集』(鹿児島県教育委員会、一九九四年)
- 下野敏見(編)『佐多町の民俗』(佐多町民俗資料調査報告書二)佐多町教育委員会、一九九五年)
- 下野敏見(編)『佐多町の民具』(佐多町民俗資料調査報告書二)佐多町教育委員会、一九九五年)
- 近藤津代志「御崎祭り」『大隅』(一九九五年)
- 根占郷土誌復刻版編さん委員会(編)『根占郷土誌復刻改訂版』(根占町、一九九六年)
- 江口主計(監修)『目で見る鹿屋・垂水・肝属の一〇〇年』(郷土出版社、二〇〇五年)
- 浦野一夫「新薩藩年中行事」(南方新社、二〇一〇年)
- 牧島知子「おぎおんさあー鹿児島市の祇園祭り」『鹿児島国際大学考古学ミュージアム調査研究報告』十、二〇一三年)
- 南大隅町 <http://www.town.minamiosumi.lg.jp/default.asp>
- 鹿児島県神社庁 <http://www.kagoshima.or.jp/index.html>
- 鹿児島県 南大隅の宝モノ、優れモノの発掘および情報発信ポータルサイト <http://www.minamiosumi.com/index.html>
- 鹿児島県商工会議所 <http://www.kagoshima-ci.or.jp/>
- 上町傘鉾振興会ブログ「やってやろうじゃないか 上町傘鉾」
<http://kasahoko.chesuto.jp/>